

目次

用語について	1
解説	1
第 1 部 一般規則	5
1. 国際スポーツクライミング連盟	5
総説	5
担当事項	5
競技会	5
競技会役員	6
2. 加盟団体	8
総説	8
加盟連盟/協会の義務	8
選手団派遣資格	8
選手団の参加登録	9
国際ライセンス	9
手数料	10
3. 共通規則	11
種目	11
安全性	11
用具	11
医療担当者	12
競技エリア	12
競技エリアへの立ち入り	12
衣類と用具	13
選手団ユニフォーム	13
広告	14
壁のメンテナンス	14
順位と記録	14
付録 (Annex) 1 ワールドカップ・ランキング・ポイント	15
4. 罰則規定	16
総説	16
イエローカードによる警告	16
失格	16
制裁の累積	17
その他の者	18
5. アンチドーピング	19
採択	19
適用	19
IFSC 内部の管轄部門	19
5.4 違反と制裁	19
6. 抗議	20
概説	20
安全性に関する抗議 (Safety Appeals)	20

抗議の処理	20
抗議の結果	21
第2部 競技種目毎のルール	22
7. リード	22
概説	22
安全性	22
競技順と次ラウンド進出者数	23
競技会の進行	24
オブザベーションについて	25
選手のクライミング中	25
判定と評価	26
順位付け	27
テクニカル・インシデントと抗議	28
8. ボルダリング	30
概説	30
安全性	31
競技順と次ラウンド進出者数	31
競技会の進行	32
オブザベーション	33
選手のクライミング中	33
判定と評価	33
順位付	35
テクニカル・インシデントと抗議	36
9. スピード	38
概説	38
安全性	38
競技順および定員	38
競技会の進行	39
クライミング中の規定	40
判定及び評価	41
順位付け	42
テクニカル・インシデントと抗議	42
10. チーム・スピード	43
付録 (Annex) 2 レースとレーンの組合せ	44
参考 IFSC ルール 2018 (v1.5)より 9.チーム・スピード	46
9.1 概説	46
9.2 クライミング用構築物	46
9.3 計時	46
9.4 競技の進行	46
9.5 競技の進行	47
9.6 各ラウンド後の順位	49
参考：スピード・ウォールの規格図	50
11. コンバインド	53
概説	53
予選の形式	53

決勝の形式	54
個々のステージにおける順位	54
コンバインド・ランキング（複合順位）	55
付録（Annex）3 レースとレーンの組合せ（コンバインド）	56
第3部 各大会についての規定	57
12. ワールドカップ・シリーズ	57
総説	57
選手団の参加登録	57
競技会の手続き	58
競技順リスト	58
大会の成績と順位	59
カップの成績と順位	60
メダルと賞金	60
式典	61
アンチドーピング	61
13. 世界選手権	62
総説	62
選手団の参加登録	62
競技会の手続き	62
競技順リスト	63
成績と順位	64
メダルと賞金	64
アンチドーピング	65
14. ユース世界選手権	66
総説	66
選手団の参加登録	66
競技会の手続き	67
競技順リスト	68
成績と順位	68
メダルと賞金	69
アンチドーピング	69
15. パラクライミング	70
参考 IFSC ルール 2018 (v1.5)より 14. ワールドパラクライミングカップシリーズ/パラクライミング世界選手権	
/ワールド・パラクライミングマスター	70
14.1 総説	70
14.2 参加資格	70
14.3 形式	75
14.4 選手団の参加登録	78
14.5 テクニカル・ミーティング	79
14.6 競技順と成績の公表	79
14.7 メダルと賞金	80
14.8 式典	80
14.9 アンチドーピング検査	80
14.10 ランキング	81
APPENDIX	82

16.スピード (クラシック・フォーマット)	82
16.1 概説.....	82
16.2 クライミング用構築物.....	82
16.3 安全性.....	83
16.4 計時.....	84
16.5 各ラウンドの定員.....	85
16.6 競技順.....	85
16.7 競技の進行.....	85
16.8 試登.....	87
16.9 競技の進行.....	87
16.10 各ラウンド後の順位.....	89
16.11 テクニカル・インシデント.....	90
16.12 ビデオ記録の使用.....	90
16.13 抗議.....	91
資料 1 Continuous Updating World Ranking (CUWR) について	93
資料 2 「リード競技でのホールドの番号付けについて」	95

用語について

解説

1 以下の語は本ルール全体を通じて以下のように用いられる：

Shall, 及びそれに替えて用いられる **must** は, それが必須事項である事をあらわしている；

Shall not, 及びそれに替えて用いられる **must not** は, それが禁止事項である事をあらわしている¹；

Should 及び **should not** は, 推奨される事項をあらわしている. それを無視することはありうるが, そうした場合は推奨されることとは異なる判断を行なう前に, その意味するところを完全に理解し慎重に検討することが求められる；

May は, 裁量において判断すべき事項について言及している場合に用いる；

2 以下の定義がルール全体を通じて適用される：

Applicable Standards (適用規格) は本ルールの 3.5 で規定されたところを言う；

Appeal Fee (抗議料) は, 本ルールの適用およびその解釈の適否について, 競技会中に抗議をおこなう際の IFSC によって公表された課金及びその額を言う；

Artificial Aid (人為的補助手段) は, 以下のいずれかによって, 体勢を安定 (Controlling) または前進 (Using) することを言う：

- (a) 人工ホールド取り付けのために「T ナット」類の埋め込まれた穴²；
- (b) クライミング面の, 使用禁止として限定された部分；
- (c) クライミング面に設置固定された広告及びインフォメーション用のプレート類；
- (d) クライミング面の, そこで壁が途切れている左右及び上端の縁³；
- (e) クライミング面に固定されたボルトハンガー；または
- (f) 何らかの中間確保支点またはクライミング・ロープ；

Artificial Hold (人工ホールド) は, クライミング面に木ネジまたはボルトで取付けられた, 工業的に製造されたクライミング用ホールドを言う；

Call Zone (コール・ゾーン) は競技会のいかなるラウンドにおいても, 選手がその競技を開始する前に, 出頭しなければならない指定された区域を言う；

Category (カテゴリー) は特定の性別と年齢別グループの選手のグループを言う；

Climbing Surface (クライミング面) クライミング・ウォールの使用可能な面を言う：

- (a) そこにもともと存在するホールド⁴を含む；しかし
- (b) あらゆる人工ホールド, ボリュームその他の一時的に使用可能な, (クライミング) 面に取

¹ 原則として日本語訳では文脈に応じて, " shall ", "must"に「～とするものとする」, 「～でなければならない」を, "shall not", "must not"は「～しないものとする」, 「～してはならない」をあてている.

² 合板の場合は国内では爪付ナットの使用が一般的だが, それ以外にも数種類ある.

³ 原文は"any open or top edges to the climbing surface".

⁴ 原文は"Natural Hold". 立体成型された FRP パネルなどのいわゆる「パターン」.

付け固定されたストラクチュアは除外する；

Competition Area（競技エリア）は競技会場のうち、競技会の中のスポーツ活動の部分のために割り当てられた区域を言い、以下をその中に包含する；

- (a) アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリア；
- (b) コール・ゾーンとトランジット・ゾーン；
- (c) 以下を包含する **Competition Zone**（競技ゾーン）；
 - 1) 競技会のあらゆるラウンドに使用されるクライミング面；
 - 2) クライミング・ウォールの前方及び隣に近接した区域、及び
 - 3) ビデオの録画または再生に必要な区域など、競技の安全で公正な運営のために特に確保されたその他の区域；

Control（コントロール／保持）は、判定と順位付けに関して用いられ、選手が何らかのオブジェクトやストラクチュアを使用して以下をおこなう事を言う；

- (a) 安定した体勢を獲得する；
- (b) 何らかのダイナミック・ムーブから静止する⁵；あるいは
- (c) "Use"とは認められない何らかの登る動作をおこなった、

"Controls", "Controlled", "Controlling"は文脈に応じて使い分けられる。

Isolation Conditions（アイソレーション／隔離状態）とは、競技会のいかなるラウンドであれ、それに出場する選手が、そのラウンドのルート／ボルダーに関する、以下の限定された情報をもってそれらのルート／ボルダーのアテンプトに臨むことを言う。

- (a) 当該カテゴリーのアイソレーション・クローズ前に、競技エリア外からの観察で収集された情報；
- (b) 当該ルート／ボルダーの、集団オブザベーションのために設定されたエリアからの集団オブザベーション中に得られた、その集団オブザベーションに参加している選手間で共有されるようなものを含む情報（かつ、その選手達がそのアテンプトを終えていないか、あるいはそれぞれのアテンプトを完了している場合に限る）；
- (c) 当該ルート／ボルダーのアテンプト中に選手が獲得する情報；

Isolation Zone（アイソレーション・ゾーン）とは、入場が以下に制限されるウォームアップ・エリアを言う；

- (a) 競技会の当該ラウンドに進出した選手；
- (b) 同行するチーム・オフィシャル；

Junior（ジュニア）とは、大会開催年に18歳または19歳であるか、その年の内にその年齢に達する選手から成る年令別グループ；

Legitimate Position（レジティメイト・ポジション）とは、リード競技で用いる場合、選手がそのルートをアテンプト中に以下の状態にあることを言う；

- (a) 人為的補助手段を用いていない；

⁵ 原文は"arrest"など変遷を経て ver.1.8 では"break".

- (b) 予め取付けられた中間確保支点到に順番にクリップしている；
- (c) 次の中間確保支点到にクリップしていない時、選手が次の状態にある：
 - (1) チーフ・ルートセッターの設定したセーフティホールドに達していない、またはそのホールドを通過しようとする何らかの登る動作を行っていない；⁶
 - (2) チーフ・ルートセッターが当該の中間確保支点到にクリップ可能であると判断した最後のハンドホールドを、両手とも通過していない。

Locking Belay Device（ロッキング式確保器）とは、EN-15151-1 に準拠するものを言う。

Manual Belay Device（手動式確保器）とは、EN-15151-2 に準拠するものを言う。

Member Federation（加盟競技団体）とは、IFSC に加盟している国内主管競技団体を言う。

Original Decision（原決定）とは、本ルールの 6.8 に規定されたものを言う。

Protection Point（中間確保支点到）とは、以下のものを組み合わせて構成されるものを言う：

- (a) クライミング面の耐荷重構造物⁷に固定されたボルト⁸に接続されたクイックリンク；
- (b) 選手がクライミング中にロープをクリップするカラビナ。その向きは横向き荷重となる可能性が最小限になるようにしなければならない；かつ
- (c) 機械縫製による 1 本の適切な長さ（ルートセッターが決定する）の(a)と(b)を接続するスリング。

Reaction Time（反応時間）とは、選手がスターティング・パッドを離れた時と、スターティング・シグナルの開始時との間の時間差を言い、ゼロの場合、正数の場合、負数の場合がある：

Registration Date（登録日）とは、選手団の追加メンバー（役員であれ選手であれ）の、大会参加登録ができなくなった日の翌日を指す⁹：

Starting Signal（スターティング・シグナル）とは、クライミング・タイム（時間記録）の計測開始を表す、自動計時システムが発する、他の音とは区別された¹⁰信号音：

Structure（ハリボテ）とは、少なくとも一つのラウンドの間クライミング面に取り付けられた、手または足の、一つまたは複数のホールドとなる、中空または無垢¹¹のオブジェクト。

Singl Rope（シングル・ロープ）とは、EN-892 に準拠するものを言う。

Tecnical Incident（テクニカル・インシデント）とは、選手に不利益または不当な優位性をもたらす、

⁶ この部分は非常にわかりにくい書き方をしているので要注意。青十字＝セーフティホールドの扱いをそれ以外のクリップに関するレジティメイト・ポジションとは区別することを意味している。
ただこれを厳密に適用すると、セーフティ・ホールドの場合はその先のホールドへのムーブを起こした時点でレジティメイト・ポジションを外れることになってしまう。疑問の残る部分である。

⁷ 原文は" the load-bearing structure "で、墜落で生じる荷重を支えるもの。一般的にはクライミング・ウォールを支える構造物。

⁸ 原文は" a bolt "とあるのみ。一般的にはハンガーになると考えるしかない。

⁹ "Corrigendum"で追加された。これは、各大会規定にある「競技会の初日の 15 日前までに登録する。この日から大会初日の 5 日前までに、加盟連盟/協会はやむを得ない場合に限り、選手団メンバーを入れ替えることができる」と関係するようだ。つまり「追加登録ができなくなった日」＝「大会初日の 15 日前」の翌日が「Registration Date」であって、「選手団メンバーを入れ替えることができる」「大会初日の 5 日前」ではない、ということなのだと思われる

¹⁰ 原文は" unique". カタカナ語の「ユニーク」の一般的認識/ニュアンスは、この文脈の意味合いから外れている。

¹¹ 「無垢」は中空でないこと。

その選手の行為の結果ではない事象.

Top Hold は, 本ルールの 8.2¹²にあるような意味を持つ.

Transit Zone (トランジット・ゾーン) とは, 競技エリアの中で, 選手がそのルート/ボルダーでの競技に備える (または回復を図る) ために設定された特定のエリア¹³.

Use (ユーズ/使用) は, 判定と順位付について用いられ, 選手がいずれかのオブジェクトまたはストラクチュアを使用して:

- (a) 身体の重心または臀部が前進¹⁴した; かつ
- (b) 片手, もしくは両手を以下の方向に向かって動かすことを意味する:
 - (1) 進行方向に沿った次のハンドホールド; または
 - (2) それ以外の, 進行方向上のより遠くに位置するハンドホールドで, 同じハンドホールドから他の選手によってコントロールされたことのあるハンドホールド,

"Use", "Used", "Using"は文脈に応じて使い分けられる.

Valid Appeal (有効な抗議) とは, は本ルールの 3.5 で規定されたところを言う;

Warm-up Area (ウォームアップ・エリア) とは, 競技エリアの中で競技の準備のために指定され, その設備を有する区域を言う:

Youth A (ユース A) とは, 大会開催年に 16 歳または 17 歳であるか, その年の内にその年齢に達する選手から成る年令別グループ:

Youth B (ユース B) とは, 大会開催年に 14 歳または 15 歳であるか, その年の内にその年齢に達する選手から成る年令別グループ:

¹² 正確には 8.2 C) 3) a).

¹³ テクニカル・インシデント後の休憩のための場所 (いわゆる第 2 アイソレーション), ボルダリングの休憩ローテーション時に待機している場所などの総称とすることになる. 7.14 2B)の記述から考えると, コール・ゾーンもトランジットの 1つと考えられる.

¹⁴ 原文は" progressive movement". アクシス上の次のホールドの方向へ向けた動き, とすることになる.

1. 国際スポーツクライミング連盟

総説

- 1.1 国際スポーツクライミング連盟（IFSC）は、国際クライミング競技のあらゆる面を担当する国際的連盟組織であり、国際クライミング競技に関するすべてのことに対して、最終権限を有する。
- 1.2 IFSC は国際オリンピック委員会（IOC）の承認を受けており、IOC 承認国際競技団体連合（ARISF）、国際競技団体連合（GAISF）及び国際ワールドゲームズ協会（IWGA）に加盟している。
- 1.3 IFSC は全ての国際クライミング競技会に関する権限を持ち、以下のことをおこなう。
 - A) 技術面その他において、この競技を統括する。
 - B) 加盟国からの、国際競技会開催申請の受付。
 - C) これらの申請を審査し、それがこの競技に寄与するもので、競技会に関する IFSC の規則に則ったものであると評価された場合、それを認可する。
- 1.4 全ての IFSC が公認する競技会は、競技会に関する IFSC の規定に厳密に従ってのみ組織、開催されねばならない。
- 1.5 IFSC の組織構成は、その「規則」と「内規」¹⁵に詳述する。

担当事項

- 1.6 国際クライミング競技会の開催に関して、IFSC の担当事項は以下の通りである。
 - A) IFSC が公認する競技会開催申請の受領。
 - B) 全ての問い合わせへの対応—一般的な事柄と公認競技会に関することの双方。
 - C) IFSC が公認する競技会についての全ての情報の発信。
 - D) 特に、各競技会に関係する加盟山岳連盟/協会への競技会に関する全ての情報と、申込書式の発行。競技会への選手の参加登録を希望するあらゆる加盟山岳連盟/協会はその申請書をコピーして、IFSC と競技会を主催する山岳連盟/協会に送付しなければならない。全ての選手とその所属する選手団の役員は指定された締め切り日までに、その属する加盟山岳連盟/協会によって登録されねばならない。
 - E) IFSC ルール、規定、その他の注意事項を作成する。これらの文書に対しては修正版が公表されるが、それは原文書に併せて、かつ優先的に参照されるものである。各修正版には発効する日付が記載されねばならない。
 - F) 全ての競技会の成績、ワールドカップ・ランキングと世界ランキング（WR）、コンバインド／総合ランキング、ナショナルチーム・ランキング、大陸別ユースシリーズランキング、その他の公式情報の公式な発表。
 - G) 公認競技会における、全ての IFSC 役員の指名。

競技会

- 1.7 IFSC の加盟団体あるいは特別に IFSC が認めた組織だけが、IFSC が公認する競技会の開催を申請することができる。

¹⁵ これらについては、IFSC ウェブサイトの“About IFSC”を参照のこと。

- 1.8 IFSC の加盟団体だけが、その選手のこれらの競技会への参加申請をおこなう資格を有する。
- 1.9 国際クライミング競技会の中で IFSC の公認が必要なものは以下の通り。
- A) ワールドカップ・シリーズ (The World Cup series)
 - B) 世界選手権 (The World Championship)
 - C) 世界ユース選手権 (World Youth Championships)

競技会役員

- 1.10 IFSC は IFSC が公認する各競技会において、以下の役員を指名することができる。

A) テクニカル・デリゲイト

テクニカル・デリゲイトは、競技会開催中の IFSC に関係した大会運営上の諸事項を担当する。競技会主催者の用意した設備とサービス（選手その他の受付登録、成績判定とリザルト・サービス、医療、報道その他の設備）が IFSC 規則に則っているかどうかを確認する権限を持つ。テクニカル・デリゲイトは、競技会主催者との全ての会議に出席する権利を有する。ジュリー・プレジデントが不在の場合また、競技会場に未到着の場合、テクニカル・デリゲイトは競技エリア内における競技運営についてジュリー・プレジデントの代理を務める。特別な場合においてテクニカル・デリゲイトは、例えば競技会の形式を変更するような緊急措置の適用を決定する権限を有する。これらの措置は、IFSC により別途定められる。また、テクニカル・デリゲイトは競技会に関する詳細な報告を提出しなければならない。

テクニカル・デリゲイトが指名されていない大会、またテクニカル・デリゲイトが不在の場合にはジュリー・プレジデントがテクニカル・デリゲイトの職務を代行する。

B) ジュリー・プレジデント

ジュリー・プレジデントは競技エリアに関する全面的な権限を有する。この権限は、報道関係者や主催者の指名した他の人々全ての活動にも適用される。ジュリー・プレジデントの全面的な権限は、競技の進行に関する全ての面に及ぶ。ジュリー・プレジデントは IFSC 役員全てのミーティング、さらに競技会主催者、チーム・オフィシャル、選手の出席する全ての運営会議やテクニカル・ミーティングを主宰する。ジュリー・プレジデントは通常、審判業務につくことはないが、どのような場合であれ必要と判断されれば、一般に IFSC ジャッジ、あるいはその他のジャッジが担当する判定業務に就くことができる。ジュリー・プレジデントは競技会の開始に先立ち、審判を務める全てのナショナル・ジャッジに、IFSC の規則の適用について説明する責任を有する。ジュリー・プレジデントは競技会と、養成過程の最終段階にあるアスピラン・ジャッジについての詳細な報告の提出を要求される。

C) IFSC ジャッジ

IFSC ジャッジは IFSC が指名したインターナショナル・ジャッジで、ジュリー・プレジデントを補佐して、競技会の判定の全ての面を引き受ける。IFSC ジャッジは追加指名されることがある。IFSC はまた、IFSC ジャッジの補助を行う養成課程の最終的な実習段階にあるアスピラン・ジャッジを指名することができる。IFSC ジャッジは、競技順及び成績の一覧の発表の告知、抗議、及び競技会のプログラムに関するあらゆる重大な変更の責任を負う。

IFSC ジャッジは大会主催者または加盟連盟/協会の指名したナショナル・ジャッジの補佐を受ける。ナショナル・ジャッジの主な役割は、ルートとボルダーにおける選手の成績を、それぞれ判定することである。ナショナル・ジャッジは国際資格、または国内資格を保有していなければならない。ナショナル・ジャッジは専門的なルールと、IFSC が公認する競技会に関する諸規定を熟知し、IFSC ジャッジの指示の元でその任を務める。IFSC ジャッジは、原決定にジュリー・

プレジデントが関わっている場合、テクニカル・デリゲイトとともに抗議審査団を構成する。

D) チーフ・ルートセッター

チーフ・ルートセッターは、大会主催者の指名したルートセッター・チームのメンバーと、競技会に先立ち、ルート設定とメンテナンスに関する全ての問題——それぞれのルートやボルダー・ボルダーのデザイン、ホールドとプロテクションその他の器具類を IFSC の規定に照らして設置すること、ルート及びボルダーの補修とクリーニング、ウォームアップ設備のデザイン、設置、メンテナンスを含めて——を計画し調整するために打ち合わせをしなければならない。チーフ・ルートセッターは、競技会のそれぞれのルートやボルダーの技術的標準と安全性を、責任を持って確認し、競技エリアにおける技術的問題について、ジューリ・プレジデントに助言をおこない、リード・ルートにおけるルート図の作成を補助し、ビデオカメラの設置場所の決定について、ジャッジに助言をおこなう。チーフ・ルートセッターは競技会と、養成過程の最終段階にあるアスピラン・チーフ・ルートセッターについての詳細な報告の提出を要求される。

2. 加盟団体

総説

2.1 IFSC はその加盟連盟/協会が、その国内での活動を自由におこなう権利を全面的に尊重する。

加盟連盟/協会の義務

2.2 以下は、加盟連盟/協会、全ての大会主催者、そして、直接 IFSC のもとで従事するか、加盟連盟/協会、あるいは競技会主催者に属するかを問わず、IFSC 公認競技会に関与する者の遵守すべき義務である。

- A) 国際クライミング競技会の普及、展開、統括は IFSC のみによる独占的管理のもとにあることを無条件に容認すること。
- B) IFSC の書面による認可なしに、IFSC 自身の契約と合致しない一切の金銭上、その他の契約を外部団体（テレビ局、競技会スポンサー等）との間に締結してはならない。
- C) この競技にとって最善と思われない決定に際しては、常に IFSC の助言と同意を求めること。

2.3 IFSC 加盟の協会/連盟は責任をもって以下のことを遵守しなければならない：

- A) その国内においてこの競技を統括し、普及し、発展させる。オリンピック憲章、IOC 医事規定、国際クライミング競技に関する IFSC のルールと規則を固く支持する。
- B) 競技規則を理解し遵守する。そしてすぐれたスポーツマンシップを普及させ、選手と役員がそれを守るように努める。
- C) 選手と役員による麻薬その他の禁止物質の使用に対して、絶え間ない積極的な対策をおこなう。要求のある時は、全ての規則とガイドラインに従い、競技外検査を保証しなければならない。
- D) 選手の健康や成長に悪影響のある方法や練習を禁止する。
- E) 選手やチーム・オフィシャルに有利になるように、ルールと規則を操作することへの誘惑に対し断固とした態度をとる。
- F) 競技中とそれ以外を問わず、その選手と役員が、他の選手と役員その他の競技に関わり合う人々に対し、常に大きな尊敬の念を持って接する。

2.4 全てのチーム・オフィシャルと選手は、競技に関する全ての詳細を、責任をもって確実に熟知しておかねばならない。

選手団派遣資格

2.5 IFSC の各加盟連盟/協会は以下の条件のもとで、男子、女子それぞれの選手団を派遣する資格を有する。

- A) 選手の指定と登録に関する規則を遵守している；
- B) IFSC に対する金銭的負担に関する規定の不履行がない。
- C) 決議事項や、IFSC の懲罰手続きに基づいた決定の結果として起こる要求された行動の不履行がない。
- D) 登録されたすべての選手が、国際競技ライセンスを保持しているか、あるいは IFSC がそのライセンス申請書を受理している。

2.6 一国に一団体を越える IFSC 加盟団体が存在する場合、(全ての) 加盟団体で、その国に認められた定員内で男女選手それぞれ一つずつの代表選手団のみを派遣する権利を有する。

選手団の参加登録

- 2.7 各加盟連盟/協会は本ルール第 3 部で規定されている、選手団の選手/役員¹⁶の登録の期限に留意すること。
- 2.8 該当する場合¹⁷、IFSC の大会に参加する選手団役員および選手について各加盟連盟/協会が支払う登録料は、当該の登録日における登録選手団の人数から算出される。ただし (i) 本ルール第 3 部に登録日に続く登録変更期間が規定されていて、(ii) 加盟連盟がこの期間中にチーム・メンバーの登録を取り消す通知を文書で IFSC 事務局に提出した場合は、その取り消されたメンバーに関して支払う登録料は 50%減額される。
- 2.9 加盟団体は、選手団のワールドカップ、世界選手権、ユース世界選手権への選手/役員の登録時に、全ての選手/役員の連絡先情報（宿泊滞在に関する詳細、到着と帰国の予定日時）を提出しなければならない。

国際ライセンス

- 2.10 各加盟連盟/協会は IFSC 公認競技会に参加登録する選手とチーム・オフィシャルが、有効な IFSC 国際ライセンスを保有する、あるいはそうしたライセンスの申請が IFSC に受理されていることを保証しなければならない。加盟連盟/協会だけが、IFSC 国際ライセンスの発行と更新の申請書式の提供を認められる。
- 2.11 国際ライセンス取得のためには、各連盟/協会がそれぞれの選手及びチーム・オフィシャルについて以下を提出しなければならない：
- A) 必要事項の記入された申請書式；
 - B) 関連書類受領後に、新ライセンスの発行のための IFSC の指定する手数料。
- 2.12 各国際ライセンスは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間有効である。各連盟/協会はその選手及びチーム・オフィシャルの代理として、毎年、更新のために公式申請書式を作成し IFSC に送付することができる。
- 2.13 各選手は、そのパスポートの発行を受けた国の連盟/協会に所属していなければならない。2 つの国籍を持つ者については、当該選手及びチーム・オフィシャルは IFSC 公認競技会において所属する連盟/協会を選択しなければならない。シーズン中の所属変更は 3 月 1 日または、それ IFSC の年間予定に記載された最初の大会以降は認められない。選手については、変更後は 4 年以内にさらに所属変更することは認められない。選手の所属変更には、関係する双方の所属連盟/協会の合意が必要となる。
- 2.14 各チーム・オフィシャルは、役員に任じた国の連盟/協会に所属し、かつその連盟/協会から派遣された者でなければならない。シーズン中の所属変更は認められない。複数の国の代表を兼ねることは認められる。その場合も、安全に関する抗議の場合での監督については 1 名としてあつかう。
- 2.15 チーム・オフィシャルとしても登録されている選手は、制裁に際しては同一人とみなされる（制裁は累積される）。

¹⁶ 2014 年から、従来「選手」とのみ記述されていた部分が選手と役員の双方を含む表現に変わった。選手以外の選手団役員についてもフィーが課せられることが明確になっているように思われる。

¹⁷ "Corrigendum"で変更された。原文の冒頭に" Where applicable, "とあるが、解釈が困難。

手数料

- 2.16 すべての手数料(加盟費, 競技会参加費, 国際ライセンス料, 抗議の際の手数料など), 罰金(例えば, ルールや主催者ハンドブック¹⁸に規定されている違反行為に課せられるもの)と, 全てのその他の費用は, 加盟連盟/協会が負担する.
- 2.17 加盟連盟/協会は IFSC に, 請求された金額を請求書で指定された日までに支払わなければならない. これを守らない場合, 下の 2.19 の規定が適用される.
- 2.18 抗議の際の手数料は, 抗議をおこなう際に IFSC デリゲイトに直接支払われねばならない. 抗議は, 本ルールに別途規定されていない限り, 抗議手数料を受領するまで認められない.
- 2.19 手数料支払いに関する IFSC 規則を履行しない連盟/協会は, 「規則と付則」に従ってその加盟は保留され, 最終的には除名される.
- 2.20 手数料の額は, IFSC が毎年決定し公表する.

¹⁸ “IFSC ORGANIZER HANDBOOK”. 毎年, 概ね 2 年後に開催される大会に適用される分まで発表されるようだ.

3. 共通規則

種目

- 3.1 本ルールのもとで行なわれるクライミング競技会には以下の種目がある：
- A) リード：選手は1本または2本のルートでの獲得高度¹⁹に基づいて順位付けされる。
 - B) ボルダリング：選手は完登したボルダー数に基づいて順位付けされる。
 - C) スピード：選手は規格で定められたルートの完登に要した時間に基づいて順位付けされる。
 - D) コンバインド：選手はスピード、ボルダー、リードの順で競技をおこない、その3ラウンド²⁰を通しての総合成績に基づいて順位付けされる。

安全性

- 3.2 競技会主催者は、競技エリア、競技会場の公共部分と、競技の進行に関わる全ての活動についてのあらゆる安全の確保について責任を負わなければならない。
- 3.3 各選手には、その競技中に身につける用具と衣服について全面的に責任があるとみなされなければならない。
- 3.4 ジュリー・プレジデントは、競技エリアの安全性にいかなるものであれ疑問がある場合、チーフ・ルートセッターとの協議の上、競技会のいかなる段階にせよ、その開始や継続の不許可も含めた決定をおこなう全面的な権限を有する。役員であれ、それ以外の者であれ、ジュリー・プレジデントによって安全確保の妨げになると見なされた、あるいは妨げになることが予想されると判断された者は全て、即座にその役を解かれ、また競技エリアから退去させられる。

用具

- 3.5 IFSC 競技会で使用される全ての専用用具は、IFSC により、もしくは特別な場合はジュリー・プレジデントにより指定されたものを除き、関連する EN 規準もしくはそれと同様で、それに相当する国際的規格（適用規格）に準拠していなければならない。本ルール発行時の適用規格は以下のとおり²¹：

用具	CEN 規格
確保器（ロッキング式 ²² ）	EN15151-1 (Draft)
確保器（手動式 ²³ ）	EN15151-2 (Draft)
クライミング・ハーネス	EN12277 : 2007 (Type C)
クライミング・ホールド	EN12572-3
クライミング・ロープ	EN892
クライミング用構築物	EN12572-1, EN12572-2
安全環付カラビナ（スクリュージェイト）	EN12275 (Type H)

¹⁹ 原文は"progression"でそのまま訳せば進捗あたりになるが、さすがにそれでは違和感が強い。

²⁰ 原文が"round"だが、コンバインドのルールに従えば、ステージを使用すべきところだろう。

²¹ この一覧に 2016 年にオートビレイが追加された（EN341:2011 (Type C)）。これはスピード競技でのオートビレイの採用にともなうものだが、何故か 2017 年版では消えている。推測だが、スピード競技に使用されるオートビレイは使用に耐える仕様のデバイスが限定され、メーカーと商品名を特定して指定（<https://www.ifsc-climbing.org/index.php/about-ifsc/sport-department/speed-project>）されており、単純に EN を満たすだけでは不十分のため、削除されたのではないだろうか。

²² グリグリに代表されるようなタイプの確保器。スピードのクラシックビレイ（ピレイヤーがロープ操作する確保）で使用する。

²³ ATC に代表されるタイプの確保器。リードの確保で使用する。

安全環付カラビナ（セルフロックング）	EN12275 (Type H)
クィックドロワー/テープスリング	EN566
クィックドロワー/連結具（カラビナ）	EN12275 (Type B, Type D)
クィックドロワー/連結具（クィック・リンク ²⁴ ）	EN12275 (Type Q)

医療担当者

- 3.6 ジュリー・プレジデントは、医師（競技会専属医師 "Competition Doctor"）が、選手やチーム・オフィシャルの事故や負傷に対応するために待機していることを確認しなければならない。競技会専属医師はアイソレーションまたはウォーミングアップ用ウォールのオープン予定時刻から、その競技会のすべてのラウンドの最後の選手の競技が終わるまで、駐在しなければならない。
- 3.7 負傷、その他の病気など、どのような理由であれ、選手が競技に耐える状態にないと信ずる場合：
- A) ジュリー・プレジデントは競技会専属医師に、以下の身体テストをおこない、選手の状態を検査するよう依頼することができる：
- 1) 下肢：選手が連続して 5 回、それぞれの足で片足跳びが可能であるか。
 - 2) 上肢：選手が連続して 5 回、両手で腕立て伏せが可能であるか。
 - 3) 出血：選手が、血液がホールドに付着することがないように止血していることを確認しなければならない。傷口に（テープを貼ったのち）白布をあてがって血がにじみ出ることがあってはならない。
- B) この検査の結果の後、その選手は競技に適した状態ではないと競技会専属医師が判断した場合、ジュリー・プレジデントは当該選手の競技参加を中止させねばならない。その後、当該選手が回復したと言う確証があれば、彼/彼女は所定の再検査を要求できる。検査の結果に従い、競技会専属医師は選手が競技に適した状態にあると判断すれば、ジュリー・プレジデントはその選手の競技を許可することができる。
- 3.8 いかなる場合も、選手からの要求によって、特別な措置（たとえばボルダーの上からはしごで地面に降りる、など）を用意することがあってはならない。

競技エリア

- 3.9 競技エリアと一般に開放されたエリアとの間は、明確に区切られていなければならない。
- 3.10 喫煙は指定された場所——通常はアイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアの出入り口に隣接し、コール・ゾーン、トランジット・ゾーンや競技ゾーン内であったり近接していたりすることのない場所となる——でのみ認められる。指定された喫煙所は、アイソレーション・ゾーンの一部として扱われる。
- 3.11 いかなる選手もチーム・オフィシャルも競技エリア内にある間は、いかなる電子通信機器も、ジュリー・プレジデントの許可なく所持または使用することは認められない。

競技エリアへの立ち入り

- 3.12 以下に指定する者のみが競技エリアへの立ち入りを認められる：
- A). IFSC 役員

²⁴ 2013 年の追補でマイロンラピッド（仏語）からクィック・リンク（英語）に変わった。用語を英語に統一するということと思われる。

- B) 主催者役員
 - C) 当該ラウンドに参加資格のある選手（ジュリー・プレジデントまたはその代行者の指示を受けた者）
 - D) 公認された、チーム・オフィシャルの役員（アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアのみ）
 - E) ジュリー・プレジデントが特に認めた者。この場合、これらの者は競技エリアにいる間を通して、競技エリアの守秘性を保ち、不要な混乱や選手に対する妨害を防ぐために、競技会役員の付き添いと監視のもとにおかれる。
- 3.13 動物はパラクライミングの視覚障害部門の B1, B2, B3 カテゴリーの選手の盲導犬を除き、アイソレーション・ゾーンに入ることができない。この規則の例外は、ジュリー・プレジデントの許可を必要とする。

衣類と用具

- 3.14 選手の使用する全ての専用用具は、IFSC が別途指定した場合を除き、該当する²⁵適用規格に準拠したものでなければならない。選手は：
- A) そのアテンプト中、クライミング・シューズを履き、必要がある場合シット・ハーネスを着装するものとする；
 - B) チョークバッグ及びチョーク（粉末、液状）を手につけることができる。それ以外の補助剤（例：レジン＝松脂）を使用してはならない。
 - C) ヘルメットを着用することができる、
- 選手はクライミング中にオーディオ機器を着装または携帯してはならない。
- 3.15 競技会主催者から提供される公式のゼッケン（number bib）は、上衣の背中側にはっきり見えるようにつけなければならない。ゼッケンは IFSC 主催者ハンドブックに示される大きさを越えてはならない。競技会主催者は、加えて選手のズボンの脚の部分に競技順ゼッケンをつけさせることができる。

選手団ユニフォーム

- 3.16 各公式の式典及びミーティング（IFSC 及び大会主催者によっておこなわれるインタビュー、記者会見を含む）に、その所属する協会／連盟を代表して出席する選手とチーム・オフィシャルは、その選手団のユニフォーム——以下のついた長袖の上衣を含む——を着用しなければならない。
- A) 国名または IOC の 3 文字コード；
 - B) 任意で所属競技団体のロゴ；
 - C) 任意で国旗の表示。
- 3.17 その所属する協会／連盟を代表する選手は、登る際にその選手団のユニフォームを着用しなければならない。
- A) ユニフォームに上衣（長袖、半袖を問わず各国のスポーツカラーまたは、同様に他国と区別しうる色、デザインであること）は必須である。また上衣には、以下のものを表示すること：
 - 1) 所属協会／連盟のロゴ；

²⁵ "Corrigendum"で"relevant"が追加された。

- 2) 国旗の表示；
- 3) 上衣の背面または脇に、対比的な色を用いて国名または IOC の 3 文字コード。

B) [適用せず]²⁶

チーム・ユニフォームのデザインは、男女の選手で異なっていてよい。2020 年のシーズン開始からは、チーム・ユニフォームの色は男女の選手で同色でなければならない。

広告

3.18 あらゆる用具、衣類は以下の広告規定に従うものとする：

- A) ヘッドウエア：製造者／スポンサーのラベルの合計サイズの上限は、18 平方センチとする。
- B) チーム・ユニフォームの上衣とレグウエア：スポンサーのラベル——合計 300 平方センチ以内。文字または形象による製造者のロゴ（名称や何らかの文は含まず）は、幅 5cm 以内で細長い形の装飾的な「デザインマーク」として、単一または連続で使用できる。デザインマークは過度に目立ったり、衣類の外観上見苦しくない限り、下記のいずれかの位置に表示することができる。
 - 1) 袖の一番下に袖に対して横切るように
 - 2) 袖の外側の縫い目の部分
 - 3) 衣類の外側の縫い目に沿って
- C) チョークバッグ：製造者の名称またはロゴ、及びスポンサーのラベル——合計 100 平方センチ以内
- D) 靴とソックス：製造者の名称またはロゴのみ
- E) タトゥーなど選手の身体に直接表示されたいかなる広告用の名称、ロゴも、上記にそれぞれ規定された身体部分のサイズ上限に含めて計算するものとする。

壁のメンテナンス

- 3.19 チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドを通じて、IFSC ジャッジからの依頼に応じて壁の保守と修理を能率的かつ安全におこなう、熟練した保守チームを確保しなければならない。安全性は、常に最優先されねばならない。
- 3.20 IFSC ジャッジの指示があったら、チーフ・ルートセッターは直ちに補修作業をおこなわねばならない。補修終了後、チーフ・ルートセッターが点検し、ジュリー・プレジデントに対し補修の結果、以降の選手に有利または不利になることがない旨を告知しなければならない。競技会のそのラウンドを継続するか、中止し再スタート（再試合）をおこなうかのジュリー・プレジデントの決定は最終的なもので、この決定に関するいかなる抗議も受諾されない。

順位と記録

3.21 IFSC は以下の確定順位を公表する。

- A) 本ルール of 当該セクションの定めるところに従って算出した、各年の各カテゴリーのワールドカップ・ランキング；
- B) ボルダー、リード、スピードの各種目の、過去 12 ヶ月間に各ワールドカップ、世界選手権で選手に与えられたランキング・ポイントの加重合計²⁷として算出する「常時更新される世界ランキ

²⁶ ここは、レグウエアについてもユニフォームを定めるものとしたところである。2015 年度以来、適用せずとなっている。

²⁷ 値に一定の基準で軽重をつけて合計をとること。CUWR の計算でもフィールドファクタという値を大会ごとに算出してこれに乗ず

ング²⁸」(Continuous Updating World Ranking=CUWR)；

C) スピード競技の世界記録.

付録 (Annex) 1 ワールドカップ・ランキング・ポイント

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1 位	100	11 位	31	21 位	10
2 位	80	12 位	28	22 位	9
3 位	65	13 位	26	23 位	8
4 位	55	14 位	24	24 位	7
5 位	51	15 位	22	25 位	6
6 位	47	16 位	20	26 位	5
7 位	43	17 位	18	27 位	4
8 位	40	18 位	16	28 位	3
9 位	37	19 位	14	29 位	2
10 位	34	20 位	12	30 位	1

ること大会ごとのポイントに差をつけている。詳細は資料1 (P.90) を参照。

²⁸ CUWR は 2000 年ごろはこの名称だったものが、いつの間にか短縮されて単に WR と表記されてきた。2019 年の改定で当初の呼称が復活した形で、ホルダーの「ゾーン」の呼称の変遷を思わせる。

4. 罰則規定

総説

- 4.1 ジュリー・プレジデントは競技エリア内において、競技会に影響を及ぼす全ての活動と決定に、全面的な権限を有する。
- 4.2 ジュリー・プレジデントと IFSC ジャッジはともに、あらゆるその大会に参加登録した選手及びチーム・オフィシャルによる競技会規則に対する違反と、品行上の問題に関して以下のことをおこなう権限を有する：
- A) 非公式の口頭での警告；
 - B) イエローカードの提示による公式な警告。
- 4.3 イエローカードまたはレッドカードの提示後、できる限り早い時点で、ジュリー・プレジデントは、以下のことをおこなわねばならない：
- A) 違反についてそして、ジュリー・プレジデントが規則に基づいたそれ以上の懲罰行動を考慮した問題の提訴を、規則に従って提議するかどうかについての陳述書を作成し、チーム・マネージャー（あるいはそれができない場合は本人に直接）に提出する。
 - B) この陳述書のコピーを、規則違反の詳細な報告書、証拠、IFSC の懲罰委員会への提訴による追加懲罰の考慮を求める勧告とともに IFSC に提出する。

イエローカードによる警告

- 4.4 イエローカードによる警告は以下の規則違反に対しておこなわれる。
- A) 選手またはチーム・オフィシャルによる競技エリア内での違反：
 - 1) 比較的軽度の、スポーツにふさわしからぬ行動；
 - 2) 比較的に中程度の、猥褻な、または好ましからざる言動。
 - B) その競技会に指名された IFSC 役員からの指示に関するもの、以下にあるものを含むが、これに限定されるものではない：
 - 1) IFSC ジャッジまたはジュリー・プレジデントによるアイソレーション・ゾーンへ戻る指示に対する不当な遅滞；
 - 2) コール・ゾーンから競技ゾーンへの移動の指示を受けた後の不当な遅滞；
 - 3) IFSC ジャッジの指示にしたがってスタートしなかった。
 - C) 用具及び式典に関するもの：
 - 1) 用具及び衣服に関するルールや規則に従わない；
 - 2) 競技会主催者から供与された競技順ゼッケン（number bib）を着用しない；
 - 3) メダル受賞者の表彰式への欠席；
- 4.5 イエローカードを受けたチーム・オフィシャルは、その大会期間中、競技エリア内のチーム・オフィシャルの便宜のために設けられたエリアに立ち入ることが認められない。

失格

- 4.6 ジュリー・プレジデントだけが、特定の個人を競技会から失格させる権限を持つ。失格はレッドカードの提示によらねばならない。
- 4.7 以下の規則違反は、レッドカードの提示と当該者の競技会での即時の失格となり、それ以外の制裁は伴わない：

- A) アイソレーション状態にある時に、アイソレーション状態の定義の範疇をはずれてルート/ボルダーに関する情報を収集した²⁹；
- B) 認められていない用具の使用；
- C) 競技エリアにいる間に、許可なく通信手段を使用した。

4.8 以下の規則違反は、レッドカードの提示と、選手のその競技会での即時の失格となり、さらに IFSC の懲罰委員会に即時に提訴される。

- A) 選手またはチーム・オフィシャルによる競技エリア内での違反：
 - 1) アイソレーション状態で行われるあらゆるラウンドについて、アイソレーション状態の規定から想定される以外の情報を、以下から収集または提供した：
 - a) 競技エリア外にいる者から；
 - b) 当該ルート／ボルダーでのアテンプトを終了している者から。

なお、競技会のソレーション状態の適用されないラウンドでは、選手はそのアテンプトの前、そしてアテンプトの間、競技ゾーンの外にいる他のチーム・メンバーから情報提供を受けることができる。³⁰

- 2) 準備中またはアテンプト中の選手の攪乱または妨害をした。
 - 3) ジャッジ、主催者役員、IFSC 役員の指示に従わなかった。
 - 4) 衣服に及び用具/装備における広告に関する規定の違反。
 - 5) スポーツにふさわしくない問題のある行動、またはその他の重大な競技会の妨害。
 - 6) IFSC 役員、主催者役員、選手またはチーム・オフィシャルあるいは何人であれその他の人々に対する脅迫的、または礼を失した、あるいは暴力的な言動。
- B) 違反行為が、競技エリア外であっても、公共エリア、競技会場内、あるいは競技に関係して選手やチーム・オフィシャルによって使用されている宿泊場所や施設内でおこなわれた場合：
 - 1) スポーツにふさわしからぬ深刻な問題行動、またはその他のはなはだしい攪乱行為。
 - 2) IFSC 役員、主催者役員、選手団員（選手を含む）あるいは何人であれその他の人々に対する脅迫的、または礼を失した、あるいは暴力的な言動。
 - C) ジュリー・プレジデントの指示による競技会期間中の肥満度（BMI）検査の拒否

4.9 IFSC の懲罰委員会に提訴された場合の以降の手続きは、「IFSC の懲罰と抗議に関する規則」³¹に別途定める。

制裁の累積

4.10 同じ人物³²が 1 回の競技会で 2 枚のイエローカードを受けた場合、レッドカードが発行され、その人物は当該競技会で失格となる。

²⁹ 原文は"gathering information about the routes/boulders other than as considered by the definition of Isolation Conditions (when such conditions are in force)";".腹が立つくらいに回りくどい言い方。

³⁰ 2015 年の改定で、フラッシュでおこなわれるラウンドでは、競技ゾーン外の選手や選手団役員からのアドバイスが可能になった。というより、それを規制することが困難なので認めたのではないかと思われる。

³¹ "the IFSC Disciplinary and Appeal Rules"

³² 2014 年の改訂でそれまでの「competitor」が「person」に変更された。選手以外の選手団メンバーへのイエローカード発行を考えた変更だろう。なお、person の訳語には前後の関係で、「人物」と「特定個人」のうち自然に感じられる方をあてている。

- 4.11 同じ人物が同一シーズンに 3 枚のイエローカードを受けた場合は、以下のいずれかとなる：
- A) その人物がすでに世界ランキングにカウントされる次の IFSC 競技会に登録している場合、その競技会への参加資格を失う。
 - B) A)が適用できない場合、その人物は世界ランキングにカウントされる次の IFSC 競技会の、(3 枚目のイエローカードが発行された種目への)登録資格を失う。
- さらに、それぞれのケースにおいて当該チームの参加定員は、それに応じて削減される。

その他の者

- 4.12 ジュリー・プレジデントは、誰であれ規則に違反した者の、競技エリアからの即時の退去を求め、必要であれば、その要求がいれられるまで競技の進行を中断する権限を有する。

5. アンチドーピング

採択

5.1 IFSC は世界アンチドーピング規定 (The Code) を採択する。

適用

5.2 この規定 (The Code) は、IFSC の権限のもとに開催される全ての競技会に適用される。

5.3 こうした競技会に参加する、その準備に関わる、またどのような形にせよ——選手、コーチ、トレーナー、役員、医療担当者、準医療担当者——関与する者は全て、この規定 (The Code) ならびに本ルールの 5.5 節³³に定めるところを遵守し、その規制を受けることに同意しているものとみなされる。

IFSC 内部の管轄部門

5.4 この規定 (The Code) の IFSC 内での適用は、アンチドーピング及び懲罰委員会が管轄する。

5.4 違反と制裁

5.5 ドーピングへの違反は、「IFSC アンチドーピング指針と手続き」と「IFSC 懲罰と抗議に関する規則」に基づいて処理される。

³³ 5.5 節ではなく 5 節の誤記で、この節全体を指すものだろう。

6. 抗議

概説

- 6.1 本ルールに基づいて開催される各競技会には、以下から構成される抗議審判団が任命されるものとする。
- A) テクニカル・デリゲイト；及び
 - B) ジュリー・プレジデント（ジュリー・プレジデントが抗議の対象となる決定に関与している場合は IFSC ジャッジ）。
- 6.2 全ての抗議とそれに対する回答は、英語で行なわれなければならない。
- 6.3 抗議は以下のいずれかに対して提出されなければならない：
- A) 抗議審判団の構成員
 - B) IFSC ジャッジ、この場合 IFSC ジャッジは問題を抗議審判団に付託するものとする。

安全性に関する抗議（Safety Appeals）

- 6.4 本ルールの他の規定にかかわらず、重大な安全上の問題が存在する可能性がある場合には、抗議（Safety Appeal）をおこなうことができる。安全性に関する抗議は、以下の通りでなければならない：
- A) 文書でおこなわれ抗議料は必要としない；
 - B) 少なくとも 3 チーム以上の異なるチームのチーム・オフィシャルの署名を要する、
- 抗議審判団は、指摘された問題を是正するための対応を遅滞なく決定し、実施しなければならない。

抗議の処理

- 6.5 抗議を受け取ったら、抗議審判団は当該抗議について以下の判断を行なうものとする：
- A) 「無効」（Invalid）、この場合抗議料、その旨が記載された抗議文書が返却される；
 - B) 「有効」（Valid）、この場合、抗議審判団は抗議に対する処理を進める。
- 6.6 有効とされる抗議は、本ルールに特に定めのない限り、抗議は以下のようなものでなければならない：
- A) IFSC のウェブサイトにある書式による（またはそれと同じ内容を記入した）文書で以下のいずれかの署名のあること：
 - 1) 当該のチーム・オフィシャル、または
 - 2) その大会に登録された者がいない場合は、当該選手。
 - B) 該当する抗議料を添えて提出すること；
 - C) 以下を明らかにしていること：
 - 1) 抗議の根拠となる規則の条項；かつ
 - 2) 抗議の対象となる問題に影響を受ける選手または選手のクラス³⁴。
- 6.7 6.6 に拘わらず、抗議審判団は、以下のような抗議を無効と判断することができる：
- A) 本ルールの定める期限外におこなわれたもの；

³⁴ 原文は"the competitor or class of competitors". "class"という用例は他にない。カテゴリー、年齢別グループ、参加種目などを一まとめにした概念になるのだと考えられる。

- B) ルールのいかなる条項にも該当しない事項に関しておこなわれたもの；
- C) 抗議審判団が、(その抗議は) 他の場合では無効と一致して判断したもの³⁵.

6.8 本ルールへの違反または競技会に関係した何らかの決定(原決定 "Original Decision")に関する有効な抗議については：

- A) 公式リザルトに対するものである場合、ジューリ・プレジデントは以下の対応をしなければならない：
 - 1) 公開されたりザルトに抗議判定中(Under Appeal)である旨を記し、抗議の対象となっていることをあきらかにする；
 - 2) 大会主催者の放送を通じて、リザルトが抗議判定中であることを公開する。
- B) 抗議審判団が抗議への対応を、以下に従い決定するものとする：
 - 1) 競技会の日程に照らして、ただちに手際よくおこなう；
 - 2) 全ての人員と便宜を活用しておこなう；

抗議に対する対処の決定にあたり、抗議審判団は以下のもの以外の証拠となる映像を参照してはならない：

- a) 公式ビデオ記録；そして
 - b) IFSC による公式の放送用ビデオ記録。
- C) もし：
- 1) 参照可能な証拠類が決定的なものではない場合、あるいは抗議審判団が全員一致で決定を下すことができない場合、抗議は「判定不能」(Undetermined)とされ、原決定が確定し、抗議料は返却される；
 - 2) 参照可能な証拠類が決定的なもので、かつ抗議審判団が全員一致で決定を下すことができた場合、抗議に対する決定は以下のいずれかとなる：
 - a) 「受諾」、この場合、抗議料は返却され原決定が変更される；あるいは
 - b) 「却下」、この場合、抗議料は没収され原決定が確定する。
- D) 抗議に対する決定の通知は文書で行われ、抗議審判団が抗議を公式に提出した者に手渡されるものとする。

抗議の結果

6.9 あらゆる抗議審判団による公式な決定は、最終的なものでありそれ以上の抗議の対象とすることはできないものとする。

³⁵ 原文は" the Appeals Jury agrees is otherwise invalid ". 正直に言って、意味不明というか、具体的にどのようなケースであるのかわからない。

7. リード

概説

7.1 リード競技会は：

A) 専用に設計された、少なくとも 12m の高差を持つ人工壁でおこなわれ、選手はシングルロープを使用した下からの確保で、一連の中間確保支点到にロープをクリップすることで自身の安全を確保しながら登るものであり、認められるルート設定条件は以下のとおりとする：

- 1) 最短で 15 メートルの長さ；
- 2) (ジュリー・プレジデントが特に認めた場合を除き) 最低で 3m の幅³⁶

B) 以下のような構成とする：

- 1) スターティング・グループごとに 2 本の異なるルートを使用し、デモンストレーションの後に実施する予選；
- 2) 各カテゴリーにつき 1 本のルートによるデモンストレーションを行わずに実施する決勝(及び/あるいは 準決勝)³⁷,

7.2 ルートの設定：

A) それぞれのルートは以下のように設定されねばならない：

- 1) 墜落によって選手または第三者が負傷する、あるいは他の選手を妨害するおそれが最小限であること；
- 2) 下方へのジャンプがないこと。

B) ジュリー・プレジデントは以下のことを認めることができる：

- 1) ロープを 1 つまたはそれ以上の中間確保支点到に、事前に通しておくこと；
- 2) ルートの出だしでより安全を確保するために、スポッターを配置する

しかしながら、可能な限りこうした対策が不要であるようにルート設定がおこなわれねばならない。

安全性

7.3 ジュリー・プレジデントは：

A) IFSC ジャッジ及びチーフ・ルートセッターとともに各ラウンドの開始前に、それぞれのルートの確認を行なうものとする。チーフ・ルートセッターは、安全上の理由から中間確保支点到について、特定のホールド(「セーフティホールド」)あるいはそれより手前のホールドからクリップするよう規定することができる。³⁸その場合、そのホールド及び該当する中間確保支点到に明瞭に青十字でマーキングし、ルートのオブザベーション中にそれを指示しなければならない。

³⁶ ここで規定されている「幅」はルートの幅であってクライミング・ウォールの幅ではないことに注意。

³⁷ 原文は "A Final (and/or Semi-Final) round(s)". and/or は、意味はわかるが日本語にならない典型。この部分をわかりにくくしているのは、and になる事態とは？と言う問題である。なおこの後に 1.6 ではあった "in exceptional circumstances the Jury President may cancel either the Semi-Final or Final round of the competition." が 1.8 以降では削除されている。

³⁸ セーフティホールド=青十字とそれ以外のクリップに関するレジティメイト・ポジションは P.3 にあるように区別されることになった。これにともないセーフティホールドについては、未クリップの状態ですれ以降のホールドへのムーブをおこなっても評価されないことになる。この点はルールでは明確な文言はなく、"RULES 2019 CHANGES"に記述されている。

B) クライミング・ロープを競技会中、随時交換させることができる：

7.4 それぞれの選手は、ハーネスを装着しなければならない。ジュリー・プレジデントは、選手のハーネスの安全性に問題があると信ずる理由がある場合、選手の競技開始を認めてはならない。

7.5 クライミング・ロープは1名のビレイヤーが地上から操作するが、もう1名の補助を受けることが望ましい。各ビレイヤーは：

A) 手動式確保器を使用しなければならない；

B) アテンプットの開始前に以下の確認を行なうものとする：

- 1) クライマーのハーネスが正しく装着されていること；
- 2) クライミング・ロープが選手のハーネスに8の字結び及び止め結びで装着されている；
- 3) クライミング・ロープが素早く、適切に使用できるよう巻いてあるか整理されている。

C) アテンプット中は常時選手に注意を払い、常にクライミング・ロープに適度なたるみがあることを確認し、以下を遵守する：

- 1) ロープをむやみにタイトにし過ぎたり、緩めすぎたりすることで選手を妨げることがない；
- 2) いかなる墜落も動的で安全な確保法で停止させる；
- 3) クライマーを地上に安全に降ろす。

競技順と次ラウンド進出者数

7.6 予選は各カテゴリーにつき1つまたは2つのスターティング・グループでおこなう：

A) スターティング・グループ数は以下にしたがって決定する；

参加選手数	スターティング・グループ数
< 80	1
> 79	1 または 2

B) 2つのスターティング・グループとする場合は；

- 1) 各グループのルートは総体的な難度が近似で、似通った性格（側面から見た形状とルートの内容）でなければならない。
- 2) 選手は以下のように各グループに割り振られるものとする：
 - a) 世界ランキングを有する選手を下の例のように各スターティング・グループに振り分ける。

スターティング・グループ A	スターティング・グループ B
1 位	2 位
4 位	3 位
5 位	6 位

- b) 世界ランキングを持たない選手を無作為順に各スターティング・グループに振り分ける。

その結果、各スターティング・グループにほぼ同数の選手が振り分けられるものとする。

7.7 準決勝及び決勝の進出者数は、それぞれ26名と8名とする：

A) あるカテゴリーに2つのスターティング・グループがある場合、後に続くラウンドへの進出者数は各グループに均等に割り当てられるものとする；

B) 各ラウンドへの進出者は、先立つラウンドの最上位の選手からあてて行くものとする。同着の選

手があって定員を超過する場合は全ての同着の選手を、次のラウンドに進出させるものとする。

7.8 競技順：

- A) 予選の各スターティング・グループの競技順は、以下のように決定するものとする；
- 1) 最初のルートは無作為順に決定する；
 - 2) 2番目のルートは、最初のルートと同じ順番で、50%の人数³⁹——選手数が奇数の場合は切り捨てた人数——のところで前後を入れ替える；
- B) 以後の各ラウンドのスターティング・グループの競技順は、先立つラウンドの成績の逆順とする；すなわち最上位の選手が最後に競技をおこなう。先立つラウンドで同着の選手の場合、それらの選手間の競技順は以下の通りとする：
- 1) 同着の選手がそれぞれ現世界ランキングを有する場合、その現世界ランキングの降順とする、すなわち最上位の選手を最後とする；
 - 2) 同着の選手がともにランク外であるか、現世界ランキングが同位の場合は、無作為順とする；
 - 3) 世界ランキングを有する選手とランク外の選手が同着の場合は、ランク外の選手を先にする。⁴⁰

いずれの場合も公式のスタートリストに掲載されるものとする。

競技会の進行

7.9 リード競技会の準決勝と決勝は、アイソレーション状態で運営されるものとする。準決勝、決勝に進出した選手は、そのラウンドの公式スタートリストに記載された時刻までに、アイソレーション・ゾーンに出頭しなければならない。その時刻までに出頭しなかった、またはアイソレーション・ゾーンにいない選手はそのラウンドに出場できない。

7.10 以下の場合には定められた最低限の間隔を置かねばならない：

- A) 最初の予選ルートの選手のアテンプト終了と、2本目の予選ルートのアテンプト開始の間に50分以上；
- B) 競技会の連続する2つのラウンドが同日中に行なわれる場合、最初のラウンドの最後の選手の競技終了と、後のラウンドのアイソレーション・ゾーンの受け付け終了の間には2時間。

7.11 各選手は当該ラウンドの公式スタートリストに定められた競技順でアテンプトを行なうものとする。選手がその時刻に競技開始できない場合も、一切の日程変更は認められない。

7.12 出場選手数が22名を上回るラウンドでは：

- A) 各ルートのホールドはラウンド中、同じ間隔でクリーニングされるものとする。クリーニングの間隔は20人を越えないことが望ましく、22人を越えてはならない。⁴¹
- B) クリーニングの予定は公式スターティング・リストに示されるものとする。

7.13 決勝では：

³⁹ 半数と訳したいところだが、日本語の「半数」は、数詞について使うことが多い。「半数」と言ってしまうと選手数が奇数の場合の小数点以下の切り捨てという記述で違和感を覚えるため、あえて原文のままの50%という表現にした。

⁴⁰ 原文では後段が3)の中に含まれているが、文脈的に判断するなら、ここで改行されるべきだろうし、ボルダリングの場合は、ここで改行されているので、それに合わせて改行した。

⁴¹ 原文は"The cleaning interval should not exceed 20 and shall not exceed 22.". should と shall の微妙な使い分け。

- A) それに先立ち、出場選手の紹介をおこなうものとする。
- B) いずれのカテゴリーも所要時間が 90 分を越えないこととする。

オブザベーションについて

7.14 オブザベーションは：

- A) 予選の各ルートのデモンストレーションを、以下のいずれかの方法でフォアランナーがおこなうものとする：
 - 1) ウォームアップ・エリアで、ビデオ録画を連続して再生する。再生開始はそのラウンドの開始予定時刻の 60 分前より以後であってはならない；
 - 2) ビデオ録画が使用できない場合は、最初の選手のアテンプットの 30 分前までに、実演でデモンストレーションをおこなう。
- B) 準決勝と決勝では、それぞれに先だって、選手による 6 分間の集団オブザベーション時間を設けるものとする。
 - 1) この間、選手は：
 - a) 出だしのホールド（のみ）に、地面から離れることなく触れることができる。
 - b) 双眼鏡を使用してルートを観察することができる。
 - c) 手書でスケッチや記録をすることができる。
ただしいっさいの記録機器の使用はできない。
 - 2) この期間が終了したら、選手は IFSC オフィシャルの指示により、アイソレーション・ゾーンまたはトランジット・ゾーン⁴²に戻らなければならない；

選手のクライミング中

- 7.15 各ルートでの競技期間は 6 分間とする。各選手は、テクニカル・インシデント申告後に追加アテンプットが認められた場合を除き、各ルートで 1 回のアテンプットが認められる。特定の場合、すなわち競技会がアフターワークで行なわれる場合は、別途プラクティス・ピリオドが設定され、その間は人為的補助手段の有無を問わずアテンプットを行なうことが認められる。⁴³
- 7.16 特に別途の指示がない限り、選手はコール・ゾーンでそのアテンプットの最終準備をおこなうものとする。各選手は、コール・ゾーンを離れた時から⁴⁴40 秒間の最終オブザベーションが認められる、その後はアテンプットを開始しなければならない。
- 7.17 選手のアテンプットは：
- A) 選手の身体の一部が地面から離れた時に開始したものとされ、競技時間の計時が始められる。なお⁴⁵、選手がスタートしたのかスタートする前にポジションを調整しているのかの判断の裁量権

⁴² 通常はコール・ゾーンになる。コール・ゾーンはトランジット・ゾーンに含まれる、ないしはその 1 つと考えられる。

⁴³ この後段は 1.18 から追加された。アフターワークによる競技が可能であることを規定するものとなる。以前アルコ・ロックマスターには以前アフターワークがあったと記憶する。そうした大会を、IFSC 公認で WR にカウントする大会として位置づけるための変更か、あるいは将来のオリンピック競技ルールへの布石か？

⁴⁴ 以前は *designated line* という概念があり、それを越えた時に計時開始だったがいつの間にかコール・ゾーンを離れてからということに変わっている。

⁴⁵ 原文は "For the avoidance of doubt," で、そのまま訳すと、「疑義の生じるのを防ぐため」というようなことになるが、ルール中での使用を比較して検討すると、前にある文章を補足あるいは厳密化する文章に付されていることがわかる。こうした場合の日本語としては「なお」が相応しいと考える。

はルート・ジャッジが有するものとする。そのアテンプト中に選手は：

- 1) ホールドのクリーニングをおこなってはならない；
 - 2) 中間確保支点に順番にクリップしなければならない。なお；
 - a) 直近にクリップした中間確保支点については、クリップをはずしてかけ直すことができる；
 - b) 選手は"Z クリップ"を、関係するクリップをはずしてかけ直して修正しなければならず、修正後は全ての中間確保支点にクリップされていなければならない。
- B) 以下の場合に競技終了となる：
- 1) 選手が最終の確保支点にクリップしたとき；
 - 2) 選手が墜落したとき；
 - 3) アテンプトの中止を IFSC ジャッジが指示したとき。

7.18 IFSC ジャッジは：

- A) 以下の場合に選手のアテンプト中止を命ずるものとする：
- 1) それ以上の進行が危険であると信ずるにたる理由がある場合；
 - 2) 選手が；
 - a) そのルートの競技期間を超過したとき；
 - b) ルートのアテンプト開始後、地面に戻ったとき。
- B) 以下の場合に選手のアテンプト中止を命ずることができる：
- 1) 選手がレジティメイト・ポジションにないとき；
 - 2) テクニカル・インシデントが発生したとき。

判定と評価

7.19 ルート中のハンドホールドのチーフ・ルートセッターが（IFSC との協議によって）規定した評価値を記入したルート図（"トポ"）が：

- A) 競技会の各ラウンドの開始前に作成されるものとする；
- B) 準決勝と決勝では、速やかに関係チーム・オフィシャルが利用できるようにすべきだが、それは当該ルートのオブザベーション前ではなく、彼らが競技エリアを離れた後とする。⁴⁶

7.20 各ルートで少なくとも 1 名の国内審判がタイムキーパーの補助を受けて判定をおこない、以下を記録する：

- A) その競技時間、一秒未満切り捨て；
- B) その達成した成績。以下のいずれかとなる：
- 1) "TOP", 選手が；
 - a) ルートの最終中間確保支点にそのルートの定められた競技期間内にクリップした。かつ；
 - b) そのアテンプトを通してレジティメイト・ポジションにあったとき。
 - 2) 選手が最後に保持（Controlled）または使用（Used）したトポ上のホールドの評価値。ただ

⁴⁶ 持って回った言い方。素直な日本語にするなら「準決勝と決勝では当該ルートのオブザベーション後、速やかに関係選手団役員が（トポを）利用できるようにすべきである。」となる。

し；

- a) 選手がレジティメイト・ポジションにある間に；
- b) 以下に先だって達成したもの：
 - i) アテンプト中止；
 - ii) 墜落；
 - iii) 定められた競技期間の超過. ⁴⁷使用（Using）した場合の評価値（後に"+"を付して表す）は同じホールドの保持（Controlling）より上位とする.

7.21 選手がトポに記載の無いホールドを保持（Controlled）または使用（Used）した場合、IFSC ジャッジとチーフ・ルートセッターがこの新しいホールドにいかなる評価値を与えるかを決定するものとする.

順位付け

7.22 各ルートの順位付：

- A) 各選手のそのルートでのアテンプトは、以下の順序で順位付される：
 - 1) TOP と評価された全ての選手；
 - 2) それ以外の全ての選手を、与えられた評価の降順で、
- B) 競技を行わなかった⁴⁸全ての選手はそのルートで最下位となる.

7.23 予選の順位付け：

- A) 予選に出場した各選手に与えられる予選の各ルートのランキング・ポイントは、以下のよう算出される：
 - 1) 選手がそのルートで、ある順位を単独で取得している場合は順位に等しい値；
 - 2) 2人以上がそのルートで同着の場合は、同着の選手の平均順位⁴⁹の値.
- B) そのスターティング・グループ内の選手の順位は、各選手に与えられる総合ランキング・ポイントの昇順で決定するものとし（すなわち総合ポイントが小さい方が上位）、それは次のように算出される：
$$TP = \sqrt{P1 \times P2}$$
ここで：
TP は総合ポイント
P1 は予選の最初のルートでのポイント
P2 は予選の 2 番目のルートでのポイント
- C) 両方のルートで競技をおこなわなかった選手には順位は与えない；
- D) 公式リザルトに掲載されるポイントは、小数点以下 2 位まで表示するものとする.

7.24 準決勝、決勝の順位付け：

- A) 準決勝終了後、7.23 の順位付けによって同着の選手があった場合、それらの選手の順位は（予選が 2 つのスターティング・グループで行なわれていない限り）予選順位へのカウントバック

⁴⁷ 原文では後段が iii)の中に含まれているが、文脈的に判断するなら、ここで改行されるべきだろう.

⁴⁸ 原文は"any competitor who fails to start". スタートリストにある選手がアテンプトを行なわなかった場合.

⁴⁹ 原文は"the average ranking". 平均順位は MS-Excel の最近のバージョンで追加された RANK.AVG()関数で求められる.

によって決定されるものとする。

B) 決勝終了後、7.23 の順位順位付けによって同着の選手があった場合、それらの選手の順位は以下のように決定されるものとする。

- 1) 先立つラウンドの順位へのカウントバック；
- 2) カウントバックの後、なお1位、2位、3位のところに同着がある場合、これらの順位は各選手の競技時間で決定するものとする（短い方が上位）。

7.25 最終成績は以下に基づいて決定するものとする：

- A) 決勝順位を有する選手をその順に；
- B) 該当する場合は、準決勝順位を有する選手をその順に；
- C) 予選順位しか持たない選手をその順に。予選が2つのスターティング・グループで行なわれた場合、その総合順位は各グループの順位を統合して決定し、両グループの同じ順位を有する選手は同着として扱うものとする。

テクニカル・インシデントと抗議

7.26 公式ビデオ記録、及びそれに加えてジュリー・プレジデントの裁量のもとに IFSC が公式に配信したビデオ記録のみが、テクニカル・インシデントの判定と抗議対応に使用されるものとする。公式ビデオ記録には最低限、以下が記録されていなければならない：

- A) ルートのトポに記載された全てのホールド；
- B) 全ての中間確保支点（Top のそれも含めて）；
- C) クライミング面に設定されたデマケーション。

7.27 選手、チーム・オフィシャル⁵⁰、ビレイヤーまたはルート・ジャッジが、テクニカル・インシデントが発生したと認めたら、彼らは IFSC ジャッジにただちに届け出なければならない。IFSC ジャッジは、必要に応じてチーフ・ルートセッターとの協議の上、テクニカル・インシデントの発生の有無を決定しなければならない。IFSC ジャッジがテクニカル・インシデントの発生を認定した場合；

- A) 選手が不当に有利にならないために、IFSC ジャッジは：
 - 1) アテンプトを中止させる；あるいは
 - 2) 検討の上で選手が登り続けることを認める（この場合、その後にテクニカル・インシデントが確認された場合も、追加のアテンプトは認められない）⁵¹。
- B) 選手が不当に不利にならないために：
 - 1) レジティメイト・ポジションにない場合は、IFSC ジャッジはアテンプトを中止させる；
 - 2) レジティメイト・ポジションにある場合は、IFSC ジャッジは選手にそのアテンプトを続行するか、中止するかを選択させるものとする。選手がそのアテンプトの続行を選択した場合、テクニカル・インシデントの処置は完了したと見なされ、そのテクニカル・インシデントに関する以後の抗議は認められない。

⁵⁰ 2018 までテクニカル・インシデントの指摘はルール上は選手か IFSC ジャッジだったが、2019 からはビレイヤーやチーム・オフィシャルも可能になっている。

⁵¹ 従来は、こうした場合も決定権は選手にあったと考えられるが、選手自身がインシデントに気づいていないケースでは、アテンプト中の選手にそれを確認することは難しい。インシデントに相当する事態でも選手への影響が軽微で、続行させなければ選手への影響が却って大きい場合の対応と考えるべきか？

- 7.28 認定されたテクニカル・インシデントの結果として、選手が墜落またはアテンプトを中止した場合；
- A) 彼らはウォームアップ設備⁵²を利用できる分離されたトランジットに移送され、そのテクニカル・インシデントに関する決定が行なわれるまで、そしてその後の休憩期間の間、待機するものとする。この間、選手は IFSC 役員及び主催者役員以外の何者とも、連絡を取ることは認められない；
- B) ジュリー・プレジデントは：
- 1) 選手の休憩時間を認定⁵³する。通常は、テクニカル・インシデント発生までに使用されたハンドホールド 1 つ当たり 1 分で、最大 20 分とする；
 - 2) 認められた休憩時間後の再アテンプトのスケジュールを決定する。この決定は、まだ登っていない全ての選手に伝達されるものとする、
- 該当する選手が、ラウンド終了時点で 1 位となる場合、そのルートでの再アテンプトは認められない。⁵⁴
- 7.29 テクニカル・インシデント発生後、当該選手が；
- A) 7.27B)2)に従ってアテンプトを続行した場合、このアテンプトの成績が有効となる；
- B) 7.28B)2)に従ってそのルートでの再アテンプトを行なった場合、その選手の成績はその複数のアテンプトの中で最上位のものが有効となる。
- 7.30 抗議は：
- A) 選手のアテンプト中止に関する場合；
- 1) 当該選手が行なう場合は、口頭でおこなうことができ抗議料は不要とする；
 - 2) チーム・オフィシャルが行なう場合は、文書でおこなうものとする、
- 次の選手がアテンプトを開始する前に行なわねばならない。抗議への裁定が出されるまで、影響を被った選手は、テクニカル・インシデントを被った選手と同じ扱いを受けるものとする。
- B) 選手の成績判定または順位付けに関する場合、文書でおこなうものとし；
- 1) 予選または準決勝に関する抗議では、公式リザルトの発表から 5 分以内に行なわねばならない；
 - 2) 決勝に関する抗議では、当該選手の暫定リザルトの表示後（暫定リザルトの表示が行なわれない場合は、公式リザルト発表後）ただちに行なわなければならない、
- 特定のホールドでの選手の成績判定に関する抗議の場合は、抗議審判団は同じホールドを保持（Controlling）または使用（Using）したと判定された全ての選手の成績を再判定すべきである。

⁵² 原文は" Warm-Up facilities"であって、「ウォームアップ・ウォール」ではない。フィンガー・ボード（懸垂ボード）、ストレッチ用のマット程度になるだろう。

⁵³ 原文は"the Jury President should agree a recuperation period with the competitor"なので、一方的に決めると言うのではなく、選手との合意に基づいて決定するということになる。

⁵⁴ 従来からある規程だが、前後関係が省略されすぎていて、以前のルールを知らなければ正しく理解出来ないように思われる。

8. ボルダリング

概説

8.1 ボルダリング競技会は：

- A) 専用に設計された人工壁に設定された短いクライミング・ルート ("ボルダー") でおこなわれ、ロープを使用せずに登るものとする；
- B) 以下のような構成とする：
 - 1) 各スターティング・グループについて 5 ボルダーによる 1 つのコースで実施する予選；
 - 2) 各カテゴリーについて 4 ボルダーによる 1 つのコースで実施する決勝及び準決勝、不測の事態の場合は、ジューリ・プレジデントはいずれかのラウンドでの 1 ボルダーの省略をすることができる⁵⁵。

8.2 ボルダーの設定：

- A) 各ボルダーは以下のように設定されるものとする：
 - 1) 身体の最も低い部位が安全マットから 3m 以内；
 - 2) 墜落によって選手または第三者が負傷する、あるいは他の選手を妨害するおそれが最小限であること；
 - 3) 下方へのジャンプがないこと。
- B) 1 ボルダーあたりのハンドホールド数は最大 12、ボルダーあたりのハンドホールド数の平均は 4~8 とする。
- C) 以下について、各ボルダーに明瞭に識別できるようにマーキングされるものとする：
 - 1) "スターティング・ホールド"は両手、両足について設定するが、指定される中にクライミング面の何もないところ、囲まれていない部分⁵⁶が含まれることはない。スターティング・ホールドについて、手のための特定のポジションをマーキングすべきではない⁵⁷。
 - 2) ゾーン・ホールドはパフォーマンスのあきらかな差違により、選手の順位を分ける際の補助となるような位置に設定されるものとする；
 - 3) Top は以下のいずれかとする：
 - a) マーキングされた終了ホールド (the Top Hold)；または
 - b) ボルダーの上の立ち上がる場所、
- D) 各ボルダーに使用されるマーキングは以下のように表示されるものとする：
 - 1) スターティング・ホールドと Top は同じ色で；
 - 2) ゾーン・ホールドはそれとは異なる色で；

いずれについても、クライミング面のデマケーションとは異なる色を用いること。これらの、競技会を通じて共通に使用されるマーキングの凡例を、アイソレーション・ゾーン内に設置するものとする。

⁵⁵ リードの場合同様、ラウンドの省略の文言が消えている。

⁵⁶ 従来からの規定の、壁のホールドのついていないところについて一定の範囲をテープで囲んで指定するのではなく、テープの一本線でマーキングしてスミアリングでのスタートを指示することはできないという話と思われる。

⁵⁷ 原文は "The Starting Holds should not be marked with specific positions for the hands."。これだけなので意味不明。ルール 2018 の 7.2.5IV にあった、ハンドホールドの左右の別を指定できるとした規定を否定するものかも知れない。

- 8.3 各ラウンドにおいて、ローテーション・ピリオドの残り時間を表示する計時システムを使用するものとする。
- A) FOP 及び各トランジットにいる全ての選手に見えるようにすること；
- B) ローテーション・ピリオドの残り時間を秒単位（1 秒未満切り上げ）で、表示すること；
- C) 以下を伝える音声信号を出すこと：
- 1) ローテーション・ピリオドの残り 1 分の時点；
 - 2) ローテーション・ピリオドの開始と終了。

安全性

- 8.4 各ボルダーの安全確保に安全マットを使用するものとする：
- A) チーフ・ルートセッターは、使用可能な安全マットにあわせてボルダーの数と性格を調整するものとする。マットを連結する場合は、選手がその隙間に落ちることがないように隙間を覆うものとする、；
- B) 各ラウンドの開始前に、ジューリ・プレジデント、IFSC ジャッジ、およびチーフ・ルートセッターは各ボルダーと安全マットを検査して、安全上の問題点を確認し、対処するものとする。

競技順と次ラウンド進出者数

- 8.5 予選は各カテゴリーにつき 1 つまたは 2 つのスターティング・グループでおこなう：

- A) スターティング・グループ数は以下にしたがって決定する；

参加選手数	スターティング・グループ数
≤40	1
41 – 59	1 または 2
> 59	2

- B) 2 つのスターティング・グループとする場合は；

- 1) 各コースの総体的な難度は近似で、各コースのボルダーは似通った性格（側面から見た形状とルートの内容）でなければならない。
- 2) 選手は以下のように各グループに割り振られるものとする：
 - a) 世界ランキングを有する選手を下の例のように各スターティング・グループに振り分ける。

スターティング・グループ A	スターティング・グループ B
1 位	2 位
4 位	3 位
5 位	6 位

- b) 世界ランキングを持たない選手を無作為順に各スターティング・グループに振り分ける。

その結果、各スターティング・グループにほぼ同数の選手が振り分けられるものとする。

- 8.6 準決勝及び決勝の進出者数は、それぞれ 20 名と 6 名とする：

- A) あるカテゴリーに 2 つのスターティング・グループがある場合、次のラウンドへの進出者数は各グループに均等に割り当てるものとする；
- B) 各ラウンドへの進出者は、先立つラウンドでより上位の選手からあてるものとする。同着の選手

があって定員を超過する場合は全ての同着の選手を、次のラウンドに進出させるものとする。

8.7 競技順：

- A) 予選の各スターティング・グループの競技順は、以下のように決定するものとする；
- 1) 最初に、現世界ランキングを有する選手について、その現世界ランキングの昇順（例：最上位の選手を最初とする）で競技順を決定する；
 - 2) 次に、全てのランク外の選手について無作為に競技順を決定する。
- B) 以後の各ラウンドのスターティング・グループの競技順は、先立つラウンドの成績の逆順とする：すなわち最上位の選手が最後に競技をおこなう。先立つラウンドで同着の選手の場合、それらの選手間の競技順は以下の通りとする：
- 1) 同着の選手がそれぞれ現世界ランキングを有する場合、その現世界ランキングの降順とする、すなわち最上位の選手を最後とする；
 - 2) 同着の選手がともにランク外であるか、現世界ランキングが同位の場合は、無作為順とする；
 - 3) 世界ランキングを有する選手とランク外の選手が同着の場合は、ランク外の選手を先にする。⁵⁸

いずれの場合も公式のスタートリストに掲載されるものとする。

競技会の進行

- 8.8 ボルダリング競技会の全てのラウンドは、アイソレーション状態で運営されるものとする。競技会のいずれのラウンドであれ出場資格を有する選手は、そのラウンドの公式スタートリストに記載された時刻までに、アイソレーション・ゾーンに出頭しなければならない。その時刻までに出席しなかった、またはアイソレーション・ゾーンにいない選手はそのラウンドに出場できない。
- 8.9 競技会の連続する 2 つのラウンドが同日中に行なわれる場合、最初のラウンドの最後の選手の競技終了と、後のラウンドのアイソレーション・ゾーンの受け付け終了の間には 2 時間の間隔をあけるものとする。
- 8.10 予選と準決勝では、そのラウンドに出場する選手は；
- A) 各ボルダーでのアテンプトを、当該ラウンドの公式スタートリストに提示された競技順で行なう。選手がその時刻に競技開始できない場合も、一切の日程変更は認められない。
- B) 定められた競技順で割り当てられたコースのボルダーでアテンプトを行なう。
- C) 一連の各ボルダーでのアテンプトの間に、ローテーション・ピリオドに等しい休憩期間を置く。
- D) 各ローテーション・ピリオドの終了時に選手は：
- 1) 登っていた場合はそれを終了し指定されたトランジットに入るものとする。このトランジットは、選手がアテンプトを行っていないどのボルダーも観察することができない位置に設けられるものとする。
 - 2) 休憩していた場合は、一連のボルダーの次のボルダーでのアテンプトを開始するものとする。
- 8.11 決勝では；
- A) それに先立ち、出場選手の紹介をおこなうものとする。

⁵⁸ リードの該当箇所とは異なり、ここで改行が入っている。

B) 各カテゴリーで：

- 1) 選手は各ボルダーのアテンプトを公式スタートリストに提示された競技順でおこなう；
- 2) ある選手がアテンプトを終了したら、その選手は別のトランジットに戻り、次の選手が競技を開始する；
- 3) あるボルダーで全ての選手のアテンプトが終了したら、選手グループは次のボルダーに移動する。

オブザベーション

8.12 オブザベーション

- A) 予選と準決勝では、独立したオブザベーション期間は設定されないものとする。
- B) 決勝に先立ち、ボルダーあたり 2 分間の集団オブザベーションを行なうものとする。
 - 1) この間、選手はマーキングされたスターティング・ホールドにのみ触れることができ、いかなる記録機器の使用も認められない。
 - 2) この期間の終了時に選手は、IFSC 役員の指示により、アイソレーション・ゾーンまたはトランジット・ゾーンに戻る。

選手のクライミング中

8.13 ローテーション・ピリオドは：

- A) 予選と準決勝では、5 分とする。
- B) 決勝では 4 分とする。

各選手は、当該アテンプト中であれば、どのボルダーでもアテンプト回数の制限を受けることはない。特定の場合、すなわち競技会がアフターワークで行なわれる場合には、別途プラクティス・ピリオドを設定することができ、その間に選手はボルダーで練習または試登⁵⁹することができる。そうしたプラクティス・ピリオドを除き、各ボルダーでは全体を通してのアテンプトを行なわねばならず、また選手はいかなるローテーション期間中にもボルダーのいかなる部分も練習、試登することはできない。

8.15 選手のアテンプトは：

- A) 選手の身体の一部が地面から離れた時に開始したものと見なされる。
- B) 以下の場合に終了したものと見なされる：
 - 1) 完登；
 - 2) 選手がスタート後に墜落、または地面に触れたとき；
 - 3) アテンプトがボルダー・ジャッジまたは IFSC 役員によって中止させられたとき：
 - a) 失敗した (Unsuccessful) ⁶⁰；
 - b) テクニカル・インシデントが発生した；

判定と評価

8.16 各ボルダーで少なくとも 1 名の国内審判が判定をおこない、以下を記録する：

⁵⁹ 原文は practice or "work". 両者の意味をどのように区別しているのかわからない。あるいは、スターティング・ポジションを無視しておこなうものが practice と言うことかも知れない。

⁶⁰ 原文は "Unsuccessful" で、従来のルールの感覚と同じ。8.16 C) 1) にあるように「完登できなかった場合の全て」。

- A) 各選手のおこなったアテンプト数. アテンプトは選手が以下を行なう都度カウントされる：
- 1) 適正 (Correct) であれ不適正 (Incorrect⁶¹) であれスタートした；
 - 2) スタート前に、以下を除く人工ホールドやストラクチュアに触れた：
 - a) スターティング・ホールド、
 - b) スターティング・ホールドの使用可能な部位の保持を制限するために固定、取付けられた人工ホールドまたはストラクチュア ("ブロッカー・ホールド")；
 - 3) ティックマークを追加した；
- 2)と 3)については、制裁の対象となる⁶².
- B) どのアテンプトで選手がゾーン・ホールドを保持 (Control) または使用 (Use) したか；
- C) どのアテンプトで選手がボルダーを完登したか.

8. 17 選手のアテンプトは：

- A) 以下の場合に失敗と判定される：
- 1) 選手が不適切な (Incorrect) スタートをした；
 - 2) 選手が、地面を離れた後に安全マットに触れた；
 - 3) ローテーション・ピリオドが終了した；
 - 4) 選手が何らかの人為的補助手段を使用した、
- 選手が不適正な (Incorrect) スタートをした場合、ボルダー・ジャッジはそのアテンプトを中止させるものとする、
- B) 一方、選手が以下の状態で体勢を維持している場合に「完登」(successful) となる；
- 1) 両手を終了ホールド (Top Hold) に揃えている⁶³；または
 - 2) ボルダーの上に立ち上がっている、
- かつ、いずれの場合もボルダー・ジャッジが片手を挙げて「OK」と声をかけた。

8.18 選手のスタートは以下の基準で判定される：

- A) 「適正」(Correct) とは、選手がスターティング・ホールドに両手、両足を置いて、それ以外の人工ホールドやストラクチュアを保持 (Controlling) または使用 (Using) することなく安定した体勢 (a stable Controlled position) をとること. なおボルダーでのスタートにあたって、選手は以下のことは認められる：
- 1) スターティング・ホールドに達するために、クライミング面に触れたり、それを保持 (Control), 使用 (Use) すること⁶⁴；あるいは
 - 2) ブロッカー・ホールドに触れること、
- B) 「不適正」(Incorrect) とは、選手が
- 1) 両手、両足をスターティング・ホールドに置いて安定した体勢 (a stable Controlled position

⁶¹ 従来はボルダーでも "false start" と呼んでいたが、スピードのそれとは意味合いが少し異なるためか、2019 から "Incorrect" を使うことになったようだ。

⁶² 従来はこれらが、制裁の対象とはされていなかった。ただそれが例えばイエローカードの対象となると言った記述はない。

⁶³ 原文は "both hands matched on the Top Hold".

⁶⁴ スタート・ポジションに入る前の壁へのスメアリング、あるいはコーナーなどで手で壁をプッシュすると言ったことは OK と読める。

をとることができなかった；あるいは

- 2) 両手、両足をスターティング・ホールドに置いて安定した体勢 (a stable Controlled position) をとる前に、スターティング・ホールドとしてマーキングされていない人工ホールドまたはストラクチュアを保持 (Control) または使用 (Use) した。

順位付

8.19 各ボルダーのコースにおいて：

- A) そのコースで競技した選手は以下の基準に基づいて順位付けされるものとする：
 - 1) 完登したボルダー数 (Tops) の降順；
 - 2) 以下のボルダー数の降順：
 - a) ゾーン・ホールドを保持 (Controlled) または使用 (Used) した (いずれの場合も片手で)；または
 - b) ゾーン・ホールドを保持 (Controlled) または使用 (Used) することなく完登した；この数値は「ゾーン・ポイント」と呼ばれる。
 - 3) 完登 (Tops) までのアテンプト数の総合計の昇順；
 - 4) ゾーン・ポイント獲得までのアテンプト数の総合計の昇順；
- B) 選手が競技をおこなわなかった場合：
 - 1) 予選では、順位付けの対象としない；
 - 2) それ以外のラウンドでは、当該コースの最下位とする。

8.20 準決勝、決勝の順位付け：

- A) 準決勝終了後、8.18 の順位付けによって同着の選手があった場合、それらの選手の順位は予選が 2 つのスターティング・グループで行なわれていない限り、予選順位へのカウントバックによって決定されるものとする。
- B) 決勝終了後、8.18 の順位順位付けによって同着の選手があった場合、それらの選手の順位は以下のように決定されるものとする。
 - 1) 先立つラウンドの順位へのカウントバック；
 - 2) カウントバックの後、なお 1 位、2 位、3 位⁶⁵に同着がある場合、これらの順位は以下のように決定するものとする；
 - a) 最初のアテンプトで完登したボルダー数から始めて、以下 2 回目のアテンプト数で完登したボルダー数というように、各選手の最も良い成績を比較する；
 - b) それでも分けられない場合は、最初のアテンプトでゾーン獲得したボルダー数から始めて、以下 2 回目のアテンプト数でゾーン獲得したボルダー数というように比較する。
 - a), b) の適用後なお同着の選手が残る場合は、それらの選手の順位は等しいものとする。

8.21 最終成績：

最終成績は以下に基づき決定されるものとする：

- A) 決勝順位を有する選手をその順に；

⁶⁵ "Corrigendum"で"2nd or 3rd"が追加された。

- B) 該当する場合は、準決勝順位を有する選手をその順に；
- C) 予選順位しか持たない選手をその順に。予選が 2 つのスターティング・グループで行なわれた場合、その総合順位は各グループの順位を統合して決定し、両グループの同じ順位を有する選手は同着として扱うものとする。

テクニカル・インシデントと抗議

- 8.22 公式ビデオ記録、及びそれに加えてジュリー・プレジデントの裁量のもとに IFSC が公式に配信したビデオ記録のみが、テクニカル・インシデントの判定と抗議対応に使用されるものとする。公式ビデオ記録には最低限、以下が記録されていなければならない：
- A) 各ボルダーのスターティング・ホールド；
 - B) 各ボルダーのゾーン・ホールド；
 - C) 各ボルダーのトップ；
 - D) クライミング面に設定されたデマケーション。
- 8.23 選手、チーム・オフィシャル、ボルダー・ジャッジが、テクニカル・インシデントが発生したと認めたら、彼らはその後のアテンプトをおこなうことなく IFSC ジャッジに届け出なければならない。次のローテーション・ピリオドの開始以後に届け出られたものは、いっさいテクニカル・インシデントとして認定されることはない。
- 8.24 IFSC ジャッジは、必要に応じてチーフ・ルートセッターとの協議の上、テクニカル・インシデントの発生の有無を決定しなければならない。なお、以下についてはテクニカル・インシデントとは見なさないものとする：
- A) 止血のためのアテンプトの中断；
- 8.25 抗議が認められた場合に：
- A) 選手が当該ボルダーでの追加アテンプトを行なうことが認められる抗議は：
 - 1) 当該の選手本人による場合は口頭での抗議が認められ抗議料は不要；
 - 2) チーム・オフィシャルによる場合は文書によらなければならない、いずれの場合も、以下に従って行なわれなければならない：
 - a) 予選または準決勝の場合は、その後のローテーション・ピリオドの終了前までに；
 - b) 決勝の場合は、つぎの選手がアテンプトを開始する前までに。
 - B) 選手が当該ボルダーでの追加アテンプトを行なうことが認められない抗議は、文書でおこなわれなければならない：
 - 1) 予選または準決勝に関する抗議では、公式リザルトの発表から 5 分以内に行なわねばならない；
 - 2) 決勝に関する抗議では、当該選手の暫定リザルトの表示後（暫定リザルトの表示が行なわれない場合は、公式リザルト発表後）ただちに行なわれなければならない。
- 8.26 テクニカル・インシデントまたは 8.25 A) に該当する抗議が確認された場合：
- A) それらが当該ローテーション・ピリオド内に修復／解決しうる場合、当該選手はそのアテンプトを続行する機会を与えられるものとする：
 - 1) 選手が続行することを選択した場合、インシデントは終了となる；
 - 2) 選手が続行することを選択しなかった場合、選手はジュリー・プレジデントが以下を考慮して定めた時間にそのアテンプトを再開するものとする；

- a) 影響を被った選手の適正な休憩期間；
- b) 他の選手への影響を最小限にする；
- c) 競技会全体のスケジュール.

B) それらが当該ローテーション・ピリオド内に修復／解決しえない場合：

- 1) テクニカル・インシデントの場合に限り，問題が修復／解決されるまで，影響を被った選手及びそのボルダーより前のボルダーにいる全ての選手について，そのラウンドは中断するものとする；かつ
- 2) 影響を被った選手が，ジューリ・プレジデントの指示でそのアテンプトを再開することをもって問題の修復／解決とする；

いずれの場合においても，影響を被った選手はジューリ・プレジデントの指示にしたがうものとする．なお，問題の修復／解決前に競技エリアを離れた選手は，そのアテンプトの再開を認められない．

8.27 テクニカル・インシデントを被った選手または抗議の対象の選手が，修復後にそのアテンプトを再開する場合；

- A) 選手は2分間を最少として，当該テクニカル・インシデント発生時の残り時間が与えられる；かつ
- B) その再開アテンプトは：
 - 1) テクニカル・インシデントの場合は，前のアテンプトの継続と見なされるものとする；かつ
 - 2) 抗議の結果の場合は，以下のいずれかとする：
 - a) 前のアテンプトの継続；または
 - b) 新たなアテンプト，

その場合の条件によっていずれかに決定される．

9.スピード

概説

9.1 形式

スピード競技会は：

A) 以下の条件の下に実施するものとする。

- 1) IFSC スピードライセンスルールで定められた仕様に沿って設計された人工構造物の使用。
- 2) IFSC によって承認された自動計時システムの使用。
- 3) 選手が IFSC 公認自動ブレイスシステムによって上部から確保されていること。

例外的な状況では、ジュリー・プレジデントはその代替としてクライミング・レーンの横に配置した 2 名のブレイヤーによって地上から操作された、トップロープを使用することを要求することができる。

B) 以下のように構成されるものとする。

- 1) 選手が 2 人一組となって、左側が「A」、右側が「B」とされた 2 つのレーンを登攀する単一のステージで構成される予選ラウンド。
- 2) 予選ラウンドにおいて有効タイムを記録した選手数が 4 もしくはそれ以上の場合、2 から 4 の勝ち抜きステージで構成される決勝ラウンド。

C) 予選ラウンドに先立ちプラクティス・ピリオドを設けなければならない。プラクティス・ピリオドが設定される場合、このプラクティス・ピリオドの時間や方法はテクニカル・ミーティングで告知するものとする。

9.2 IFSC は、次のカテゴリーに対して世界記録を公認する。

- A) 男子（競技会開催年に 16 歳もしくはそれ以上であること）
- B) 女子（競技会開催年に 16 歳もしくはそれ以上であること）

9.3 世界記録は以下の条件下でのみ成立させることができる：

- A) 競技会開始前にクライミング面とホールドが、IFSC テクニカル・デリゲイトによって承認され IFSC スピードライセンスルールに準拠していること。競技会主催者は、ジュリー・プレジデントに対し関連する IFSC ホモロゲーションレポートの写しを証明として提供するものとする。
- B) 使用する計時システムが IFSC によって認証され、世界記録への要件を充足していること。
- C) 競技会が公式 IFSC カレンダーに含まれていること。
- D) ジュリー・プレジデントが IFSC によって指名されていること。

安全性

9.4 各選手はハーネスを着用するものとする。ジュリー・プレジデントは、選手のハーネスが安全でないと合理的に確信する場合、その選手の競技開始を許可しないものとする。

競技順および定員

9.5 決勝ラウンドの定員は、次のように決定されるものとする：

予選における有効タイム保有選手数	決勝定員
4 - 7	4
8 - 15	8
> 15	16

9.6 競技順：

- A) 予選については、次のように決定されるものとする。
- 1) レーン A については、無作為順とする。
 - 2) レーン B については、レーン A と順序は同様とし 50%⁶⁶の人数——選手数が奇数の場合は切り捨てた人数——のところで前後を入れ替える。
- B) 決勝ラウンドの各ステージについては、付録 (Annex) 2 で定められたものとし、各レースの各レーンへの割り当ても同様とする。予選ラウンドで 2 名以上の同着の選手がいた場合、決勝ラウンドの第 1 ステージでのそれらの選手の競技順は無作為に決定するものとする。

競技会の進行

9.7 プラクティス・ピリオドが設定されている場合、選手は各ルートで 1 回のプラクティス・ランを行う権利が与えられなければならない。選手は、不正スタートの場合、中止させられることはない。プラクティス・ピリオドは：

- A) 不正スタート音と計時備品のデモンストレーションを含むものとする。
- B) 予選ラウンドのプレ・ランの形式を取らねばならず、予選ラウンドに参加する資格を保有する各選手は、予選ラウンドの公表された競技順でアテンプトを行わねばならない。ジューリ・プレジデントは、競技会特有の状況を考慮し、プラクティス・ピリオドの時間や形式を変更することができる。

9.8 予選ラウンドでは：

- A) 各選手は、以下の場合を除き、各レーンで 1 回アテンプトを行うことができる
- 1) 不正スタートやテクニカル・インシデントの結果、再競技が要求される場合、追加のアテンプトが認められるものとする；もしくは
 - 2) 各選手がコール・ゾーンへの呼出に応じなかった場合、それらの選手が関係するレースはそれらの選手を除いて実施しなければならない。
- B) 各選手は、両方のレーンでのアテンプトを完了するまで、ジューリ・プレジデントの指示の下に競技エリアに留まるものとする。
- C) 予選ラウンドのいずれかのレースにおいて不正スタートを行った選手は、予選ラウンドから脱落するものとし、それより以前に記録された有効タイムは失われるものとする。不正スタートを行っていない選手は、相手がいない状態で再競技を行うことができ、この再競技は次に予定されているレースの前に実施するものとする。

9.9 決勝ラウンドは：

⁶⁶ リード 7.8A)2) の脚注を参照。

- A) 複数の勝ち抜きレースで構成される一連のステージで実施され、いずれかのステージにおけるレースの勝者は次のステージに進出するものとする。ステージおよびレースの数は、決勝ラウンドの定員によって決定される。
- B) 決勝ラウンドのいずれかのレースにおいても、勝者は以下の通りに決定されるものとする：
 - 1) 両方の選手が有効タイムを記録した場合、より早い有効タイムを記録した選手。
 - 2) 片方の選手が不正スタートを行ったと決定された場合、もう片方の選手。
 - 3) 両方の選手が同じ有効タイムを記録した、あるいは有効タイムを記録しなかった場合（不正スタートが発生した場合を除く）：
 - a) より高い（より良い）予選順位の選手；あるいは
 - b) 両方の選手の予選順位が同じ場合、関係するレースは再競技するものとする。
 - 4) いずれかの選手が、コール・ゾーンでの呼出に応じなかった場合、他方の選手。
- C) 1/2 ファイナルステージ進出者全員の紹介を 1/2 ファイナルステージの第一レースの前に実施するものとする。
- D) 1/2 ファイナルステージで敗退した選手は、3 位と 4 位を分けるために“スモール・ファイナル”で競技を行うものとする。
- E) 1/2 ファイナルステージの勝者は、スモール・ファイナルの完了後、もしくは複数のカテゴリーが並行して競技を行う場合は全てのスモール・ファイナルの完了後に、1 位と 2 位を分けるために“ビッグ・ファイナル”で競技を行うものとする。いずれかのビッグ・ファイナルで不正スタートが発生した場合、勝者は有効タイムを記録するために追加のアテンプトを行うものとする。
- F) 各選手は、敗退するまでジューリ・プレジデントの指示の下に競技エリアに留まるものとする。

クライミング中の規定

- 9.10 全てのレースは、指名されたスターターによる明瞭に聞き取れる合図音によって開始されるものとし、スターターは IFSC オフィシャルでないものとする。スターターは、各選手からは見えない位置にいるものとする。合図音の音源は、全ての選手から等距離で、可能な限り近くに設置しなければならない。
- 9.11 各レースは共通のスタート方法を用いるものとする：
 - A) ルートの取付きに呼び出されたら、各選手は：
 - 1) 呼び出されてから 10 秒以内に、スタート・パッドを自分のスタート・ポジションに適した位置に置かなければならない。
 - 2) ビレイヤーに身体を向け、ビレイヤーは以下の事項を確認するものとする。
 - a) 選手のハーネスが適切に着用されていること；かつ
 - b) 選手のハーネスが安全に自動ビレイシステムまたはトップロープに接続されていること。
 - 3) スターターの指示に従い、壁の前方 2m 以内の待機位置に、壁に背を向けて入ること。
 - B) 「At your marks」の指示で、各選手は遅れを取ることなく、片足をスターティング・パッドに置き、両手と片足を任意のスターティング・ホールドに置くこと。
 - C) 全ての選手がスターティング・ポジションで静止したら、スターターは「Ready」と声をかけ、それに続いてただちに計時システムを始動するものとする。
 - D) いかなる理由であれ、「At your marks」の指示の後、そしてスターターが「Ready」と声をかけ

る前に：

- 1) スターターがレースを開始できないと判断した場合；もしくは
- 2) 選手が、片手を挙げてスタートする準備ができていない旨を伝えた場合

スターターは全選手に対し待機位置に戻るよう指示するものとする。

- E) 選手が(A)もしくは(B)に従わない、もしくは他の選手を妨害する行動をとった場合、スターターは全選手に対し待機位置に戻るよう指示するものとする。ジュリー・プレジデントは、問題のあった選手に警告（イエローカード）を与えることができる。

9.12 不正スタート

A) いずれかのレースで、スターターが「Ready」と声をかけた後に：

- 1) 片方の選手の反応時間が 0.100 秒未満の場合、その選手は不正スタートを行ったと記録するものとする；
- 2) 両方の選手の反応時間が 0.100 秒未満の場合：
 - a) 最も反応時間が早い選手は不正スタートを行ったと記録するものとする；かつ
 - b) 両方の選手の反応時間が同じだった場合、関連するレースは再競技するものとし、不正スタートは記録されないものとする。

B) 不正スタート発生後、計時システムによるリコール信号に加え、スターターは可能な限り速やかに「Stop」と声をかけるものとする。

C) IFSC によって承認された自動計時システムによって記録された反応時間の妥当性に関して抗議を申し立てることはできない。

9.13 有効タイムは：

A) 関連する選手が以下を満たす場合に記録されるものとする。

- 1) 最上部の計時パッドもしくはスイッチを叩いた；かつ
- 2) タイマーを停止させた

但し、関連するレースでいずれかの選手が不正スタートを行った場合以外とする。

B) 関連する選手が以下を満たす場合には記録されないものとする。

- 1) 最上部の計時パッドもしくはスイッチを叩いたがタイマーが停止しなかった；
- 2) 墜落した；
- 3) クライミング・ウォールの両脇もしくは上端の縁を使用した；もしくは
- 4) スタート後に、身体のいずれかの部分が地面に触れた。

9.14 不正スタートの発生後を除き、選手は各ルートでのアテンプトの間に最低 5 分の休憩時間が与えられる。

判定及び評価

9.15 各選手のクライミング・タイムは、スタート信号から選手のアテンプトの完了までの期間と定義するものとする。計時システムは：

- A) 各選手のクライミング・タイムを別々に記録し表示するものとする。
- B) 最低でも 1/1000 秒の精度でのタイムの計測が可能であるものとする：
 - 1) タイムは順位付けのために 1/1000 秒単位まで記録するものとする；

2) タイムは 1/100 秒単位に切り捨てて表示するものとする。

9.16 有効タイムは、選手がこれらの規則に従ってアテンプトを完了した場合に記録されるものとする。

順位付け

9.17 予選順位

A) 選手は以下の方法で順位づけられるものとする：

1) 第一に、最低でも 1 つの有効タイムを保有する全選手は：

a) 最速タイムの昇順；かつ

b) 2 名以上の選手の最速タイムが同じ場合、それらの選手のセカンド・タイムの昇順（有効なセカンド・タイムを保有する選手は、保有しない選手よりも上に順位づけられる）；かつ

2) 第二に、有効な予選タイムを保有しない全選手。

B) (A)の順位決定方法の適用後、同着があって決勝ラウンドへの定員を超える場合、同着の選手は関連する同着が解消されるまでレーン A で再競技を行うものとする。これらのアテンプトで記録されたタイムは、どの選手が決勝へ進出するかの決定のみに使用され、他の目的には使用されないものとする。

9.18 決勝及び最終順位

A) 選手は、競技を行った最後のステージから順に決勝ラウンドで順位づけられるものとする：

1) 第一に、各ステージでのレースの勝者；かつ

2) 第二に、各ステージで敗退した選手は、そのステージの時間記録で順位づけられる⁶⁷（そのステージの有効な時間記録がなく最下位となった選手、及び同着の敗退した選手間の順位は、先立つステージ（必要があればさらに前のラウンド及び予選ラウンド）の時間記録の比較で順位づけられる）；

B) 最終順位は、以下の基準で決定される：

1) 第一に、決勝順位を保有する選手は、その順序；かつ

2) 第二に、決勝順位を保有しない選手は、予選順位の順序。

C) 決勝ラウンドがいずれかのステージで中止された場合、競技会は終了したものとみなされ、最後に完了したステージ後の総合順位が競技会の総合順位となり、最後に完了したステージのレースの勝者間の順位は、それぞれの時間記録に基づいて決定される。

テクニカル・インシデントと抗議

9.19 テクニカル・インシデント及び抗議の判断には、公式ビデオ記録のみ、かつジュリー・プレジデントの裁量によって IFSC 放送ビデオ記録を使用するものとする。公式ビデオ記録は最低でも以下を記録しなければならない：

A) 両方のレーンのスタート・ポジション；

B) 両方のレーンの最上部の計時パッドもしくはスイッチ；かつ

C) 各レースの選手の各ペアのアテンプト

⁶⁷ 以下のカッコ内が"Corrigendum"で追加された。

9.20 選手もしくはチーム・オフィシャルが、テクニカル・インシデントが発生したとみなした場合、次のレースの開始までにジュリー・プレジデントにその旨を申し出なければならない。

9.21 計時システムの性能に関連するテクニカル・インシデントを主張することは、明白な誤作動もしくは系統誤差に関する場合にのみ可能である。

9.22 ジュリー・プレジデントは、以下に従ってテクニカル・インシデントの発生の有無を決定するものとする：

A) 決定のために、ジュリー・プレジデントは必ず：

- 1) 公式ビデオ記録を確認するものとする；
- 2) システムの動作確認を要求するものとする；
- 3) ルートセッターに対し、関連するルートを登り、最上部のパッドあるいはスイッチを叩くよう要求するものとする。

B) テクニカル・インシデントが：

- 1) 解決され、単一のレースに影響したとみなされた場合、直接的にそのテクニカル・インシデントの影響を受けた選手は再競技を行うものとする；もしくは
- 2) 解決されず、関連するステージの全選手に影響したとみなされた場合、ジュリー・プレジデントは：
 - a) 影響を受けたステージ以降を中止する；もしくは
 - b) 当該ステージの結果を破棄し、再競技を命ずる⁶⁸ものとする。

9.23 抗議

A) 以下の判定に関する抗議は次のレースのスタートまでに申し立てねばならない。

- 1) いずれかのレースの選手のアテンプト；もしくは
- 2) 決勝ラウンドのいずれかのレースの成績

次のレースは、抗議の処理が終わるまで開始しないものとする。このような抗議は、口頭で申し立てることができ、抗議供託金は要求されない。

B) 公表された成績もしくは選手の順位に関する抗議は、文書によって、かつ：

- 1) 予選ラウンドに関しては、公式成績の公表後5分以内に申し立てねばならない；もしくは
- 2) 決勝ラウンドに関しては、関連する成績もしくは順位の公表時に申し立てねばならない。

10. チーム・スピード

IFSC は、チーム・スピード競技会に IFSC ルール 2018 (v1.5)を適用することを認めることができる。

⁶⁸ 原文は"(the Jury President shall) abandon and restart the stage "。"restart"はそのステージを最初からやり直す意味と理解すべきと思う。再レースは他では"re-run"が使われるが、特定のヒートだけのやり直しではなく、ステージ全体をやり直すので、"restart"としているのだろうか。

付録 (Annex) 2

レースとレーンの組合せ

16 選手

1/8 ステージ	1/4 ステージ	1/2 ステージ	ファイナル・ステージ
1 A 予選 1 位 B 予選 16 位	9 A レース 1 勝者 B レース 2 勝者	13 A レース 9 勝者 B レース 10 勝者	15 A レース 13 敗者 B レース 14 敗者
2 A 予選 8 位 B 予選 9 位	10 A レース 3 勝者 B レース 4 勝者	14 A レース 11 勝者 B レース 12 勝者	16 A レース 13 勝者 B レース 14 勝者
3 A 予選 4 位 B 予選 13 位	11 A レース 5 勝者 B レース 6 勝者		
4 A 予選 5 位 B 予選 12 位	12 A レース 7 勝者 B レース 8 勝者		
5 A 予選 2 位 B 予選 15 位			
6 A 予選 7 位 B 予選 10 位			
7 A 予選 3 位 B 予選 14 位			
8 A 予選 6 位 B 予選 11 位			

8 選手

1/4 ステージ

1
A 予選 1 位
B 予選 8 位

2
A 予選 4 位
B 予選 5 位

3
A 予選 2 位
B 予選 7 位

4
A 予選 3 位
B 予選 6 位

1/2 ステージ

5
A レース 1 勝者
B レース 2 勝者

6
A レース 3 勝者
B レース 4 勝者

ファイナル・ステージ

7
A レース 5 敗者
B レース 6 敗者

8
A レース 5 勝者
B レース 6 勝者

4 選手

1/2 ステージ

1
A 予選 1 位
B 予選 4 位

2
A 予選 2 位
B 予選 3 位

ファイナル・ステージ

3
A レース 1 敗者
B レース 2 敗者

4
A レース 1 勝者
B レース 2 勝者

参考 IFSC ルール 2018 (v1.5)より

9. チーム・スピード

9.1 概説

- 9.1.1 この規則は、セクション 8 (スピード) を併せて参照のこと。
- 9.1.2 各チームは、同性の 3 名の選手からなるものとする。
- 9.1.3 各加盟連盟/協会は通常、最大 2 チームまでをチーム・スピード競技会に参加させることができる。

9.2 クライミング用構築物

- 9.2.1 クライミング用構築物は以下に規定する点を変更した上で、8.2 に定める要件を満たさねばならない。
 - i. クライミング用構築物は、最低でも平行した 2 組のレーン (すなわち最低 4 レーン) を持ち、各レーンは (計時機器の設置位置も含め) 通常の 15m 競技用の構成とサイズの要件を満たしていなければならない。
 - ii. クライミング用構築物の、各組のレーンの左レーンは、チームの最初と 3 番目の選手のロープを個別に使用するために、2 つのトップ・プロテクションポイントを備えていなければならない。

9.3 計時

- 9.3.1 チームのクライミング・タイムは、スタートの合図から 3 番目の選手のアテンプト終了までである。有効な時間記録は、チームの全ての選手が競技規則にしたがってそのアテンプトを完了した場合のみ記録される。
- 9.3.2 クライミング・タイムは IFSC による機械的電機計時システム⁶⁹を使用して確定される。
- 9.3.3 各レーンの、その時登っている選手のアテンプトの完了を示すスタート表示は、識別しやすいもの (例えば緑色のランプなど) を使用する。

9.4 競技の進行

試登

- 9.4.1 可能であれば、予選に先立ち各チームにアテンプトをおこなう機会を与えるよう、試登時間を設定する。 Jury・プレジデントは試登時間の時刻と期間を (必要な場合、試登がおこなえない理由を) テクニカル・ミーティングで告知しなければならない。

予選 (4 レーン)

- 9.4.2 予選は通常、各チームが組になって 2 組のレーンでおこなう。すなわち、1 チームが 1 組のレーンを使用する。不正スタートやテクニカル・インシデントの結果の再競技を除き、各チームは有効な予選記録を獲得するための 1 回のアテンプトをおこなう。

付記：参加するチーム数が奇数の場合、最後のチームは単独で登る。

- 9.4.3 各チームの競技順は、無作為順に決定する。
- 9.4.4 決勝ラウンドへの定員を同着のチームがあって超過する場合は、当該のチームは左の組のレーンで同着を分けるための追加競技をおこなう。これらのアテンプトでの時間記録は、いずれの選手を決勝に

⁶⁹ 2018 年にセクション 8 では従来の“Mechanical-Electrical Timing system”から“Automatic Timing system”に書き換えられているが、それ以外では従来のままの表現になっている。変更忘れと思われる。

進出させるかを決定するためにのみ用いられる⁷⁰。

付記：再度同着の場合は、繰り返しアテンプトをおこなう。

決勝

9.4.5 決勝は 8.7.6 から 8.7.10 で規定したところの勝ち抜き戦形式でおこなう（それぞれ、「選手」とあるところを「チーム」と読み替えること）。

9.5 競技の進行

スタート

9.5.1 ルートの取り付きに呼び出されたら、各チームの選手は壁の正面 2m 以内の待機場所に入らなければならない。チームの最初と 3 番目に登る選手は、左レーンでアテンプトを行い、チームの 2 番目の選手は右レーンでアテンプトをおこなう。ビレイヤーは、クライミング・ロープを各選手のハーネスに、8.3.5 の規定に従って接続する。

9.5.2 チームの最初に登る選手のスタートの手順は、8.9.1 及び 8.9.3 から 8.9.7 に定めるところに従っておこなう。

9.5.3 チームの 2 番目、3 番目に登る選手のスタートの手順は以下のとおりとする；

- i. 各選手は、競技の順番が前の選手がそのアテンプトを開始したら、ただちにスターティング・ポジションに入らねばならない；
- ii. そしてスタート表示が、前の選手がアテンプトを完了したことを表示した時に登り始めねばならない。

不正スタート

9.5.4 8.9.8 から 8.9.11 までの規定は適用されず、代わって 9.5.5 から 9.5.8 が適用される。

9.5.5 スターター（もしくは任命されたリコーラー）の判断において、以下の場合に、チームは不正スタートをしたと判断される。

- i. チームの最初の選手が、スターターが「Ready!」と言ってから、スタートの合図音が鳴るまでの間にスターティング・パッドから離れた；
- ii. チームの最初の選手が、スタートの合図音に 1/10 秒以内に反応した；
- iii. チームの 2 番目、3 番目の選手が、前の選手がアテンプトを完了する前に地面から離れた。

付記：電氣的機械計時システムを使用している場合、この用具の記録は通常は正確なものを見なされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、不正スタートがあったかどうかの判定には電氣的機械計時システムによる記録を使用するものとする。

9.5.6 チームの最初の選手が不正スタートをした場合、スターターは両方あるいは全てのチームをただちに止め、各チームの 2 番目、3 番目の選手がスタートしないようにしなければならない⁷¹。

9.5.7 チームの最初の選手が、競技会の 1 つのステージで不正スタートをした場合、そのチームには不正スタートをしたレースの有効な時間記録が認められない。

付記：チームの最初の選手の不正スタートがあった場合、不正スタートをしなかったチームは、当該

⁷⁰ カウントバックの対象とはせず、カウントバックにはもとの記録を使用するということだろう。

⁷¹ 不正スタートをした選手のチームはこの点問題ないが、もう一方のチームが続行しないようにする、ということだと思われる。

ステージのアテンプトを完了しなければならない。

- 9.5.8 チームの 2 番目, 3 番目の選手が不正スタートをした場合；
- i. スターター（もしくは任命されたリコーラー）は、不正スタートをしたチームの残りの選手がスタートしないようにする。
 - ii. 不正スタートをしなかったチームは、中断せず継続し、有効な時間記録を獲得できる。
 - iii. 不正スタートをしたチームは、不正スタートをしたレースでの有効な時間記録を獲得できない。
- 付記：ii の場合、継続して登ったチームがその後に不正スタートをしたら、このチームも同じく中断させられる。しかし、このチームが有効な時間記録を獲得できなくても、再競技は認められない。

アテンプトの完了

- 9.5.9 8.9.12 から 8.9.14 までの規定は適用されず、代わって 9.5.10 から 9.5.12 が適用される。

- 9.5.10 チームの各選手は、計時パッド/スイッチを手で叩かなければならない。これにより

- i. 最初と 2 番目の選手の場合は後続の選手のスタート合図を始動する。
- ii. 3 番目の選手はタイマーを停止させる。

付記：電氣的機械計時システムを使用している場合、この機器による資料は通常は確定的なものとなされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、電氣的機械計時システムによる記録が、選手が計時パッド/スイッチを叩きタイマーを停止させることができたか否かの判定に使用されるものとする。

- 9.5.11 もし：

- i. 最初または 2 番目の選手が後続の選手のスタート合図の始動に失敗した；あるいは
- ii. 3 番目の選手が、タイマーを停止しなかった場合、

チームのアテンプトは失敗とされ、有効な時間記録は獲得できない。再競技あるいは追加競技は電氣的機械計時システムの障害が確定した限り、認められない。

付記：単一チームがタイマーの停止に失敗しても、それをもって機器類に何らかの故障があると判断することはない。

付記：同じルートでチームが連続してタイマーの停止に失敗した場合、またはシステム上の障害が発生した場合、ジュリー・プレジデントはシステムの検査をおこなう必要がある。検査の結果、障害があった場合、ジュリー・プレジデントは影響を被った選手の再競技を認めるかどうか検討しなければならない。検査の結果、故障が見いだされなかった場合、リザルトは有効となる。この検査には、ルートセッターにルートを登ってスイッチ/パッドを叩くことを依頼することも含まれる。

付記：ジュリー・プレジデントは、機器の検査が必要か否かを決定する際に、ビデオ記録を参考にすることができるが、選手がパッド/スイッチを叩いた（しかし、タイマーは停止しなかった）時のビデオ記録をもって機器の障害の確証とすることはできない。

- 9.5.12 アテンプトが失敗とされ、有効な時間記録は残らないのは、チームのいずれかの選手が：

- i. 墜落した；
- ii. 選手が連続的かつ明確に識別できるように黒テープ（あるいは他の色を使用する場合は、ジュリー・プレジデントにより選手に対する競技説明で指定されたもの）で使用限定された壁の一部、ホールド、はりぼてなどを使用した
- iii. 選手が壁の両脇または上端の縁を登るために使用した；

- iv. スタート後に、身体のいずれかの部分が地面に触れた；
- v. 何らかの人工登攀をおこなった。

9.6 各ラウンド後の順位

予選

- 9.6.1 チームは、予選での最も速かった有効な時間記録によって順位付けされる。チームが有効な時間記録を獲得できなかった場合、そのチームは最下位とする。

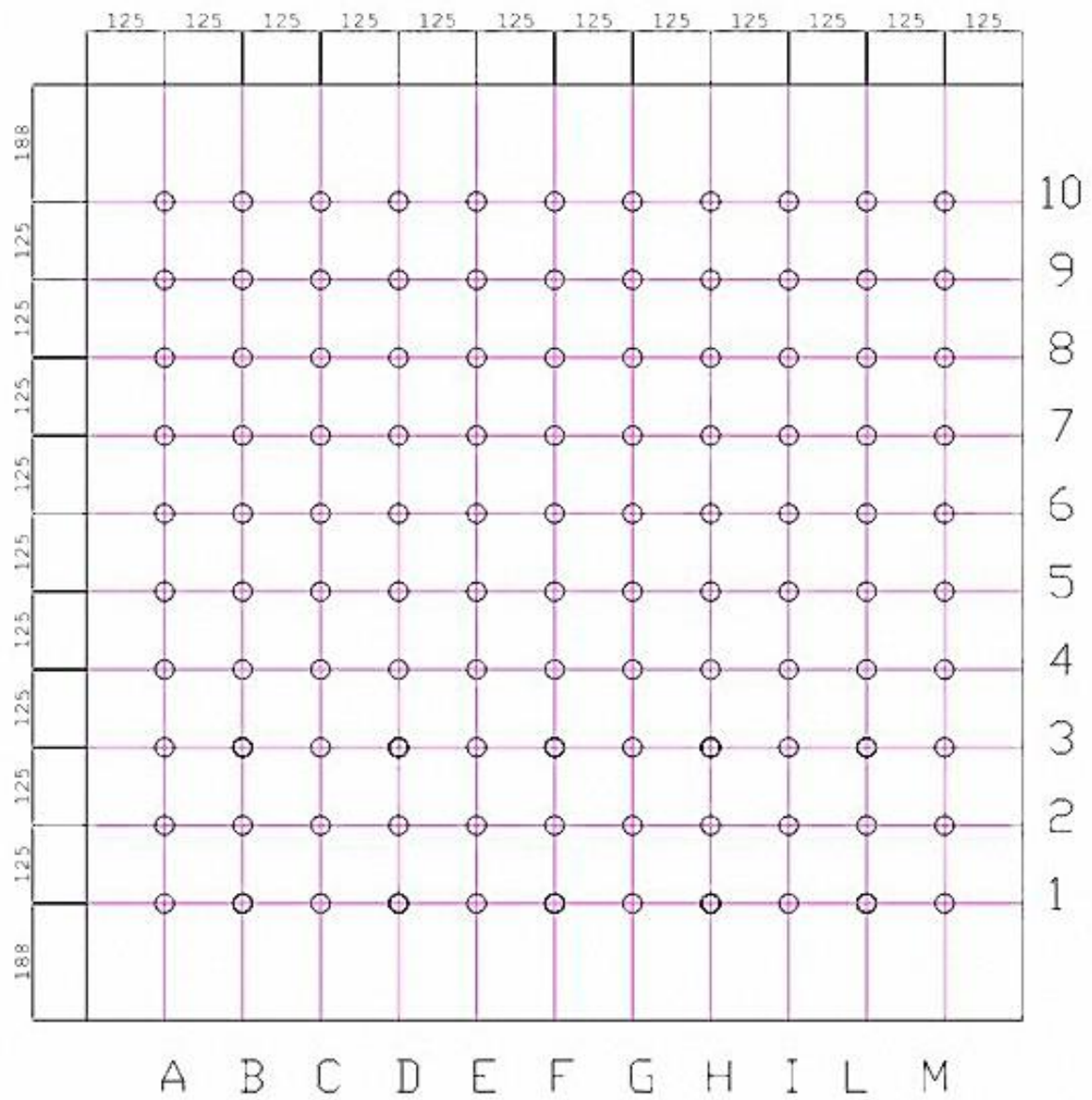
決勝

- 9.6.2 各チームの順位は、8.10.2 から 8.10.4 で規定したところにしたがう（それぞれ、「選手」とあるところを「チーム」と読み替えること）。

15m 競技用レーン

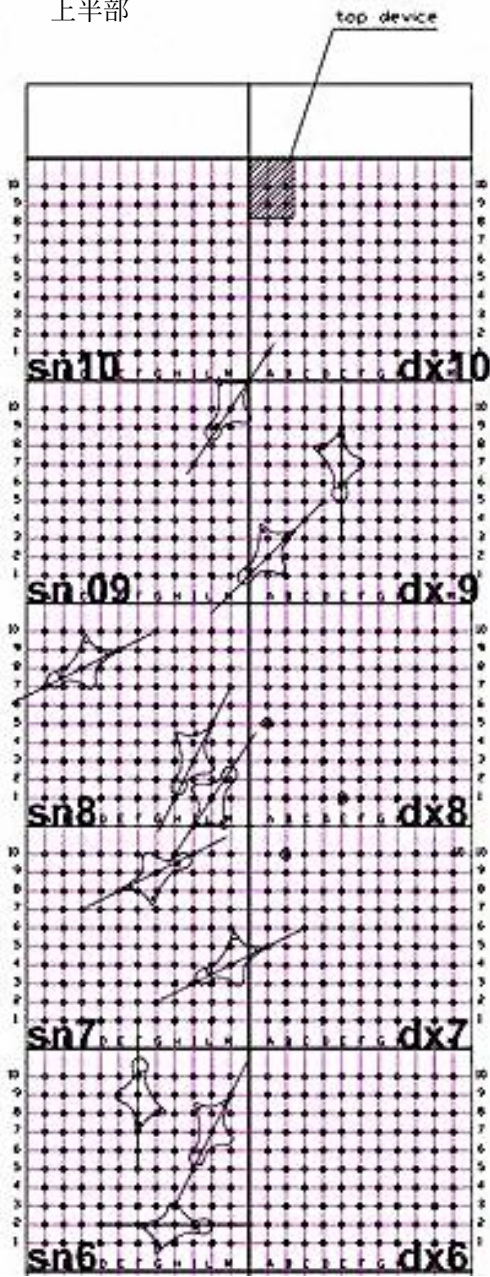


パネルのクライミング面の M10 のホールド取り付け穴の配置

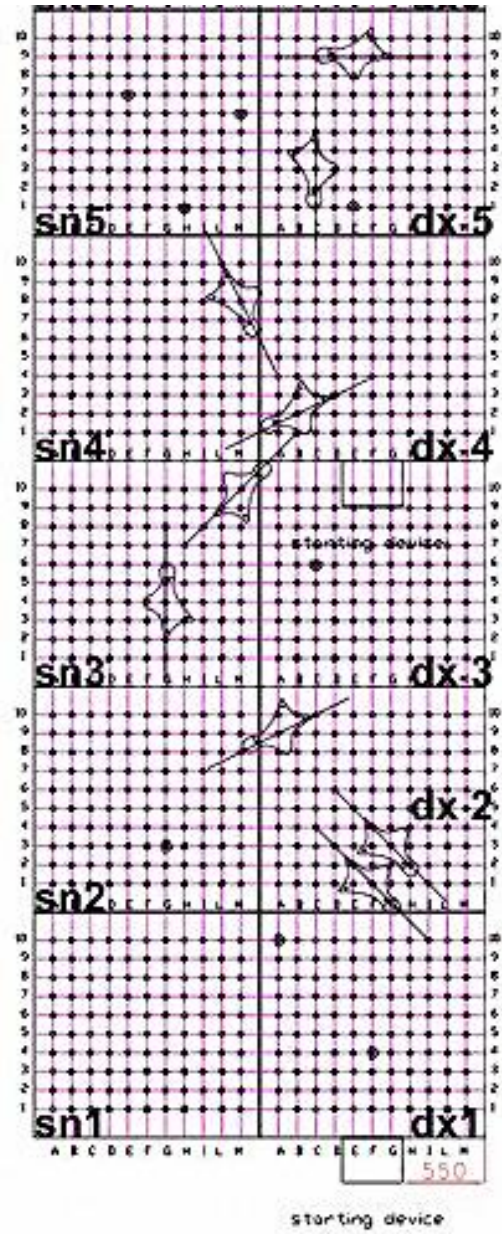


ルート図 (ホールド配置)

上半部



下半部



11. コンバインド

概説

- 11.1 この節は、本ルールの3節（総則）、7節（リード）、8節（ボルダー）、9節（スピード）の規則を併せて参照すること。
- 11.2 複合競技のための競技会は、以下を含まなければならない：
- A) 各カテゴリーにつき20名の定められた定員で行われる予選；および
 - B) 各カテゴリーにつき8名の定められた定員で行われる決勝
- それぞれの予選および決勝ラウンドは、以下により構成され：
- 1) 1つの「コンバインド・スピード」ステージ；
 - 2) 1つの「コンバインド・ボルダー」ステージ；
 - 3) 1つの「コンバインド・リード」ステージ；
- 以上をこの順番で実施し、各ステージは本ルールの7節（リード）、8節（ボルダー）および9節（スピード）の関連する条項さらに、この11節（コンバインド）に記載されている変更および追加にしたがうものとする。
- 11.3 予選と決勝は、異なる日に実施されることが望ましい。
- 11.4 予選は、次のように実施されなければならない：
- A) スピード・ステージの終了予定時刻とそれに続くボルダー・ステージの開始までの間隔は30分未満であってはならない⁷²；かつ
 - B) ボルダー・ステージの終了予定時刻とそれに続くリード・ステージの開始までの間隔は120分未満であってはならない。
- 11.5 決勝は、次のように実施されなければならない：
- A) スピード・ステージの終了予定時刻とそれに続くボルダー・ステージの開始までの間隔は15分未満であってはならない；かつ
 - B) ボルダー・ステージの終了予定時刻とそれに続くリード・ステージの開始までの間隔は15分未満であってはならない。

予選の形式

- 11.6 予選では：
- A) スピード・ステージでは、本ルールの9節（スピード）の、スピード競技会の予選の構成や運営に関する規定に従う。
 - B) ボルダー・ステージについては、本ルールの8節（ボルダー）の、ボルダー競技会の準決勝の構成や運営に関する規定に従う。
 - C) リード・ステージについては、本ルールのセクション7節（リード）の、リード競技会の準決勝の構成や運営に関する規定に従う。

⁷² "Corrigendum"で変更された。スピードが予定より早く終わったとしても、ボルダリングのスタートは当初のスピード終了予定時刻の30分後以降でなければならない、と読める。続く11.4B)のボルダーとリードの間隔、決勝に関する11.5A)、B)も同様。

- 11.7 ボルダー及びリード・ステージそしてスピード・ステージのレーン A の競技順は、次のように作成するものとする：
- A) 全ての予選出場権獲得選手が参加した一連の大会で選手が出場権を得ている場合、その大会のコンバインド・ランキングの降順⁷³；
 - B) 複数の予選大会で選手が予選への出場資格を得ている場合、IFSC の公表する該当する予選システムに従う、
- レーン B の競技順は、レーン A と同じだが、半数⁷⁴のところを前後を入れ替える

決勝の形式

- 11.8 コンバインド大会の決勝では：
- A) スピード・ヒート⁷⁵については、本ルールの 9 節（スピード）の、スピード競技の決勝の構成や運営に関する規定に従う。
 - B) ボルダー・ヒートについては、本ルールの 8 節（ボルダー）の、ボルダー競技の決勝の構成や運営に関する規定に従う。
 - 1) このヒートでのボルダー数は、3 に減ずる；かつ
 - 2) ジュリー・プレジデントはこのラウンドに関しては、ボルダー数を減ずることができない。
 - C) リード・ヒートについては、本ルールの 6 節（リード）の、リード競技の決勝ラウンドの構成や運営に関する規定に従う。
- 11.9 決勝の各ステージの競技順は、次のように決定しなければならない：
- A) スピード・ステージでは、付録（Annex）3 に記載されているオーダー・セット——すなわちレース 1 は予選のスピード・ステージの 1 位と 8 位の選手で実施するものとする。
 - B) ボルダー・ステージについては、競技順は先立つスピード・ステージの順位の逆順とする（例：最高順位の選手が最後に競技を行う）。
 - C) リード・ステージについては、競技順は先立つスピードおよびボルダー競技の完了に伴い算出される中間順位の逆順とする。（例：最高順位の選手が最後に競技を行う）

個々のステージにおける順位

- 11.10 それぞれのステージでの順位は以下のように算出されるものとする：
- A) 各スピード・ステージについては、以下の修正点および追加点を加えた本ルールの 9 節（スピード）の規定に従う：
 - 1) 1/4 ファイナル・レースの敗者は、8 名中の 5 位を決定する一連の追加レースに進出する。これにより全ての選手が同じ数のレースに参加することになる⁷⁶。

⁷³ この文は前段が"through a single series of events in which all qualifying competitors have participated"と event が複数であるのに、後段は"in descending order of the Combined Ranking calculated for that event"と単数なのが気になる。

⁷⁴ コンバインドは参加選手数が 20 で固定なので、表現として自然な「半数」とした。

⁷⁵ 予選では"stage"だったが決勝は"heat"が使われている。意図的なものか、誤記かは不明だが続く 11.9 では"stage"なので、誤記の可能性が高い。

⁷⁶ 従来のルールでは、スピード・ステージで早めに敗退した選手はレース数が少ないため、より疲労の少ない状態で、次のボルダーの臨めることになる。これを平等にするための変更とのことである。

- 2) スピード・ステージ後の決勝の一連のレースで決定される。
 - a) レース 9 は 7 位（勝者）／8 位（敗者）を決定する
 - b) レース 10 は 5 位（勝者）／6 位（敗者）を決定する
 - c) ⁷⁷レース 11 は 3 位（勝者）／4 位（敗者）を決定する
 - d) レース 12 は 1 位（勝者）／2 位（敗者）を決定する
- 3) いかなるレースにおいても、両方の選手が有効な時間記録を得られなかった場合（不正スタートの場合を除く）、または 9 節（スピード）に規定された順位付けによっても同着がわけられない場合、そのレースの再競技をおこなうものとする。その再競技後に同着の選手が残る場合、この同着は予選ラウンド後の競技者の総合順位を比較することによってわけられるものとする。

この 11.10 に言う 9 節（スピード）に規定される'予選順位'の参照は、予選ラウンドのスピード・ステージ後の順位を指すものとする。⁷⁸

B) 各ボルダー・ステージについては、以下の修正点および追加点を加えた本ルールの 8 節（ボルダー）の規定に従う：

- 1) 2 名以上の選手が同着の場合、同着の選手間の順位は以下のように決定するものとする：
 - a) 最初のアテンプトで完登したボルダー数から始めて、以下 2 回目のアテンプトで完登したボルダー数、と言うように、各選手の最も良い成績を比較する；
 - b) a)の比較で同着が分けられない場合は、最初のアテンプトでゾーンを獲得したボルダー数から始めて、以下 2 回目のアテンプトでゾーンを獲得したボルダー数、と言うように、各選手の最も良い成績を比較する；
- 2) 決勝の場合、1)の適用後も同着が残る時は、同着の選手間の順位は予選のボルダリング・ステージのその順位の比較で決定するものとする；

C) 各リード・ステージについては、以下の修正点および追加点を加えた本ルールの 7 節（リード）の規定に従う：

- 1) 2 名以上の選手が同着の場合、同着の選手間の順位は以下のように決定するものとする：
 - a) その 1 秒未満を四捨五入したクライミング・タイムを比較する（短い方が上位）⁷⁹；
 - b) a)の適用後、なお 2 名以上の同着が残る場合は、公式ビデオシステムの記録から 1/10 未満を四捨五入したクライミング・タイムを決定する；
- 2) 決勝の場合、1)の適用後も同着が残る時は、同着の選手間の順位は予選のリード・ステージのその順位の比較で決定するものとする；

コンバインド・ランキング（複合順位）

11.11 コンバインド・ランキングが、選手が参加する各ラウンドの終了後に、そのラウンドの 3 ステージ全てで競技をおこなった選手のいる各カテゴリーについて算出されるものとする。

A) 各選手は、それぞれの終了したステージの「ランキング・ポイント」が与えられるものとする：

⁷⁷ 原文ではこの a)～d)の項目番号が「a), b), a), a)」となっているが、さすがに不自然なので「a), b), c), d)」としている。

⁷⁸ この 3)及びそれに続く文言は"Corrigendum"で追加された。

⁷⁹ リード単種目の場合は、時間比較は決勝でカウントバック後に 1～3 位までに同着がある場合のみだが、コンバインドでは予選から同着があった場合は時間比較をおこない、決勝ではカウントバックの前に時間比較をおこなう。

- 1) 選手のそのステージでの順位が単独である場合は、順位の値；もしくは
- 2) あるステージで 2 人もしくはそれ以上の選手が同着の場合、同着の選手の平均順位の値。
例えば 8 位に 4 名の同着があった場合、同着の各選手に $(8+9+10+11) \div 4 = 9.5$ がランキング・ポイントとして与えられる

B) ランキング・ポイント合計は、各ステージで各選手に与えられたランキング・ポイントを掛け合わせて算出されるものとする。

C)⁸⁰各選手は、それぞれに算出されたランキング・ポイント合計の昇順で順位付けされ（すなわち、値が小さい方が上位）、同じ合計ランキング・ポイントを保有する選手が複数いる場合、いずれのラウンドにおいても同着の選手の総合順位は以下のように決定されるものとする：

- 1) これらの選手のそのラウンドにおける個々の成績をつきあわせて比較する；そして
- 2) 1)の適用後、なお同着の選手がある場合、以下を比較する：
 - a) 決勝に限り、最初に予選終了時の複合順位；
 - b) 各選手のシーディング。

11.12 中間順位は、それらのステージの成績が算出に用いられる場合にのみ、各ラウンドのスピードおよびボルダー・ステージの終了後に、それぞれの参加カテゴリーについて算出されねばならない。

付録 (Annex) 3 レースとレーンの組合せ (コンバインド)

1/4 ステージ	1/2 ステージ	ファイナル・ステージ	
1 A 予選 1 位 B 予選 8 位	5 A レース 1 敗者 B レース 2 敗者	9 A レース 5 敗者 B レース 6 敗者	7 位/8 位決定
2 A 予選 4 位 B 予選 5 位	6 A レース 3 敗者 B レース 4 敗者	10 A レース 5 勝者 B レース 6 勝者	5 位/6 位決定
3 A 予選 2 位 B 予選 7 位	7 A レース 1 勝者 B レース 2 勝者	11 A レース 7 敗者 B レース 8 敗者	3 位/4 位決定
4 A 予選 3 位 B 予選 6 位	8 A レース 3 勝者 B レース 4 勝者	12 A レース 7 勝者 B レース 8 勝者	1 位/2 位決定

⁸⁰ "Corrigendum"で変更された。

12.ワールドカップ・シリーズ

総説

12.1 IFSC の「本則」に従い：

- A) ワールドカップ・シリーズ競技会を、ボルダー、リード、スピード各種目について毎年開催する。
- B) IFSC は、ボルダー、リード、スピード各種目について毎年最大 8 戦までのワールドカップ競技会を公認する。

12.2 各ワールドカップ大会は：

- A) 男子と女子の両カテゴリーにより、最低 1 種目から開催される。
- B) 以下のように開催されるものとする：
 - 1) 週末に開催される。
 - 2) 最大日数は：
 - a) 1 種目の場合は 2 日間；
 - b) 2 種目の場合は 3 日間；
 - c) 3 種目の場合は 4 日間とする、

12.3 IFSC は各ワールドカップ競技会において、競技会初日の 30 日以上前に以下を記載したインフォメーション・シートを公表するものとする：

- A) 競技会の開催場所と期日；
- B) 競技会参加登録の締め切り；
- C) 競技会の日程；

選手団の参加登録

12.4 ワールドカップ大会の出場資格を有するのは以下に限られる：

- A) 競技会の開催年に 16 歳に達している、もしくは年内に達する選手で、有効な国際ライセンスを有する選手；及び
- B) 有効な国際ライセンスを有するチーム・オフィシャル。

12.5 加盟連盟/協会はその資格を有する選手とチーム・オフィシャルを、以下の人数を上限として参加登録することができる：

- A) チーム・オフィシャル
 - 1) 選手団長 (head of deligation) 1 名；
 - 2) コーチ 1 種目あたり 2 名；
 - 3) 資格を有する、医師に相当する医療担当者 (medical personnel) または医療補助員 (paramedical personnel) 2 名
- B) 選手：

- 1) その年の初めに該当する⁸¹世界ランキング 10 位以内の選手⁸²；
- 2) 加えて競技会の各カテゴリーにつき 5 名の選手，

⁸³いずれについても競技会の初日の 15 日前 ("登録日"=Registration Date) までに登録する。この日から大会初日の 5 日前までに、加盟連盟/協会はやむを得ない場合に限り、選手団メンバーを入れ替えることができるが、当初登録された人数に追加することはできない。

- 12.6 各カテゴリーに参加登録された選手のリストは、登録日の翌日に IFSC のウェブサイト公開される。

競技会の手続き

- 12.7 ワールドカップ大会の各競技会の形式は、第 2 部の該当する節の各競技規則に定めるところに従うものとする。やむを得ない事情がある場合：

A) ジュリー・プレジデントは

- 1) 大会のいかなるラウンド(さらにスピードの場合は決勝のあらゆるステージ)であっても、その中断と再開、あるいは中途終了と再実施をおこなうことができる；また
- 2) 大会の準決勝または決勝(さらにスピードの場合は決勝のあらゆるステージ)であっても、中止することができる。

B) テクニカル・デリゲイトは、大会そのものを中止することができる、そして

いずれの場合も、これらの決定に対する抗議をおこなうことはできない。

- 12.8 チーム・オフィシャルと選手の参加は、以下に従って確認されねばならない：

A) 少なくとも 1 名のチーム・オフィシャル(もしくはチーム・オフィシャルの登録がない場合は選手 1 名)が、大会会場に来場；

B) やむを得ない場合(ストライキ、交通渋滞など)に限り、テクニカル・デリゲイトへの SMS または E メールによる連絡；

いずれの場合も以下の時刻までに連絡をおこなわなければならない：

- 1) IFSC から公表されたインフォメーション・シートに指定された時刻
- 2) そうした時刻指定がない場合は、テクニカル・ミーティング開始の 30 分前。

参加確認がおこなわれなかった参加登録選手は、該当する公式の競技順位リストから削除される。

- 12.9 テクニカル・ミーティングは通常、競技会の開始に先立って、競技会日程の確認(及び IFSC のウェブサイトにある情報からの変更の伝達)、競技会に適用される本ルールについての確認と詳細情報、IFSC のウェブサイトがない、運営上の情報の連絡のためにおこなわれる。

競技順位リスト

- 12.10 各競技の競技順位は、本ルール第 2 部の該当する節に定めるところにしたがって作成されるものとし、公式競技順位は以下にしたがって作成される；

A) 予選については、当該競技会のテクニカル・ミーティング前、選手の参加確認の後に作製される。

⁸¹ 原文は"the relevant World Ranking"のみだが、当然種目の限定はあるはずで discipline が省略されているのだろう。

⁸² 2018 までは、ワールドカップでも選手権保持者の規定があったが、2019 に WR 上位のみとなった。

⁸³ 以下は"Corrigendum"で変更された。

B) それ以外の各ラウンドについては、抗議に対する処理も含めて、先立つラウンドの公式リザルトの発表後に、

いずれの場合も IFSC のウェブサイト、競技会の公式掲示板に公開され、チーム・オフィシャルと競技会の広報担当、報道機関のためのコピーが作成される。

12.11 競技順リストには以下の項目が記載されるものとする：

A) カテゴリーとラウンド；

B) 競技順；

C) 各選手の氏名と IOC 国別コード；

D) 以下の時刻：

1) アイソレーション・ゾーン及びウォーミングアップ・エリアのオープンとクローズの時刻；

2) オブザベーションまたはデモンストレーションの時刻；

3) そのラウンドの開始時刻。

12.12 選手があるラウンドのアイソレーション・ゾーンに公表されたクローズ時刻までに、またはコール・ゾーンに呼び出しを受けた時に出頭しなかった場合、その選手については当該ラウンドの公式競技順リスト上に、「不参加」(DNS=Does/Did Not Start) と記入される。

大会の成績と順位

12.13 全ての公式リザルトは、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式掲示板に公開され、チーム・オフィシャルと競技会の広報担当、報道機関のためのコピーが作成されるものとする。

12.14 各カテゴリーの：

A) 各ラウンドについて：

1) 暫定リザルトが各ラウンドのコースの進行中に表示されるものとする；

2) IFSC ジャッジが署名した公式リザルトが、競技会のラウンド終了後、可能な限り早く発表されるものとする。

B) 当該競技会の全てのラウンドの終了後に、全選手の最終順位と各ラウンドでの全選手の成績を記載し、IFSC ジャッジとジュリー・プレジデントが署名をおこなった最終リザルトが公表されるものとする。

12.15 各ワールドカップの終了時に、

A) 各カテゴリーの上位 30 名の選手に、付録 (Annex) 1 に規定されているポイントが、ワールドカップ・ランキング算出のために付与される。同着となった選手には、同着になった各順位に対応する全ポイントの平均の小数点以下を切り捨てた⁸⁴ものがポイントとして与えられる：

B) その大会の各種目別にナショナルチーム・ランキングを、その種目に出場した選手団の各カテゴリーの個々の選手の中で上位 3 名のランキング・ポイントの合計で決定する。各チームの順位決定は、ランキング・ポイントを合計値の降順でおこなわれる。

⁸⁴ "Corrigendum"で「切り上げ」が「切り捨て」に書き替えられた。

カップの成績と順位

12.16 各カテゴリーにおいてワールドカップ・ランキングが、以下にしたがって与えられるものとする。

- A) ワールドカップ・シリーズを通してランキング・ポイントを獲得した各選手について、ランキング・ポイントの総計の降順で選手の順位を決定する⁸⁵、さらに
- B) ワールドカップ・シリーズに選手を参加させている各加盟連盟/協会について、各大会におけるナショナルチーム・ランキング算出のために、ランキング・ポイントを加算する。

12.17 ワールドカップ・ランキング算定で算入する成績数の上限は；

- A) 開催された大会が5戦以下の場合、全ての成績；
- B) 6戦以上が開催された場合、合計する成績数は大会数から1を減じたものとする。選手が合計可能な大会数より多い競技会に出場した場合は、その最も低い成績を除外する。

ワールドカップ・シリーズの最終戦後に、2名以上の選手が同じランキング・ポイントを有して1位同着となった場合は、

- 1) 同着の選手の成績を個々につきあわせて比較する、そして（この比較で同着が分けられない場合は）；
- 2) 1位の数から始めて、以下2位の数というように、選手の最も良い成績の数を比較して同着を分ける。

12.18 ボルダリング、リード、スピード各種目で少なくとも2つのワールドカップ競技会に出場した選手（対象選手 "Eligible Competitor"）に、コンバインド・ワールドカップ・ランキングの対象となる：

- A) いずれかの種目で、2大会を越えてワールドカップ競技会に参加した選手については、その種目での上位2大会の成績がコンバインド・ワールドカップ・ランキングの算出に使用される；
- B) 各対象選手のコンバインド・ワールドカップ・ランキングは、以下のように算出されるものとする：
 - 1) 各対象選手には、算入の対象となる各大会について、ランキング・ポイントが付与される。
 - a) 当該の算入の対象となる大会で、選手が単独で最終順位を獲得している場合は、これらの選手の該当する順位に等しい値；
 - b) 当該の算入の対象となる大会で、2名以上の選手が同着の場合は、同着となった選手の順位平均に等しい値。
 - 2) 総合ランキング・ポイントは、各対象選手について、各競技会のランキング・ポイントを掛け合わせることで算出される；
 - 3) 対象選手は、その総合ランキング・ポイントの昇順（小さい値が上位）で順位付けされる。

メダルと賞金

12.19 各ワールドカップ大会の終了時に、各カテゴリーについてメダルの授与式をおこなうものとする：

- A) 全てのメダル授与式は：
 - 1) 該当の決勝と同じ日におこなう；
 - 2) こうした式典に関するIOCプロトコルに従っておこなう、
- B) 金、銀、銅のメダルが、大会の各種目で各カテゴリーのそれぞれ1位、2位、3位の選手に授与

⁸⁵ "Corrigendum"で変更された。

される、同着の場合は、複数のメダルが授与される；

- C) 各カテゴリーの優勝者に大会トロフィーが授与される。
- D) IFSC の理事会が決定した金額(または、IFSC と大会主催者間で合意されたそれ以上の金額)の賞金が各カテゴリーの 6 位以内の各選手に授与される。なお同着の場合は、同着の選手はそれぞれ同着の各順位の賞金額の平均を受け取るものとする。

やむを得ない事情のある場合、テクニカル・デリゲイトは当該選手の代理人の出席を承認することができる。

12.20 各ワールドカップ・シリーズの最終戦の終了時に、以下の表彰をおこなう：

- A) 各カテゴリーのワールドカップ・シリーズの年間優勝者(ワールドカップ・ランキングが 1 位の選手)に、トロフィーが授与される。
- B) ワールドカップ・ランキングが 2 位と 3 位の選手に、盾が授与される。
- C) ワールドカップ・シリーズのナショナルチーム・ランキングが最高位のチームにトロフィーが授与される。
- D) コンバインド・ランキングの 1 位、2 位、3 位に入賞した選手が発表される。

式典

12.21 ジュリー・プレジデントの特別な承認がない限り、各選手団から少なくとも 1 名が開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、当該加盟連盟/協会は罰金の対象となる。IFSC 理事会は、シーズンごとに当該の罰金の最低額を設定する。

12.22 大会主催者は表彰式を：

- A) 競技会の決勝終了後におこなうものとする；かつ
- B) こうした式典に関する IOC プロトコルに従っておこなうものとする。国歌演奏と国旗掲揚はワールドカップ競技会において必須である。

12.23 適用せず⁸⁶

アンチドーピング

12.24 大会主催者主催団体は、アンチドーピング検査の手配をおこなうものとする：

- A) その国の国際スポーツ競技を管轄する国内法、世界アンチドーピング規程、IFSC アンチドーピングの方針と手続き及び罰則規定に則って実施すること。
- B) 少なくとも以下の者に対して実施すること：
 - 1) 各大会の各カテゴリーの優勝者；
 - 2) スピード競技で、世界記録を更新した選手。

⁸⁶ もとは「ジュリー・プレジデントの特別な承認がない限り、各カテゴリーの上位 3 位までの決勝出場選手は表彰式に出席しなければならない。」だったが、12.19 の最後に代理人の出席を認める文言が付加されたため文言が削除されたものと思われる。

13.世界選手権

総説

13.1 開催頻度と開催期間

- A) IFSC は IFSC の「本則」に従い、世界選手権を 1 年おきに奇数年に開催する。
- B) 各世界選手権は、以下のカテゴリーで行うものとする：
 - 1) IFSC に承認された各種目；
 - 2) 男女双方のカテゴリー；
- C) 各世界選手権の最大日数は：
 - 1) 1 種目の場合は 3 日間；
 - 2) 2 種目の場合は 5 日間；
 - 3) 3 種目の場合は 9 日間とする、

13.2 IFSC は各世界選手権において、競技会初日の 30 日以上前に以下を記載したインフォメーション・シートを公表するものとする：

- A) 競技会の開催場所と期日；
- B) 競技会参加登録の締め切り；
- C) 競技会の日程；

選手団の参加登録

13.3 有効な国際ライセンスを有するチーム・オフィシャルと選手のみが、世界選手権に参加する資格を有する。加盟連盟/協会はその資格を有する選手とチーム・オフィシャルを、以下の人数を上限として参加登録することができる：

- A) チーム・オフィシャル
 - 1) 選手団長 (head of deligation) 1 名；
 - 2) コーチ 1 種目あたり 2 名；
 - 3) 資格を有する、医師に相当する医療担当者 (medical personnel) または医療補助員 (para-medical personnel) 2 名
- B) 選手：
 - 1) 直近の (成人の) 世界選手権の各種目の優勝者⁸⁷；
 - 2) 加えて競技会の各カテゴリーにつき 5 名 (開催国は 10 名) の選手、

いずれについても競技会の初日の 15 日前 (登録期限) までに登録する。

13.4 各カテゴリーに参加登録された選手のリストは、登録日の翌日に IFSC のウェブサイトに公開される。

競技会の手続き

13.5 IFSC がそれに替わる形式を指定しない限り、世界選手権の各競技の形式は、以下の変更を含めた本

⁸⁷ 直訳だと、その優勝種目について、あらゆる (成人の) 現世界選手権優勝者」

ルール第2部の該当する節の定めるところに従うものとする、

A) ボルダー
変更無し

B) リード
変更無し

C) スピード
変更無し

D) コンバインド

- 1) コンバインド種目の競技が行なわれない場合は、世界選手権のコンバインド種目の優勝者は、ボルダー、リード、スピードの各種目の最終リザルトからコンバインド・ランキングを算出して決定する。

13.6 やむを得ない事情がある場合：

A) ジュリー・プレジデントは

- 1) 大会のいかなるラウンド（さらにスピードの場合は決勝のあらゆるステージ）であっても、その中断と再開、あるいは中途終了と再実施をおこなうことができる；また
- 2) 大会の準決勝または決勝（さらにスピードの場合は決勝のあらゆるステージ）であっても、中止することができる。

B) テクニカル・デリゲイトは、大会そのものを中止することができる、そしていずれの場合も、これらの決定に対する抗議をおこなうことはできない。

13.7 チーム・オフィシャルと選手の参加は、以下に従って確認されねばならない：

A) 少なくとも1名のチーム・オフィシャル（もしくはチーム・オフィシャルの登録がない場合は選手1名）が、大会会場に来場；

B) やむを得ない場合（ストライキ、交通渋滞など）に限り、テクニカル・デリゲイトへのSMSまたはEメールによる連絡；

いずれの場合もIFSCから公表されたインフォメーション・シートに指定された日時より遅れてはならない。参加確認がおこなわれなかった参加登録選手は、該当する公式の競技順リストから削除される。

競技順リスト

13.8 各競技の競技順は、本ルール第2部の該当する節に定めるところにしたがって作成されるものとし、公式競技順は以下にしたがって作成される；

A) 予選については、当該競技会のテクニカル・ミーティング前、選手の参加確認の後に作製される。

B) それ以外の各ラウンドについては、抗議に対する処理も含めて、先立つラウンドの公式リザルトの発表後に、

いずれの場合もIFSCのウェブサイト、競技会の公式掲示板に公開され、チーム・オフィシャルと競技会の広報担当、報道機関のためのコピーが作成される。

13.9 競技順リストには以下の項目が記載されるものとする：

A) カテゴリーとラウンド；

B) 競技順；

C) 各選手の氏名と IOC 国別コード；

D) 以下の時刻：

- 1) アイソレーション・ゾーン及びウォーミングアップ・エリアのオープンとクローズの時刻；
- 2) オブザベーションまたはデモンストレーションの時刻；
- 3) そのラウンドの開始時刻。

13.10 選手があるラウンドのアイソレーション・ゾーンに公表されたクローズ時刻までに、またはコール・ゾーンに呼び出しを受けた時に出頭しなかった場合、その選手については当該ラウンドの公式競技順位リスト上に、「不参加」(DNS=Does/Did Not Start)と記入される。

成績と順位

13.11 全ての公式リザルトは、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式掲示板に公開され、チーム・オフィシャルと競技会の広報担当、報道機関のためのコピーが作成されるものとする。

13.12 各カテゴリーの：

A) 各ラウンドについて：

- 1) 暫定リザルトが各ラウンドのコースの進行中に表示されるものとする；
- 2) IFSC ジャッジが署名した公式リザルトが、競技会のラウンド終了後、可能な限り早く発表されるものとする。

B) 当該競技会の全てのラウンドの終了後に、全選手の最終順位と各ラウンドでの全選手の成績を記載し、IFSC ジャッジとジュリー・プレジデントが署名をおこなった最終リザルトが公表されるものとする。

13.13 各世界選手権の終了時に：

A) 各カテゴリーの上位 30 人の選手に、ナショナルチーム・ランキングを算出するための、付録 (Annex) 1 (P.15) に記載されているランキング・ポイントが与えられる物とする。同着の選手には、同着になった各選手には、同着になった各順位に対応する全ポイントの、小数点以下を切り捨てた⁸⁸平均が与えられる。

B) ナショナルチーム・ランキングは、各カテゴリーで上位 3 位までに入った個々の選手のランキング・ポイントを合計し、積算されたランキング・ポイント総計の降順で順位付けするものとする。

メダルと賞金

13.14 世界選手権の各競技会の終了時に、各カテゴリーについてメダルの授与式をおこなうものとする：

A) 全てのメダル授与式は：

- 1) 該当の決勝と同じ日におこなう；
- 2) こうした式典に関する IOC プロトコルに従っておこなう、

B) 金、銀、銅のメダルが、大会の各種目で各カテゴリーのそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される；

C) IFSC の理事会が決定した金額(または、IFSC と大会主催者の間で合意されたそれ以上の金額)

⁸⁸ "Corrigendum"で「切り上げ」が「切り捨て」に書き替えられた。

の賞金が競技が行なわれた各カテゴリーの6位以内の各選手に授与される。なお同着の場合は、同着の選手はそれぞれ同着の各順位の賞金額の平均を受け取るものとする。

D) 優勝者は以下の表彰を受けるものとする：

- 1) 世界チャンピオンの称号；そして
- 2) 大会トロフィー、

やむを得ない事情のある場合、テクニカル・デリゲイトは当該選手の代理人の出席を承認することができる。

アンチドーピング

13.15 大会主催者主催団体は、アンチドーピング検査の手配をおこなうものとする：

- A) その国の国際スポーツ競技を管轄する国内法、世界アンチドーピング規程、IFSC アンチドーピングの方針と手続き及び罰則規定に則って実施すること。
- B) 少なくとも各カテゴリーの優勝者に対して実施すること：

14. ユース世界選手権

総説

14.1 開催頻度と開催期間

- A) IFSC は IFSC の「本則」に従い、ユース世界選手権を毎年開催する。
- B) 各ユース世界選手権は、以下のカテゴリーで行うものとする：
 - 1) IFSC に承認された各種目；
 - 2) 男女双方のカテゴリー；
 - 3) 以下の年齢別グループ；
 - a) ユース B：競技会開催年の 14 または 15 年前生まれの選手
 - b) ユース A；競技会開催年の 16 または 17 年前生まれの選手
 - c) ジュニア：競技会開催年の 18 または 19 年前生まれの選手
- C) 各世界ユース選手権の最大日数は：
 - 1) 1 種目の場合は 3 日間；
 - 2) 2 種目の場合は 6 日間；
 - 3) 3 種目の場合は 9 日間とする、
- D) 世界ユース選手権の開催日の決定に当たっては、学校への出席の問題を最小限にするよう、特に考慮しなければならない。

14.2 IFSC は各ユース世界選手権において、競技会初日の 30 日以上前に以下を記載したインフォメーション・シートを公表するものとする：

- A) 競技会の開催場所と期日；
- B) 競技会参加登録の締め切り；
- C) 競技会の日程；

選手団の参加登録

14.3 有効な国際ライセンスを有するチーム・オフィシャルと選手のみが、ユース世界選手権⁸⁹に参加する資格を有する。加盟連盟/協会はその資格を有する選手とチーム・オフィシャルを、以下の人数を上限として参加登録することができる：

- A) チーム・オフィシャル
 - 1) 選手団長 (head of deligation) 1 名；
 - 2) コーチ 1 種目あたり 3 名；
 - 3) 資格を有する、医師に相当する医療担当者 (medical personnel) または医療補助員 (paramedical personnel) 3 名
- B) 選手：

⁸⁹ 原文は"any Youth World Championship". 単なるミスと思われる。

- 1) 直近のユース世界選手権の各種目の優勝者⁹⁰；
 - 2) 加えて競技会の各カテゴリー⁹¹につき 3 名の選手，
- いずれについても競技会の初日の 15 日前（登録期限）までに登録する。

競技会の手続き

14.4 IFSC がそれに替わる形式を指定しない限り，世界選手権の各競技の形式は，以下の変更を含めた本ルール第 2 部の該当する節の定めるところに従うものとする，

A) ボルダー

- 1) 2つのスターティング・グループによる場合，選手は各グループにランダムに振り分けられる。

B) リード

- 1) 2つのスターティング・グループによる場合，選手は各グループにランダムに振り分けられる。

C) スピード

変更無し

D) コンバインド

- 1) コンバインド種目の競技が行なわれない場合は，ユース世界選手権のコンバインド種目の優勝者は，ボルダー，リード，スピードの各種目の最終リザルトからコンバインド・ランキングを算出して決定する。

14.5 やむを得ない事情がある場合：

A) ジュリー・プレジデントは

- 1) 大会のいかなるラウンド（さらにスピードの場合は決勝のあらゆるステージ）であっても，その中断と再開，あるいは中途終了と再実施をおこなうことができる；また
- 2) 大会の準決勝または決勝（さらにスピードの場合は決勝のあらゆるステージ）であっても，中止することができる。

B) テクニカル・デリゲイトは，大会そのものを中止することができる，そして

いずれの場合も，これらの決定に対する抗議をおこなうことはできない。

14.6 チーム・オフィシャルと選手の参加は，以下に従って確認されねばならない：

A) 少なくとも 1 名のチーム・オフィシャル（もしくはチーム・オフィシャルの登録がない場合は選手 1 名）が，大会会場に来場；

B) やむを得ない場合（ストライキ，交通渋滞など）に限り，テクニカル・デリゲイトへの SMS または E メールによる連絡；

いずれの場合も IFSC から公表されたインフォメーション・シートに指定された日時より遅れてはならない。参加確認がおこなわれなかった参加登録選手は，該当する公式の競技順リストから削除される。

⁹⁰ 直訳だと，その優勝種目について，あらゆる（成人の）現ユース世界選手権優勝者」

⁹¹ 従来はカテゴリーの後は単に性別のみを意味したが，2019 年から年令別グループなども含めたものとして定義された。

競技順リスト

- 14.7 各カテゴリーに参加登録した選手の名簿は、登録期限の翌日に IFSC のウェブサイトに表示されるものとする。
- 14.8 各競技の競技順は、本ルール第 2 部の該当する節に定めるところにしたがって作成されるものとし、公式競技順は以下にしたがって作成される；
- A) 予選については、当該競技会のテクニカル・ミーティング前、選手の参加確認の後に作製される。
 - B) それ以外の各ラウンドについては、抗議に対する処理も含めて、先立つラウンドの公式リザルトの発表後に、
- いずれの場合も IFSC のウェブサイト、競技会の公式掲示板に公開され、チーム・オフィシャルと競技会の広報担当、報道機関のためのコピーが作成される。
- 14.9 競技順リストには以下の項目が記載されるものとする：
- A) カテゴリーとラウンド；
 - B) 競技順；
 - C) 各選手の氏名と IOC 国別コード；
 - D) 以下の時刻：
 - 1) アイソレーション・ゾーン及びウォーミングアップ・エリアのオープンとクローズの時刻；
 - 2) オブザベーションまたはデモンストレーションの時刻；
 - 3) そのラウンドの開始時刻。
- 14.10 選手があるラウンドのアイソレーション・ゾーンに公表されたクローズ時刻までに、またはコール・ゾーンに呼び出しを受けた時に出頭しなかった場合、その選手については当該ラウンドの公式競技順リスト上に、「不参加」(DNS=Does/Did Not Start) と記入される。

成績と順位

- 14.11 全ての公式リザルトは、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式掲示板に公開され、チーム・オフィシャルと競技会の広報担当、報道機関のためのコピーが作成されるものとする。
- 14.12 各カテゴリーの：
- A) 各ラウンドについて：
 - 1) 暫定リザルトが各ラウンドのコースの進行中に表示されるものとする；
 - 2) IFSC ジャッジが署名した公式リザルトが、競技会のラウンド終了後、可能な限り早く発表されるものとする。
 - B) 当該競技会の全てのラウンドの終了後に、全選手の最終順位と各ラウンドでの全選手の成績を記載し、IFSC ジャッジとジュリー・プレジデントが署名をおこなった最終リザルトが公表されるものとする。
- 14.13 各ユース世界選手権の終了時に：
- A) 各カテゴリーの上位 30 人の選手に、ナショナルチーム・ランキングを算出するための、付録 (Annex) 1 (P.15) に記載されているポイントが与えられる物とする。同着の選手には、同着

になった各選手には、同着になった各順位に対応する全ポイントの、小数点以下を切り捨てた⁹²平均が与えられる。

- B) ナショナルチーム・ランキングは、各カテゴリーで上位 3 位までに入った個々の選手のランキング・ポイントを合計し、積算されたランキング・ポイント総計の降順で順位付けするものとする。

メダルと賞金⁹³

14.14 ユース世界選手権の各競技会の終了時に、各カテゴリーについてメダルの授与式をおこなうものとする：

A) 全てのメダル授与式は：

- 1) 該当の決勝と同じ日におこなう；
- 2) こうした式典に関する IOC プロトコルに従っておこなう、

B) 金、銀、銅のメダルが、大会の各種目で各カテゴリーのそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される；

C) 優勝者は以下の表彰を受けるものとする：

- 1) ユース世界チャンピオンの称号；そして
- 2) 大会トロフィー、

やむを得ない事情のある場合、テクニカル・デリゲイトは当該選手の代理人の出席を承認することができる。

アンチドーピング

14.14 大会主催者主催団体は、アンチドーピング検査の手配をおこなうものとする：

- A) その国の国際スポーツ競技を管轄する国内法、世界アンチドーピング規程、IFSC アンチドーピングの方針と手続き及び罰則規定に則って実施すること。
- B) 少なくとも各カテゴリーの優勝者に対して実施すること：

⁹² "Corrigendum"で「切り上げ」が「切り捨て」に書き替えられた。

⁹³ ユース世界選手権では、賞金はないが文言としてはこうなっている。

15. パラクライミング

IFSC ルール 2018 (v1.5) のワールドパラクライミングカップシリーズ/パラクライミング世界選手権/ワールド・パラクライミングマスターの項を参照のこと。

参考 IFSC ルール 2018 (v1.5)より

14.ワールドパラクライミングカップシリーズ/パラクライミング世界選手権/ワールド・パラクライミングマスター

14.1 総説

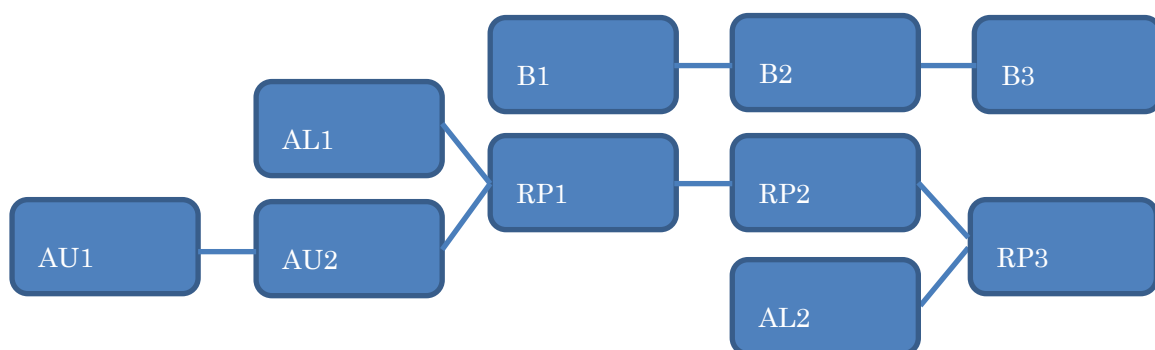
14.1.1 IFSC の「本則」に従い、

- i. ワールドパラクライミングカップシリーズを毎年開催する。
- ii. パラクライミング世界選手権を 1 年おきの偶数年—2012 年, 2014 年, 2016 年—に開催する。

14.1.2 各大会は、以下の規則に従って開催される：

- i. ボルダークラ임, リードに加えて、あるいはそれに替えてスピードの各種目で構成される；
- ii. 男子と女子のカテゴリーを設ける；
- iii. 14.2.2 に定める障害カテゴリーを設ける。なお：
 - a) 1 つのカテゴリーの成立にはパラクライミング世界選手権の場合、最低 6 名の選手が少なくとも 4 ヶ国から、ワールドパラクライミングカップの場合、最低 4 名の選手が少なくとも 3 ヶ国から参加することを必要とする。
 - b) 1 つのカテゴリーの参加選手数がこの制限を下回る場合、そのカテゴリーは 14.1.2.c(ii)に従い他のカテゴリーと合併する。
 - c) 開催国は、IFSC ワールドカップ大会と併せて開催する世界パラ競技場競技大会について、3 カテゴリーを最小限として、開催するカテゴリーの数を制限することができる。その決定は事前に通知されるものとする。

図 14.1.2 c(ii) カテゴリーの合併



14.2 参加資格

14.2.1 競技会の開催年に 16 歳に達している、もしくは年内に達する選手で、有効な国際ライセンスを有する選手のみが、ワールドパラクライミングカップシリーズ及びパラクライミング世界選手権に出場する資格を有する。

14.2.2 本ルールに従い開催される競技会に参加するすべての選手は、その競技会に対して任命された医科学委員会による、選手の適切なカテゴリー分類を確認する審査を受けねばならない。この審査を受けら

れない、あるいは拒否した選手は競技参加資格を失う。

パラクライミングの障害のクラスとカテゴリーの要約は次の表のとおりである（詳細は IFSC のウェブサイトを参照のこと）。

Classification	Category	Impairment	Body Part	Level of impairment
Visual	B1	Visual	Both Eyes	Blind competitors
	B2		Both Eyes	Competitors having a visual acuity of up to 2/60 and/or a visual field of less than 5%
	B3		Both Eyes	Competitors having a visual acuity between 2/60 and 6/60 and/or a visual field between 5% and 20%.
Amputee	AL-1 (seating)	Loss of Limb or Limb deficiency	2 legs	Full (No hip, no Joint) or combination of any
	AL-2		1 Leg	Full, Leg hip joint, Tibia
	AU-1 (Arm amputee)		2 or 1 arm	2 arms: Full or combination of any 1 arm: Full (No shoulder, no joint) or amputated of shoulder joint
	AU-2 (Forearm amputee)		1 arm	No forearm No Hand (Wrist joint existing) All fingers (included thumb and no finger joint)
Limited range, power or stability: LRP (former Neuro and Physiological Disabilities)	RP1	Hypertonia	All	Permanent spasticity through flexion or extension
		Impaired Muscle power	All	Spasticity or severe athetosistic movement from 4 limbs Moderate to severe trouble of tonus in 4 limbs
		Ataxia	All	Very weak strength and / or severe control problem of upper or torso limbs
	RP2	Impaired passive range of movement	Shoulder, Junction between shoulder and elbow,	Any

			Torso (Trunk)	
		Hypertonia	All	Considerably increase of muscular tonus
		Impaired Muscle power	All	Trouble of tonus on 2 to 4 limbs Moderate to severe trouble of tonus in 2 lower limbs Severe troubles of lower limbs creating walking difficulties
		Athetosis	All	Limited strength and / or moderate control problem of upper or torso limbs Correct functional value and negligible control problem of upper or torso limbs
	RP3	Impaired passive range of movement	Elbow, Junction between Elbow and Wrist Wrist Waist Junction between Waist and Knee Knee Junction between Knee and ankle	Any
		Hypertonia	All	Moderate increase but easily noticeable
		Impaired Muscle power	All	Moderate to severe control problem in 4 limbs and torso with coordination difficulty when

				<p>running</p> <p>Negligible to moderate trouble of tonus in 4 limbs</p> <p>Negligible to moderate trouble of tonus of hemicorp</p> <p>Minimal hemiplegia or quadriplegia impact leaving possibility to run without asymmetry</p>
		Athetosis	All	<p>Increase of tonus trouble in one or all lower limbs creating an asymmetry</p> <p>Increase of tonus trouble in one or all lower limbs creating an asymmetry</p>

付記：視力と視野の測定は、矯正された状態でおこない、良い方の目の結果でクラス分けされなければならない。コンタクトレンズや矯正器具や眼鏡を使用しているすべての選手は、競技中に装着するかいなかにかかわらず、クラス分け決定時にそれらを装着しなければならない。

選手は登録時⁹⁴に自国の眼科医による診断書を提出しなければならない。

医科学委員会が選手判定員を任命する。その選手判定員の判断に基づき、選手のパフォーマンスを観察後に所感が変わった場合、IFSCは選手のクラス分けを変更することができる。その場合、その選手は異なるカテゴリーに登録されねばならない。⁹⁵

14.2.3 ルール 14.2.2 に基づき選手に要求される審査の後に、選手に対して提示される分類が確定しがたい場合は、その選手はその大会で、その障害が該当する最も軽度のクラスへの出場資格のみが与えられる。

14.2.4 選手はどのようなものであれ、医科学委員会に申告されておらず、選手の分類の決定に考慮されなかった人工的な補助具（眼鏡類、義肢 その他）を使用してはならない。

- a) 上肢欠損の選手は義肢を使用することができない。親指以外のすべての指の欠損は、欠損ではなく RP のカテゴリーにクラス分けされる。
- b) 下肢欠損の選手は義肢を使用することができる。義肢の使用の有無で、係数を適用することはない。
- c) 視覚障害の B1 カテゴリーのクライマーは、完全な遮光マスク（個人用装備品⁹⁶）を着用すべきである。主催者はその裁量で、規則に従ってマスクを提供することができる。その場合は、テクニカル・ミーティングの時に発表されねばならない。マスクがずれた、または脱落した場合、選手は競技終了とされねばならない。

⁹⁴ 原文は registration だが、これが大会への参加申込を指すのか、大会当日の受付を指すのかは不明。

⁹⁵ この表は専門用語が多く、正確な訳が困難なため、原文のままとした。

⁹⁶ 原文は 'personal equipment'。パラの規則の他の箇所でもこの表現がある。競技に使用する用具などで、選手自身が用意するものという概念があるようだ。

14.3 形式

リード

14.3.1 ワールドパラクライミングカップとパラクライミング世界選手権のリードの形式は、以下にあげることでがらを除き、第2部のセクション6に定められた規則に従う。

安全性

- a)⁹⁷ 競技はトップロープでおこなう；IFSC ジャッジは、チーフ・ルートセッターとの協議とジュリー・プレジデントの承認のもと、ルート下部に登る選手に対し、より安全を確保するために、ルートの出だしで補助的確保（スポット）をおこなうよう決定することができる。
- b) クライミング・ロープは選手のハーネスに、2個のスクリュウ式または自動ロック式の安全環付カラビナを互い違い（ゲートが逆向きになるように）に用いて接続されなければならない。またロープは止め結びまたはテープによる固定をおこなった8の字結びを作ってカラビナに接続しなければならない。

競技会の進行

- c) 大会は予選と決勝の2ラウンドでおこなう。
- d) 予選はフラッシュ方式でおこなう。視覚障害者を除き、最終ラウンドはオンサイトでおこなう。

視覚障害者の最終ラウンドは、フラッシュ方式を使用するものとする。コーチは同一カテゴリーであるか否かを問わず、複数の視覚障害の選手のルート指示をおこなうことができる。視覚障害の選手およびルート指示者には、アイソレーションルールについて同様の制約が課せられるがジュリー・プレジデントの提言がある場合、競技会開始の30分前までに競技エリアに入るためにアイソレーション・ゾーンから離れることができる。この瞬間から最終ラウンドの終わりまで、トランジット・エリアでルートのビデオ録画を継続的に再生していなければならない。ビデオ録画が使用できない場合は、最初の選手のアテンプト開始の30分以上前に、ライブでのデモンストレーションを行わなければならない。デモンストレーションは、障害を有する人によって行われてはならない。

オブザベーションの手順

- e) 競技ゾーンへの入口で、選手はビレイヤーに壁の後側に来よう申し出て、クライミング・ロープをハーネスに取り付けてもらわなければならない。各選手は最終オブザベーションを40秒間行なうことが認められ、この期間は選手が壁に向き合った時点、また視覚障害者の場合は壁に触れた時点で開始されるものとする。

競技の手順

- f) 選手のルートにおけるアテンプトは、選手が（最後の）“TOP”と表示されたホールドを片手で保持した時点で完登と見なされる。
- g) 決勝への定員は変動制とし、以下のよう決定する：

予選の選手数	定員
選手数 ≤ 6	3名
7 < 選手数 < 15	4名

⁹⁷ 14.3.3, 14.3.5のナンバリングは、原文が小文字アルファベットのままとなっている。

選手数 >15 ⁹⁸	6名
-----------------------	----

- 14.3.2 疑義の余地をつくらなため、選手のいかなるルートでの成績であれ、またその最終成績についてであれ、いっさいの係数⁹⁹を適用してはならない。
- 14.3.3 リード競技に通常適用される IFSC ルールは、全てのパラクライミングのカテゴリーの選手に対しては修正適用されるか、適用されない¹⁰⁰。
- i. リードでのクィックドロワーへのクリップに関するついで 6.9.3 から 6.9.6 及び 6.9.9 viii の規則は適用されない。
 - ii. 6.9.1 : RP 及び下肢欠損カテゴリーの場合、ルートのスタート時の体勢を修正するためにわずかに跳ねることは認められる。
- 14.3.4 以下のリード競技に通常適用される IFSC ルールは、B1, B2, B3 のカテゴリーの選手には修正して適用されるか、適用されない
- i. 6.7.5, 6.8.5 : 選手はコーチからムーブの方向、ホールドの形状とホールド間の距離について、オブザベーション中とクライミング中の両方において指示を受けることができる。これに必要な通信手段は、選手自身が用意するものとし、「個人用装備品」に分類されるものとする。

ボルダー

- 14.3.5 ワールドパラクライミングカップとパラクライミング世界選手権のリードの形式は、以下にあげることがらを除き、第 2 部のセクション 7 に定められた規則に従う。

安全性と設定

- a) 競技はトップロープでおこなう。
- b) ロープはシングルロープを使用する。クライミング・ロープは選手のハーネスに、2 個のスクリュュー式または自動ロック式の安全環付カラビナを互い違い（ゲートが逆向きになるように）に用いて接続されなければならない。またロープは止め結びまたはテープによる固定をおこなった 8 の字結びを作ってカラビナに接続しなければならない。
- c) ボルダー課題は墜落時に構築物の凸部に衝突することがないように設定されねばならず、また全てのスタートホールドは起立した状態で届くものでなければならない。
- d) 課題の設定：以下を除き 7.2.5 にしたがう：
 - 四肢欠損カテゴリーではハンドホールドは一つのみ指定とする
 - 四肢欠損カテゴリーではフットホールドは一つのみ指定とする

競技会の進行

- e) 大会は予選と決勝の 2 ラウンドでおこなう；
- f) 予選¹⁰¹
 - 各年齢別グループの各カテゴリーごとに 8 つのボルダーが用意される。ボルダーの番号はその難度を表すものとする。No.1 は最も容易なボルダーであり、N0.2~5 は中間の難度、6~8 は高

⁹⁸この形だと 15 名ちょうどが定義されないが、良いのだろうか？ 2014 ではここは選手数 ≥ 15 だった。

⁹⁹ おそらく、障害の程度その他に応じて、選手の成績に一定の係数をかけてハンディとするような処理を指すものと思われる。

¹⁰⁰ 原文は“shall be modified/disapplied for competitors in all paraclimbing categories”とかなり断定的だが、全てがそうだというわけではないはずなので、表現をやわらげた。

¹⁰¹ この部分はほぼヨーロッパ・ユース大会のボルダーのコンテスト形式であり、その規定をそのままコピーしている。そのためだろう、age group という文言が残ってしまっているが、そのまま残して訳してある。

難度のボルダーとなる。各選手は各ボルダーについて、最大 5 回までのアテンプトをおこなうことができる。

予選はデモンストレーションなしのフラッシュでおこなう。選手数が少ない場合、複数の年齢別グループ、カテゴリーを 1 つの予選グループにまとめてもよい。

選手は同じ 1 色のホールドのみを使用することが認められる。この場合、ルートセッターが同じエリア内の各ボルダーを区別するために使用することができる色は、最大 3 色までとする。

各選手は任意の順番で随時、そのアテンプト前に、その成績カードをボルダー・ジャッジに渡して各ボルダーのアテンプトをおこなう。1 つのグループの全選手は、少なくとも 1 時間半の割り当て時間内に、いっしょに 8 つのボルダーでの試技をおこなう。1 つのグループの選手が 30 名を越える場合は、超過した選手 1 名につき 2 分間、割り当て時間が延長される。割り当て時間は、ラウンド開始前に告知されねばならない。必要に応じ、ボルダー・ジャッジは選手がボルダーでアテンプトをおこなう際の競技順リストを作成する。

予選の開始と終了は、大きなシグナル音で知らせなければならない。予選終了の 1 分前は、それとは異なるシグナル音を鳴らさなければならない。

f) 決勝¹⁰²

4 ボルダーで、オンサイトでおこなう。

決勝は、IFSC のボルダリング競技規則の決勝の規則に定められたところにしたがっておこなわれる。アイソレーションのクローズは、いくつかの決勝ボルダーが複数のカテゴリーで使用される場合は、決勝開始の 1 時間以上前とすることができる。

競技の手順

g) 視覚障害カテゴリー選手 (B1, B2, B3) へのオブザベーション中、アテンプト中の補助：
選手は補助者またはトレーナーから、ムーブの方向、ホールドの形状及びそれらの間の距離について指示を受けることができる。これには、動作中の伝達手段の使用も含まれる。指示者は異なる視覚障害カテゴリーの、複数の異なる選手に対して補助をおこなうことができる。

h) 選手は、以下の基準に従って順位付けされるものとする：

完登したボルダー数

完登までに要したアテンプト数の総計

獲得したゾーン・ポイント数

ゾーン・ポイント獲得までに要したアテンプト数の総計

i) 決勝への定員は変動制とし、以下のように決定する：

予選の選手数	定員
選手数 ≤ 6	3 名
7 < 選手数 < 15	4 名

¹⁰² 項目番号は本来ここは g)だが、f)が重複して打たれており、以後もそのままずれている。

選手数 >	6名
-------	----

スピード

14.3.6 ワールドパラクライミングカップとパラクライミング世界選手権のスピード競技の形式は、セクション 15¹⁰⁴に定められた規則に従う。

14.3.7 スピード競技のルートが、全てのカテゴリで相似である必要はない。
ルートのタイプは、ルートセッターにより、IFSC の公式な世界記録用ルートをもとに設定される。視覚障害者、肢切断者、車椅子を除くすべてのカテゴリ用に、適用変更したルートがまず設定される。上記のカテゴリにはさらに追加変更したルートが設定される。

14.4 選手団の参加登録

14.4.1 加盟連盟/協会は規則に定められた期限内に、競技会場への自由な入場が可能な全てのチーム・オフィシャルを参加登録することができる。これらの役員は有効な国際ライセンスを有するものとし、以下の役職のうちひとつを特定して IFSC のウェブサイトに登録しなければならない

- i. 選手団長 1名
- ii. コーチ
- iii. 資格を有する医療担当者または準医療担当者

14.4.2 14.2.1, 14.2.2, 14.2.3 に従い、加盟連盟/協会は IFSC の公式登録フォームに、(以下の選手で構成された) 選手団の参加登録をすることができる；

- i. 直近の成年またはユースの、世界選手権または大陸別選手権の優勝者(優勝種目で登録のこと)；
- ii. その大会の各カテゴリ及び各種目について、以下の選手：
 - i) 開催国以外の加盟連盟/協会は、6名までの選手；
 - ii) 開催国の加盟連盟/協会は、18名までの選手。

14.4.3 14.4.1 及び 14.4.2 の規定に従って登録された全ての者の参加は、IFSC デリゲイトまたはジュリー・プレジデントへの SMS または E メールによって、いずれの場合も、主催者から公表された大会案内文書に指定された時刻より前に(そうした時刻が定められていない場合は、テクニカル・ミーティングが始まる 30 分前までに) 確認されねばならない。

14.4.4 14.4.3 に従って参加確認がおこなわれなかった参加登録選手は、公式の競技順リストから削除される。

14.4.5 各世界選手権の選手団登録の締め切りは、ワールドパラクライミングカップは大会初日の 30 日前、パラクライミング世界選手権は大会初日の 60 日前とする。この締め切り後、11.4.3 に定められた範囲で¹⁰⁵、加盟連盟/協会は、やむを得ない場合に限り、選手団メンバーを入れ替えることができるが、登録された人数に追加することはできない。

¹⁰³ リードの場合と同じ。ここも 2014 では選手数 ≥ 15 だった。

¹⁰⁴ 現在セクション 15 は複合競技の規定が入っており、正しくはセクション 16 となる。

¹⁰⁵ この部分、そして以後の数カ所、セクション 11 のワールドカップ規定の該当箇所の文言を引き写したところがあり、ワールドパラクライミング・カップとすべきところが、ワールドカップのままになっている。また、この「11.4.3」は参加定員に関する「14.4.2」の可能性もある。

14.5 テクニカル・ミーティング

- 14.5.1 テクニカル・ミーティングは、大会の開始に先立っておこなわれる。テクニカル・ミーティングの目的は以下のとおり；
- i. 大会日程の確認（及び IFSC のウェブサイトにある情報からの変更の伝達）；
 - ii. 各競技の予選の公式競技順リストの配布；
 - iii. 大会に適用されるルールについての確認と，詳細情報；
 - iv. IFSC のウェブサイトがない，運営上の情報の連絡。

14.6 競技順と成績の公表

競技順の公表

- 14.6.1 各競技会に参加申し込みをしている選手の名簿は，遅くともワールドパラクライミングカップは 25 日前までに，パラクライミング世界選手権は 55 日前までに IFSC のウェブサイト上に公表されねばならない。
- 14.6.2 各ワールドカップ大会の選手の競技順は，第 2 部の該当するセクションの各競技規則に定めるところにしたがって作成されねばならない。
- 14.6.3 各カテゴリーの公式競技順リストは以下の時点で用意する：
- i. 予選については，当該大会に先立つテクニカル・ミーティングに合わせて，上記 14.4.3 の参加確認の期限の後に，
 - ii. それ以外の各ラウンドでは，先立つラウンドの公式リザルト発表後，あらゆる抗議に対する処理が完了した後に，
- いずれの場合も，IFSC のウェブサイト，公式の大会掲示板，アイソレーション・ゾーンまたはウォームアップ・エリアに公開の上，コピーを審判団，チーム・マネージャー，大会の広報担当者，報道関係者のために作成する。
- 14.6.4 競技順リストには以下の項目が記載されねばならない：
- i. カテゴリーとラウンド；
 - ii. 競技順；
 - iii. 各選手の氏名と IOC 国別コード；
 - iv. 保持している選手については，世界ランキング；
 - v. 該当する場合について，アイソレーション・ゾーンのオープンとクローズの時刻（該当しない場合は，そのラウンドの受付終了時刻）；
 - vi. 該当する場合について，オブザベーションまたはデモンストレーション，そしてラウンドの開始時刻；
 - vii. IFSC またはジューリ・プレジデントが認めた伝達事項。
- 14.6.5 選手が（以下いずれかに）出頭しなかった場合，；
- i. あるラウンドの受付またはアイソレーション・ゾーンに，公表された締め切り時刻までに；
 - ii. 呼び出しを受けたときにコール・ゾーンに，
- その選手はそのラウンドの競技順リストから削除される。残りの選手の競技順やスターティング・グループの割り当て（該当する場合のみ）の変更はおこなわない。

成績の発表

- 14.6.6 各ワールドパラクライミングカップ大会の成績と順位は、第 2 部の各競技の規則にしたがって作成されねばならない。
- 14.6.7 競技会の各ラウンドの終了時に、各選手の成績と順位を掲載した暫定リザルトを作成しなければならない。この暫定リザルトは、公式のリザルトの確定に先だつ非公式な情報として公表され、チーム・マネージャーや選手によるコメントも非公式なものとなる。暫定成績は、競技のラウンド中にスクリーンに映写するのが望ましい。
- 14.6.8 暫定リザルトの確認と、必要があれば修正を経て、IFSC ジャッジの署名によって公式に認められ、公式リザルトとして公表されねばならない。
- 14.6.9 競技会の終了時に、全選手の最終順位とその競技会各ラウンドでの成績を記載した公式の確定リザルトを作成し、IFSC ジャッジとジュリー・プレジデントが署名をおこなった上で、公表されねばならない。
- 14.6.10 全ての公式リザルトは、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式の掲示板に掲示され、その複写は競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、メディア関係者の代表に公開されねばならない。

14.7 メダルと賞金

- 14.7.1 各ワールドパラクライミングカップ大会の終了時に、金、銀、銅のメダルが、各カテゴリー、各種目のそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される。
- 14.7.2 ワールドパラクライミングカップ大会の終了時に、金、銀、銅のメダルが、選手数が 3 名以上の各カテゴリー、各種目のそれぞれ 1 位、2 位、3 位の選手に授与される。¹⁰⁶各競技会で獲得された順位をもとに、ワールドパラクライミングカップの最終順位のポイントが決定される。
- 14.7.3 賞金の最低額は各期毎に IFSC が決定する。この最低額を下回る場合の賞金リストは、組織委員会との協議により IFSC 役員会が決定する。

14.8 式典

- 14.8.1 ジュリー・プレジデントの特別な承認がない限り、全ての選手は開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。
- 14.8.2 競技会の最後に、決勝終了後ただちにおこなわれる表彰式は、こうした式典に関する IOC プロトコルに従っておこなわねばならない。国歌演奏と国旗掲揚はワールドパラクライミングカップ大会において必須である。
- 14.8.3 ジュリー・プレジデントの特別な承認がない限り、各カテゴリーの上位 3 位までの決勝出場選手は表彰式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

14.9 アンチドーピング検査

- 14.9.1 加盟連盟/協会または主催団体は、その国の国際スポーツ競技を管轄する国内法、世界アンチドーピング規程、IFSC アンチドーピングの方針と手続き及び罰則規定に則り、アンチドーピング検査の手配をしなければならない。

¹⁰⁶ 14.7.1, 14.7.2 は明らかに文言が重複しており、本来は一つに整理されるべきものと思われる。

14.9.2 アンチドーピング検査は、少なくとも以下の者に対しておこなわなければならない：

- i. 個々の競技の各カテゴリーの優勝者；
- ii. スピード競技の世界記録を更新した選手；

14.10 ランキング

個々の大会での順位

14.10.1 ワールドパラクライミングカップ大会の、個々の競技に参加した個々の選手の順位は、第2部の該当するセクションの各競技規則に定めるところに従わなければならない。

ワールドパラクライミングカップのランキング

14.10.2 各ワールドパラクライミングカップ大会の最後に、各カテゴリーの各種目で上位30位までの選手に対して、各選手のワールドカップ・ランキングを決定するための、以下のようなランキング・ポイントが与えられる。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1位	100	11位	31	21位	10
2位	80	12位	28	22位	9
3位	65	13位	26	23位	8
4位	55	14位	24	24位	7
5位	51	15位	22	25位	6
6位	47	16位	20	26位	5
7位	43	17位	18	27位	4
8位	40	18位	16	28位	3
9位	37	19位	14	29位	2
10位	34	20位	12	30位	1

付記：ある競技会で同着になった各選手が獲得するポイントは、同着になった各順位に対応する全ポイントの平均となる。ポイントは、小数点以下を四捨五入する。

14.10.3 ワールドパラクライミングカップ・ランキングは、ワールドカップ・シリーズを通して各選手に与えられたランキング・ポイントを加算して決定される。ランキングされる選手の順位は合算したランキング・ポイント合計の降順となる。順位が与えられるのは、少なくとも3大会に参加した選手である。

14.10.4 ワールドパラクライミングカップ・シリーズの最終戦終了時に、2名以上の選手が同じポイント数でワールドパラクライミングカップ・ランキングの1位同着となった場合は、それを分けるために、同着の選手が同時に出場した大会での成績を一つずつ比較し、同時に出場した大会で相手より上位となった回数で決定する。この計算後なお同着の場合、1位から始めて次は2位と言うように、上位の成績の獲得数で1位を決定する。

個人総合ランキング

14.10.5 「個人総合ランキング」は、リード、ボルダー、スピードそれぞれのワールドカップ・シリーズの少なくとも2つ以上の大会に参加した各選手について算出する。個人総合ランキングは、各ワールドパラクライミングカップ・シリーズで選手に与えられたランキング・ポイントを合計して決定する。ランキングされる選手の順位は合算したランキング・ポイント合計の降順となる。

APPENDIX

16.スピード（クラシック・フォーマット）¹⁰⁷

16.1 概説

16.1.1 この規則はセクション 3 の総則を併せて参照すること。

16.1.2 スピード競技会は通常、長さ 10m～15m、前傾は 5 度以内で、専用に作られた人工壁に設定されたクライミング・ルートで開催される。クライミング・ルートに段がある場合、その段（ルーフ）は 1m を越えてはならない。

16.1.3 スピード競技会の通常の構成は以下のとおり：

- i. 単一ステージからなる予選；
- ii. 1～3 ステージの勝ち抜きによる決勝；

不測の事態の場合は、ジューリ・プレジデントはラウンドのうちひとつを省略することができる。1 ラウンドが省略された場合、先立つラウンドの結果を省略されたラウンドの順位とする。

16.2 クライミング用構築物

クライミング用構築物

16.2.1 クライミング用構築物及びホールドは EN12572-1 及び EN12572-3 の該当する要件に準拠していなければならない。

16.2.2 クライミング面は、最低 2 つの平行したレーンを持ち、各レーンは最低 3m の幅がなければならない。“クライミング・レーンは隣接していても離れていても良いが、後者の場合、その間隔は 1m を越えないものとし、いずれの場合もレーンは水平に揃っていないなければならない。

16.2.3 クライミング用構築物は以下のものを装備していなければならない：

- a) クラシックビレイの場合：クライミング・ロープを通す 2 つの確保支点：ロープを吊り下げる主支点（トップ・プロテクションポイント）と、ロープ制御の補助となる二次支点（ディビエーション・ポイント）である。トップ・プロテクションポイントの位置は、“IFSC スピードライセンスルール”（IFSC Speed License Rules 第 3 版 2013 年 6 月）のアペンディクス 4 に示されたものとする。ディビエーション・ポイントがクライミング面の前面にある場合は同様に、同文書に示した位置でなければならない。
- b) オートビレイの場合：システムはトップ・プロテクションポイントに固定されなければならない。

クライミング・ルート

16.2.4 各レーンのクライミング・ルートは、同じ長さ、類似した性格と難度でなければならない。ルートのラインが垂直でないときは、反対方向へ向けてそれるように設定しなければならない。クライミング面の各パネルの四隅に固定されているボルトとハンガーのみを例外として、他の不要なもの（ホールド、クイックドローなど）は、壁から撤去しておかなくてはならない。

16.2.5 クライミング面に固定される計時装置は、選手の登行を妨げ、あるいは補助にならないように固定さ

¹⁰⁷ この「クラシック・フォーマット」の部分は、2016 年時点でほとんど変更されていないため、10m 競技への言及があり、またオートビレイの使用に関する記述はない、など、現状のスピード競技とは乖離している。その一方で、14.7.3 にはスピードのルートは通常のレコードフォーマットのルートをベースに設定するとされており、整合性のとれないものになっている。

れねばならない。

16.3 安全性

16.3.1 すべてのルートにおいて選手は、適用規格に準拠したシングルロープを使用した上方からの確保（「トップロープ」）、または IFSC 公認のオートビレイシステムで安全を確保して登らねばならない。IFSC ジャッジは安全上、器具類の交換が必要な場合それを決定する。

16.3.2 [適用せず]

確保支点

16.3.3 a) クラシックビレイ：クライミング・ロープはディビエーション・ポイントとトップ・プロテクションポイントに、縫製によるテープスリングと規格に則ったクイックリンク（マイロン・ラピッド）で確保支点到固定されたステンレス製の安全環付カラビナを用いて設置されねばならない。

b) オートビレイ：トップ・プロテクションポイントへのシステムの設置は、使用説明書に記載された仕様に従って行わなければならない。

個人の用具

16.3.4 選手はクライミング・ハーネスを着用しなければならない。ジュリー・プレジデントは、選手のハーネスが安全性に欠けると判断する理由がある場合、選手の競技開始を認めてはならない。

16.3.5 a) クラシックビレイ：クライミング・ロープは選手のハーネスに、2 個のスクリュー式または自動ロック式の安全環付カラビナを互い違い（ゲートが逆向きになるように）に用いて接続されなければならない。またロープは止め結びまたはテープによる固定をおこなった 8 の字結びを作ってカラビナに接続しなければならない。

b) オートビレイ：システムは選手のハーネスに、使用説明書に記載された仕様に従って接続されなければならない。

16.3.6 選手はオーディオ機器を、クライミング中に所持または使用してはならない。

安全確認

16.3.7 全てのアテンプトに先立ち、ビレイヤーは以下のことを確認しなければならない：

- i. 選手のハーネスが正しく装着されていること；
- ii. クライミング・ロープが選手のハーネスに、16.3.5 にしたがって接続されていること。

確保

16.3.8 a) クラシックビレイ：クライミング・ロープは、クライミング・レーンの一方の側に位置する 2 名のビレイヤーが地上から操作する。主ビレイヤーはロック式の確保器または手動式の確保器を使用する。ビレイヤーは十分に注意を払って以下のことを遵守しなければならない：

- i) ロープをむやみにタイトにし過ぎたり、緩めすぎたりすることでいかなる場合でも選手の動作を妨げることがないようにする；
- ii) 全ての墜落は安全に停止させる；
- iii) 確保されている選手を落とすすぎない。

b) オートビレイ：IFSC 公認のオートビレイシステムを使用する（スピードライセンスルールの解説を参照のこと）。

16.3.9 主催者から指名されるビレイヤーは、スピード競技に必要な確保の方法に習熟していなければならない。

い。IFSC ジャッジは、どのビレイヤーでも、競技会中いつでも、その交替を主催者に指示する権限を有する。交替させられた場合、そのビレイヤーはその競技会のいずれの選手のビレイも担当することができない。

16.4 計時

16.4.1 各選手のクライミング・タイムは、スタートの合図から選手のアテンプトの完了までである。選手が規則に従ってアテンプトを完了した時のみ、それが有効な時間として記録される。

16.4.2 クライミング・タイムの計測は以下の双方を用いておこなう：

- i. IFSC の認証を受けた電氣的機械計時システム、
- ii. 手動計時¹⁰⁸

付記: 大会中に電氣的機械計時システムを使用してラウンドを開始し、途中で使用不能になった場合、そのラウンドの成績は、手動計時による記録を用いて決定する。手動計時による成績は、電氣的機械計時システムに回復不能な障害が生じた場合の、バックアップとしてのみ使用するものとする。

電氣的機械計時

16.4.3 計時システムは IFSC の認証を受けねばならない。計時システムは：

- i. 各選手のそれぞれの競技終了時間を、選手が電氣的機械スイッチ/パッドを叩いた時に、記録する。
- ii. 各選手のそれぞれの競技記録を、スタートの合図の時刻(a)と競技終了時刻(b)の差分として、個別に表示する。

16.4.4 計時システムは、最低でも 1/1000 秒まで記録できるものでなければならない。選手の順位付けにおいては、1/100 秒までが記録され掲示される。記録された時間が 1/100 秒単位ちょうどの値でない場合、切り捨てて値をとり、発表する。

16.4.5 計時装置には、8.2.6 にしたがってクライミング壁面に固定、設置されたスタート表示器が含まれねばならない。

16.4.6 ジュリー・プレジデントは計時システムが正しく機能することを、責任を持って確認しなければならない。ジュリー・プレジデントは競技開始前に、関係する技術役員と面会し、自らが機器類に精通するようにしなければならない。機器類が正しく動作するかを確認するため、制御テストをおこなわなければならない。

手動計時

16.4.7 手動計時は、手動操作式のデジタル表示電子式タイマー（ストップウォッチ）を手動操作しておこなう。各選手のタイムは、スタートの合図の音から、10m 競技については図 8.2d)、15m 競技については図 8.2e)に示した位置¹⁰⁹に設置された電氣的機械スイッチ/パッドを叩くのが認められるまでの間を計測する。

16.4.8 各選手につき 3 名の公式タイムキーパーが、計時をおこなう。各タイムキーパーは他者にストップウォッチを見せたり、他者と時間記録について検討することなく、独立して作業をおこなわなければならない。時間記録は 1/10 秒単位でおこなうが、1/10 秒未満は切り捨てて計時/記録する。

¹⁰⁸ 他のスピード関係のセクションでは、全て手動計時は削除されているが、ここでは残っている。削除忘れの可能性が高い

¹⁰⁹ この記述は健常者の現在のスピード競技の文言のままだが、クラシック・フォーマットの壁の規定は 10~15m なので、この記述はふさわしくない。

16.4.9 各選手の公式時間記録は以下のように決定する：

- i. 3名のタイムキーパー全員の一致した場合は、それを記録とする。
- ii. 3名のうち2名の時間記録が一致し、3人目が異なっていた場合、一致を見た2名のタイムキーパーによる時間を記録とする。
- iii. 各タイムキーパーが異なった時間を記録した場合、3つの内の中間の時間を記録とする。

16.5 各ラウンドの定員

16.5.1 決勝への定員は以下のとおりとする。

予選で有効なクライミング・ タイムを記録した選手数	定員
4～7名	4名
8～15名	8名
16名以上	16名

付記：予選で有効なクライミング・タイムを記録した選手数が4名未満の場合は、予選をやり直すものとする。

16.5.2 指定された人数の決勝進出者は、予選で上位の選手をあてる。

16.5.3 同着の選手があるために、決勝への指定された定員を超過する場合の扱いは、8.7.5に定める。

16.6 競技順

予選

16.6.1 全ての選手は、スタート（試登の場合も含め）の1時間前にその出欠の確認をコール・ゾーン内で行わねばならない。左側のレーン（レーン A）の競技順は、無作為順に決定する。右側のレーン（レーン B）の競技順は、レーン A と同じ順番だが、半数のところで前後を入れ替える。

例：一つのカテゴリーに選手が21名いる場合、レーン A で最初にスタートする選手は、レーン B では11番目にスタートする。

決勝

16.6.2 決勝で定員が4名、8名、16名のそれぞれの場合の、決勝各ステージの競技順とレーンへの割り振りは、図 8.6(a), 8.6(b), 8.6(c)の決勝についてのものに示すとおりとする。

付記：予選で2名以上の同着の選手がいた場合、決勝の第1ステージでのそれらの選手の競技順は無作為順に割り振られる。

16.7 競技の進行

試登

16.7.1 各選手に予選ルートでアテンプトをおこなう機会をあたえる試登期間を、予選に先立って設定しなければならない。特別な事情のある場合、ルートのデモンストレーションでこれに替えることができる。ジュリー・プレジデントは試登時間の時刻と期間を（必要な場合、試登がおこなえない理由を）テクニカル・ミーティングで告知しなければならない。

予選

16.7.2 予選は2つのレーンで、2人1組の選手でおこなう。不正スタートやテクニカル・インシデントのための再競技の場合を除き、各選手は2つのレーンのそれぞれでアテンプトを1回ずつおこなう。

付記：選手が2回不正スタートをした場合、残りの選手は残りのアテンプトを、それが片方のレーンであれ両方のレーンであれ、1人でおこなう。

16.7.3 選手は競技中、その最初のレーンでのアテンプト終了から2番目のレーンでのアテンプト開始までの間に、最低5分間の休憩時間が与えられる。

16.7.4 各選手は両方のレーンでのアテンプトが完了するまで、ジェーリ・プレジデントの指示に従い、競技エリア内に留まらなければならない。

16.7.5 同着の選手があって、決勝への定員を超過する場合、当該の選手は順位をわけるため、レーンAで追加のアテンプトを1回おこなう。このアテンプトの時間記録は、決勝への通過選手決定のためにのみ使用される。

付記：なおも同着を分ける必要がある場合には、アテンプトを複数回繰り返す。

決勝

16.7.6 決勝に先立ち、決勝進出選手の紹介をおこなわなければならない。

16.7.7 決勝は、それぞれが一組の選手による複数の対戦で構成される勝ち抜きトーナメントでおこない、ステージ数（及び各ステージでおこなわれるレース数）は、決勝の定員に応じて決定される。各ステージで不正スタートやテクニカル・インシデントのための再競技の場合を除き、各選手は2つのレーンのそれぞれでアテンプトを1回ずつおこなう。

16.7.8 [適用せず]

16.7.9 決勝で定員が4名、8名、16名のそれぞれの場合、決勝の各ステージの競技順とレーンへの割り振りは、図8.6(a)、8.6(b)、8.6(c)の決勝についてのものに示すとおりとする。選手はその割り当てられたレーンでのアテンプトをおこなった後、レーンを入れ替えてその2つ目のレーンでのアテンプトをおこなう。

例：最初にレーンAで競技した選手は、2度目はレーンBで競技し、最初にレーンBで競技した選手は、2度目はレーンAで競技をする。

付記：予選で2名以上の同着の選手がいた場合、決勝の第1ステージでのそれらの選手の競技順は無作為順に割り振られる。¹¹⁰

16.7.10 競技の各組の勝者は、2つのルートでの時間記録の合計が少ない選手である。

付記：1名の選手しか、両ルートでの有効な時間記録を出さなかった場合、その選手がそのレースの勝者と見なされる。

16.7.11 あるレースで、両ルートで有効な記録を出した選手がいない場合：

- i. 選手の1人が不正スタートをした場合、残りの選手が勝者となる。
- ii. 両方の選手が不正スタートをするか墜落した場合、そのレースは引き分けとして16.7.12が適用される。

付記：iのケースで不戦勝になった場合で、選手がそのステージでの有効な時間記録を得るためにア

¹¹⁰ 15.6.2の付記と全く同じ文言が繰り返されている。

テンプレートをおこなうことを選択し墜落した場合は *ii* が適用される。

16.7.12 レース後、選手が同着だった場合：

- i. 同着になったのが決勝の最後の2つのレース(“スモール・ファイナル”と“ビッグ・ファイナル”)の場合、そのレースをやりなおす。
- ii. 同着になったのがそれ以外のレースの場合、先立つステージで(必要な場合は、さらに前のステージや予選も検討して)、より速い時間記録を出している選手を勝者とする。

16.8 試登

16.8.1 試登は通常、以下のいずれかによっておこなう：

- i. 予選の実施前に、予選参加資格のある各選手が、各レーンで1回のアテンプトを、予選の発表された競技順で行う。または
- ii. 一連の独立した試登時間枠を設定し、競技会に参加している各チームに割り当てる。この場合、 Jury・プレジデントは、試登の日程を決定し、各チームが大会会場に入る時刻と各チームに割り当てられた時間——チームの選手数に比例する——を確定しなければならない。

16.8.2 Jury・プレジデントは、その競技会に固有の諸条件に応じて、試登時間の期間や形式を変更することができる。

16.8.3 試登の際に、不正スタートをおこなった時の合図及び計時装置のデモンストレーションをおこなう。

16.9 競技の進行

スタート

16.9.1 全てのレースは、担当のスターター——IFSC 役員であってはならない——による明瞭な合図音で開始される。スターターは、選手からは見えない位置にいなければならない。合図音の音源は、全ての選手から等距離で、可能な限り近くに設置しなければならない。

16.9.2 ルートのスタート位置に呼び出されたら、各選手は：

- i. まずスターティング・パッドを自分に適したスタート位置に10秒以内に置き直さねばならない。
- ii. 次にビレイヤーが選手のハーネスに、15.3.5及び15.3.7にしたがってロープを連結できるような体勢をとらねばならない。
- iii. スターターの指示に従い、壁の前方2m以内の待機位置に、壁に背を向けて入らなければならない。

16.9.3 「At your marks」の指示で各選手は、片足をスターティング・パッドに置き、両手と片足を任意のスターティング・ホールドに4秒以内に置かななければならない。

付記：Jury・プレジデントまたはIFSC ジャッジは、選手が制限時間を超過した場合にイエローカードを提示することができる。

16.9.4 いかなる理由であれ、選手の準備が整った後に、スターターがスタートさせられないと判断したら、選手に準備態勢を解き再度待機場所に戻るよう命じなければならない。

16.9.5 全ての選手がスターティング・ポジションで静止したら、最後にスターターは”Ready!”と声をかけ、それに続いてただちに、計時システムを始動しなければならない。

付記：計時システムは、1秒間隔で連続して3回のビーブ音を鳴らす。最初の2回のビーブ音は同じ音色で、最後のビーブ音はより高音のものとする。

- 16.9.6 用意ができていない場合、選手は審判に対しはっきりと手を挙げて呼びかけねばならない。
“Ready!”のコール後は、スタートの指示に対する抗議は認められない。
- 16.9.7 選手が以下のいずれかをおこなったとスターターが判断した場合、スターターはスタートを中止しなければならない。
- i. 「At your marks」の指示に従わなかった、または指示から4秒以内にスタートできる状態になっていなかった、または「ready」のコール後に静止しなかった；
 - ii. 「At your marks」の指示の後に、他の選手に対して音を立てるなどの妨害行為を行った。
- (この場合、)スターターは、競技をスタートさせてはならない。ジュリー・プレジデントは、違反行為として警告をおこない、セクション4(罰則規定)に従ってイエローカードを発行する。ジュリー・プレジデントがスターターの決定を承認しなかった場合は、選手に対して相応の注意をおこなわねばならない。

不正スタート

- 16.9.8 スターター(もしくは任命されたリコーラー¹¹¹)の判断において、以下の場合に、選手は不正スタートをしたと判断される。
- i. スターターが「Ready」と言ってから、スタートの合図音が鳴るまでの間にスターティング・パッドから離れた；
 - ii. スターターが「Ready」と言ってから、スタートの合図音が鳴るまでの間に静止していなかった；
 - iii. スタートの合図音に1/10秒以内に反応した。

付記：電氣的機械計時システムを使用している場合、この用具の記録は通常は正確なものと思なされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、不正スタートがあったかどうかの判定には電氣的機械計時システムによる記録を使用するものとする。

- 16.9.9 選手は1つの大会中不正スタートをおこなった場合：
- i. 不正スタートをしたレースについては、有効な時間記録は与えられず、その大会のそれ以降の参加資格を失う；
 - ii. 不正スタートをおこなった選手の成績は、以下のようにして決定する：
 - i) 予選で不正スタートをした場合、選手はそのラウンドの最下位となる；
 - ii) 決勝で不正スタートをおこなった選手、選手はそのステージでの最下位となる。または不正スタートをおこなったレースが競技会の最終ステージ中である場合は、その順位は8.10に規定するところから決定される；

不正スタートをしなかった選手は、当該ステージでそのアテンプトを完了しなければならない。

16.9.10 不正スタートがあった場合、スターターは両方または全ての選手をただちに中止させねばならない。

16.9.11 不正スタートがあったレースでは、いかなる選手であれその時間記録は有効とはならない。

アテンプトの完了

- 16.9.12 16.9.11にしたがい、選手が計時パッド/スイッチを手で叩き、タイマーを停止させたら、アテンプトは完了したものとされ、有効な時間記録が与えられる。

付記：電氣的機械計時システムを使用している場合、この機器による資料は通常は確定的なものと思

¹¹¹ 不正スタートがあった場合に、選手のアテンプトを止める役割と思われる。

なされる。従って、機器が故障している明確な証拠が存在しない場合、電氣的機械計時システムによる記録が、選手が計時パッド/スイッチを叩きタイマーを停止させることができたか否かの判定に使用されるものとする。

- 16.9.13 選手がタイマーを停止しなかった場合、アテンプトは完了したものとは見なされず、有効な時間記録は与えられない。電氣的機械計時システムの故障が確定しない限り、再競技や追加のアテンプトは認められない。

付記：個々の選手がタイマーの停止に失敗しても、それをもって機器類に何らかの故障があると判断することはしない。

付記：同じルートで選手が連続してタイマーの停止に失敗した場合、またはシステム上の障害が発生した場合、 Jury・プレジデントはシステムの検査をおこなう必要がある。検査の結果、障害があった場合、 Jury・プレジデントは影響を被った選手の再競技を認めるかどうか検討しなければならない。検査の結果、故障が見いだされなかった場合、リザルトは有効となる。この検査には、ルートセッターにルートを登ってスイッチ/パッドを叩くよう依頼することも含む。

付記： Jury・プレジデントは、機器の検査が必要か否かを決定する際に、ビデオ記録を参考にすることができるが、選手がパッド/スイッチを叩いた（しかし、タイマーは停止しなかった）時のビデオ記録をもって機器の障害の確証とすることはできない。

- 16.9.14 アテンプトが失敗とされ、有効な時間記録は残らないのは、選手が：

- i. 墜落した；
- ii. 選手が壁の両脇または上端の縁を登るために使用した；
- iii. スタート後に、身体のいずれかの部分が地面に触れた；
- iv. 何らかの人工登攀をおこなった。

16.10 各ラウンド後の順位

予選

- 16.10.1 不正スタートについての 8.9.11 を踏まえ、選手の順位は以下のように決定される：

- i. ；選手がレーン A, レーン B の両方で有効な時間記録を出した場合、両レーンの時間記録合計に基づく（合計時間が少ない方が上位）。
- ii. ；選手がレーン A, レーン B の両方で有効な時間記録を得られなかった場合は、最下位となる。

決勝

- 16.10.2 決勝ラウンドのいずれかのステージ（準決勝及び決勝ステージも含め）で敗退した選手は、そのステージでのクライミング・タイムの合計をもとに順位付けされる。

付記：敗退した選手が有効な時間記録を得ていない場合は、15.10.3 に従いそのステージの最下位となる。

- 16.10.3 2名以上の敗退した選手が、(i) それぞれの敗退したレースで有効な時間記録を得られなかった、または (ii) その敗退したステージでの有効な時間記録が同じだったかのいずれかの場合、彼らの間の序列は先立つステージ（必要な場合は予選ラウンドも含め、さらに前のステージ）での、時間記録に基づいて決定される。

- 16.10.4 準決勝ステージで敗退した 2 選手は、3 位と 4 位を決するレース（スモール・ファイナル）をおこない、準決勝ステージの勝者は 1 位と 2 位を決するレース（ビッグ・ファイナル）をおこなう。スモール・ファイナルは、かならずビッグ・ファイナルの開始前に完了していなければならない。

16.11 テクニカル・インシデント

- 16.11.1 テクニカル・インシデントとは、その結果として選手に不利または不公平な結果をもたらす、選手自身の行為によるものではない事象である。
- 16.11.2 テクニカル・インシデントを認定するか否かの決定は、IFSC ジャッジ（不在の場合はジュリー・プレジデント）が、必要に応じてチーフ・ルートセッターとの協議の上でおこなう。
- 16.11.3 電氣的機械計時システムの障害は、テクニカル・インシデントとみなされ、障害の発生したレースの選手のみに影響がある場合、また障害が修復されず障害の発生したステージの全選手に影響する場合がある；
- 故障が修復された（例えば接続不良による障害の場合など）場合は、障害が修復され動作が確認されたらただちに再競技をおこなう；
 - 故障が修復できない場合、ジュリー・プレジデントは、(i) 故障の発生したラウンドをキャンセルするか、あるいは (ii) 障害の発生したステージの再競技を命じる。
- 付記：あらゆる場合に 16.4.2 の規定が適用される。すなわち、どのような場合であれ、電氣的機械計時システムと手動計時が競技会の同一ステージで併用されてはならない。*

テクニカル・インシデント後の処理

- 16.11.4 選手あるいはチーム・マネージャーが、テクニカル・インシデントが発生したと見た場合、その旨を IFSC ジャッジ（不在の場合はジュリー・プレジデント）にただちに、そして必ず次のレースの開始前に通知しなければならない。通知が、次以降のレース開始後であった場合、テクニカル・インシデントは一切認められない。
- 16.11.5 テクニカル・インシデントが申告あるいは確認された場合、影響を受けた全ての選手はジュリー・プレジデントの指示に従い、競技エリア内に留まらねばならない。
- 16.11.6 レースの選手 1 名のみに影響するテクニカル・インシデントが発生した場合；
- 予選でテクニカル・インシデントが発生した場合、テクニカル・インシデントを被った選手のみが再競技をおこなう；
 - テクニカル・インシデントが決勝ラウンドで発生した場合、当該レースの再競技をおこなう。
- 16.11.7 テクニカル・インシデントを被った選手には最低 5 分間の休憩時間¹¹²が与えられる。

16.12 ビデオ記録の使用

- 16.12.1 全ての選手のアテンプトについて、公式ビデオ記録が作製されねばならない。
- 16.12.2 公式ビデオの記録は、少なくとも 2 台のビデオカメラを使用し、少なくとも以下の点を記録しなければならない；
- あらゆるレースの両レーンのスターティング・ポジション；
 - あらゆるレースの完了時の両レーンのパッド/スイッチ；
 - あらゆるレースの各選手のアテンプト。
- 16.12.3 ラウンド開始に先立ち、ジュリー・プレジデントは撮影係に対して、必要な技術、手順について指示をおこなわなければならない。ジュリー・プレジデントは、ビデオカメラの位置を決定しなければな

¹¹² おそらく、インシデントの確認と修復が完了するまでに経過した時間が 5 分未満だった場合も、5 分間は休めるという意味と思われる。

らない。

付記：撮影係が業務を妨げられず、また何人もカメラの視界を損なうことがないように、細心の注意を払わねばならない。

16.12.4 何らかの問題が発生した場合の判定のために、ビデオの再生装置とモニターを用意しておかなければならない。再生用モニターは審判員が公式ビデオ記録を見て問題を検討するために、その権限のない第三者にビデオを見られたり、検討中にその内容が外部に聞こえたり中断を強いられたりすることがない、審判席に近接した利便性の良い場所に設置されねばならない。

16.12.5 判定（抗議への対応も含め）には以下のものを除き、いかなる映像資料も考慮に入れてはならない：

- i. 公式ビデオ記録
- ii. ジュリー・プレジデントの裁量のもとに、IFSC が公式に配信したビデオ記録（いわゆる「ライブ・ストリーム」ビデオ）

16.12.6 要求があった場合は、個々のラウンドの終了時に、公式ビデオ記録の複製をジュリー・プレジデントに提出しなければならない。

16.13 抗議

16.13.1 全ての口頭及び文書による抗議と、抗議に対する回答は、英語によっておこなわねばならならず

- i. IFSC のウェブサイトにある書式、またはそれと同じ内容を記入した書面で、競技規則の中で抗議が関係する該当条項を明らかにした上で、
- ii. 当該選手団の役員、またはその大会に登録された役員がない場合に限り、当該選手が署名をして提出されねばならない。

16.13.2 16.13.3 に従っておこなわれる抗議を除き、抗議は公式の抗議料を支払わなければ受理されない。必要な抗議料は IFSC が毎年発表する手数料の一覧に記載される。抗議が受諾された場合、抗議料は返金される。抗議が却下された場合、抗議料は返金されない。

安全性についての抗議

16.13.3 3 つ以上の異なる選手団のコーチが、深刻な安全上の問題点があると判断した場合、安全性に関する抗議を提出することができる。ジュリー・プレジデントはその抗議内容を検討し、妥当である場合は必要な措置を講じなければならない。

抗議の手順

16.13.4 以下についての抗議はただちに、そして次のレースの開始前に行われなければならない。

- i. あらゆるレースの選手のアテンプトに関するもの（例えば、不正スタートの宣告など）；
- ii. 決勝ラウンドのあらゆるレースのリザルト。

次のレースは、抗議に対する処理が決定するまで開始してはならない。このような抗議については、抗議手数料は不要である。

16.13.5 選手の順位に対する抗議は、ジュリー・プレジデントに対し、以下に従って文書でおこなわねばならない：

- i. 予選あるいは準決勝に¹¹³ついてのあらゆる抗議は全ての公式の成績一覧が公開されてから 5 分

¹¹³ この部分の文言は他種目のものをそのまま持ってきているが、スピードには準決勝はない。

以内に.

ii. 決勝についてのあらゆる抗議は、公式の成績一覧が公開後ただちに.

16.13.6 抗議を受けたらジューリ・プレジデントは（ジューリ・プレジデントが当初の判定に関わっている場合 IFSC デリゲイトは）、ただちにその抗議に対する対応をおこなわなければならない.

抗議が公式の成績に対するものであるなら、ジューリ・プレジデントは公式の成績が「Under Appeal（抗議判定中）」であることが、抗議がどの成績に対するものかを明らかにして、確実に告知されるよう手配する.

16.13.7 ジューリ・プレジデント（テクニカル・デリゲイトが担当した場合はテクニカル・デリゲイト）は、競技会の日程に遅延や問題を生じさせることなく抗議に対処しなければならず、そのために全ての人員や便宜を活用することができる.

16.13.8 抗議内容に関して確証が得られない場合、当初の判定が有効となり、抗議料は返金される. 文書による抗議の場合、裁定の結果は文書としてジューリ・プレジデントから、抗議の公式申請者に渡されねばならない.

抗議の結果

16.13.9 抗議審判団の裁定は、最終的なものでありそれに対する抗議はおこなうことができない.

16.13.10 抗議審判団の裁定（以下、「原裁定」）によってもたらされる結果に対する抗議は、以下にしたがって提出されねばならない

i. 予選に関する抗議については、原裁定の発表後 5 分以内に

ii. 決勝に関する抗議については、原裁定の発表後ただちに

原裁定の結果に関する抗議を、上記の期間外におこなうことはできない.

資料1 Continuous Updating World Ranking (CUWR) について

IFSC ルールに CUWR (Continuous Updating World Ranking) または世界ランキング (WR) という言葉が登場する。

これはワールドカップに限らず IFSC 公認国際大会のポイントシステムである。ワールドカップのポイントは、IFSC ルールの P.15 に一覧表があるように、1 位が 100 ポイント、2 位が 80 ポイント、3 位が 65 ポイントとなっている。ところが、IFSC のサイトのリザルトをご覧になった方はお気づきと思うが、どの大会を見ても 1 位のポイントは 100 になっていない。大体が 60 ポイント台だ。これが世界ランキングをベースにしたポイントなのである。

こうした方法を使用する理由は、出場選手の顔ぶれも参加人数も異なる大会に一律にポイントを出したのでは、選手の年間ランクが適切なものにならない、という理由による。たまたま、有力選手が欠場した大会の優勝と、フル・エントリーした大会の優勝では、同じ優勝でも重みが違う。そこで、各大会の出場選手の顔ぶれによって、その大会で獲得できるポイントに差をつけて計算したポイントを各大会毎に計算。過去 1 年以内に出場した全大会のポイントの合計に基づいたランキングが世界ランキングである。

さて、ある大会でのポイントの計算法だが、まずその大会に出場している選手の、その時点での世界ランキングから“field-factor”と言う係数を算出する。

- 1) その大会に出場する世界ランキングを持つ全選手の内、その時点の世界ランキングが 30 位までの選手について、その順位に対応するワールドカップのポイント表のポイントに 15 を加えた数値を計算する。世界ランキングが 1 位の選手は 100+15 で 115、2 位は 80+15=95.....30 位は 1+15=16 という具合である。

仮に同着があった場合、例えば 10 位に 2 人が並んだ時は

$$\frac{(\langle 10 \text{位のポイント} = 34 \rangle + 15) + (\langle 11 \text{位のポイント} = 31 \rangle + 15)}{2} = 47.5$$

と言うふうに計算する(この数値をまとめた表が下の表である)。

このように計算した全出場選手のポイントを合計する。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
ポイント	115	95	80	70	66	62	58	55	52	49	
比率	9.1%	7.5%	6.3%	5.5%	5.2%	4.9%	4.6%	4.3%	4.1%	3.9%	
順位	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
ポイント	46	43	41	39	37	35	33	31	29	27	
比率	3.6%	3.4%	3.2%	3.1%	2.9%	2.8%	2.6%	2.4%	2.3%	2.1%	
順位	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
ポイント	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	1268
比率	2.0%	1.9%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.3%	100%

- 2) 世界ランキングを持つ全ての選手(その大会に出場していない選手も含め) について、ポイントを計算し合計すると、上の表にあるように(100+15)+(80+15)+(65+15)+.....(3+15)+(2+15)+(1+15) = 1268 となる。

- 3) 1) で得られた値を 2) の 1268 で割ったものがその大会の“field-factor”であり、その大会の各選手の順位が決定後に、各選手の順位に対応するポイント(P. 15 の表) に“field-factor”を乗じた値が、各選手の

その大会での世界ランキングに基づく獲得ポイントになる。なお、小数点以下の端数については、全て小数点以下 3 桁目を四捨五入し小数点以下 2 桁までとしている。

“field-factor”は、世界ランキングを持つ全ての選手が出場すれば 1 になる。仮に、世界ランキングを持つ選手が一人も出場していない場合は 0 になる(そんな大会はワールドカップとして意味がないのは確かだが、仮にそんな大会があったらどうなるんだろう?)。と言うわけで、有力選手=世界ランキング保有者がたくさん出場しているほど、“field-factor”は大きく(1 に近く)なる。世界ランキングを持つ全ての選手が出場すれば、P.74 の表のポイントがそのまま獲得ポイントになるし、有力選手が少ないほど、獲得できるポイントは少なくなるわけだ。

さてここで問題なのは、ある大会の世界ランキングのポイントを算出するためには、過去の戦績に基づく世界ランキングのランキングが必要と言うこと。そうすると最初の世界ランキングの算出はどうやったのか? 卵と鶏である。

現実の世界ランキングのシステムではリードの場合で、1991 年の 5 大会(世界選手権と 4 回のワールドカップ)について“field-factor”を 0.6 として計算したものを出発点にしていると言うことである(言うことは 1992 年からこのシステムが使用されているということだろうか?)。

そしてもう一つ。“field-factor”算出の際に、何故ポイントに 15 を加えるか、と言うことがある。これはあくまで推測だが、ワールドカップのポイントの差が上位ほど大きいことによるのだろうと思われる。仮に、ワールドカップの各順位に与えられるポイントが等差で並んでいるようであれば、そんな必要はなくなるだろう。つまり 1 位 100 ポイント、2 位 80 ポイント、3 位 65 ポイント……と差が 10~20 ポイントもあるために、仮に 15 を加えずに計算すると、世界ランキングが上位の選手が欠場した場合に“field-factor”が必要以上に小さくなってしまふのだ。

試しに、世界ランキング 1 位の選手以外は全員出場した場合を試算してみよう。15 を加えた場合の“field-factor”は $(1268-115) \div 1268 = 0.91$ であるが、15 を加えない場合、 $(818-100) \div 818 = 0.88$ となる。実際には出場する世界ランキングのポイント保有選手はもっと少なくなるため、影響はさらに大きくなるだろう。いかに世界ランキングで首位の選手とは言え、その選手が出ないだけで“field-factor”があまりに低くなってはずい、と言うことだろう。

なおこのシステムは 1999 年に手直しがあったとのことで、それ以前と以後で合計する大会数やポイントを付与する人数などに違いがあるようだ。

資料2 「リード競技でのホールドの番号付けについて」

「リード競技でのホールドの番号付けについて」という資料が IFSC から出ています。

この文書は、ジャッジがルート図上のホールドに番号を振っていく上での指針として出されたものです。日本ではルート図は通常ルートセッターが作成し、ホールド番号もセッターが振りますが、他国ではそれを審判がおこなうことになっています。審判は、自分自身がルートを設定したわけではないのですから、手順についてはわかりにくい部分もありますし、フットホールドとしてのみ使用するよう付けられたホールドもあります。そのあたりは 1.4.1 のチーフ・ルートセッターの業務説明にあるように、チーフ・ルートセッターがアドバイスします。

ハンドホールドの定義と番号付けは、2段階のプロセスであり、それは固定的なものではなく競技会中にトポが変更されることもある。

ここでいう 2 段階のプロセスの最初の段階とは、競技開始前、セッターがルートセットを終えて、審判がトポ＝ルート図を作成した段階であり、二つ目の段階とは、競技の進行中に選手の実際のパフォーマンスを見ながら、より適正な番号付けに変更することを指しています。

先の 6.4.3 i ii)に「(評価の対象となるホールドは) 選手によって積極的に使用されたもの」とありましたが、この第 2 段階はそのような場合を指しています。つまり競技開始前に振った番号に固執せず、柔軟に対応していく必要があるということです。

1.ハンドホールドの定義

ルート・ジャッジは(インターナショナルルートセッター及び IFSC ジャッジの補助のもとに)選手が各ルートで使用すると予想したハンドホールドを、特定する。

注：いかなるオブジェクト(クライミング・ホールド、はりぼて、エッジ……)であれ、ハンドホールドとして定義することができる。オブジェクトの使用可能な部位のみを有効なハンドホールドとする。一つのオブジェクトは、複数のハンドホールドを持ちうる。これは、大きなはりぼてのみでなく、異なる箇所を保持しうる 1 個のクライミング・ホールドにおいても同様である(例:P.34の説明図の No.1 と 2, No.5 と 6)。ただこのように、一つのホールドを両手で使用するだけでは、この後に出てくるデュオ・ホールドにはならない。

定義：

クライミング・ホールド：合成樹脂の造作物で、クライミング・ウォールに(手と足、両方のために)ネジまたはボルトで固定されるもの。

ハンドホールド：クライミング・ホールド、及びクライミング・ホールドの一部、はりぼてその他の一部分で、手で保持(クライミングに使用)しうるもの。

あらゆるハンドホールドは、他のハンドホールドと明瞭に区別することができて初めて、独立したハンドホールドと見なすことができる。

注：全体にわたって似たような形状の大きなはりぼて(「コルネ」など)の場合では、しかしながら外見上の判断(例えばボルトより上であるか下であるか、など)をもってハンドホールドを分けることができる。

ここでいう「ハンドホールド」とは、リード競技において選手の成績として評価しうるもの＝独立したホールド番号を振ることができるもの、という意味合いでの「ハンドホールド」です。従って「定義」では、「クライミング・ホールド」と「ハンドホールド」をはっきり区別しており、「ハンドホールド」は「クライ

ミング・ホールド」より狭い限定された概念です。

「クライミング・ホールド」(はりぼてなども含めて)としては単一であっても、それに複数の手で保持できる箇所があり、それぞれの箇所の保持が、選手がさらに次のホールドを保持するためのムーブをおこなう上で必須/有効であるなら、それぞれの箇所に異なる番号を振ります。逆に保持できる箇所が何カ所であっても(場合によっては複数のホールドであっても)、どこを持ったとしても次のホールドを保持するためのムーブとしては変わらないのであれば、それらにはまとめて1つの番号しか与えられません。

2.ハンドホールドの番号づけ

原則1: ルートのラインに沿って、より遠方にあるハンドホールドには高位の番号を与える

あらゆるホールドはルートのラインに沿った距離に基づいて番号付けされる。ルートセッターによって最良と推定された手順は、デュオ・ホールドとされた場合を除き、考慮されない。

注: ルートのラインは、角ばったものではなく滑らかなものである。それはトポ上に、ハンドホールドをおおまかにつなげて引かれるものである。ルートのラインは、輪になったり細かく迂回することはない。

選手が未定義のオブジェクト(フットホールドや、オブジェクトの一部)を手でクライミングに使用した場合、そのオブジェクトはその瞬間からハンドホールドと見なされる。そのハンドホールドは、番号付けに含まれることになる。P.34の説明図のナンバー14.5のハンドホールドを参照されたい。

2個のハンドホールドがルートのライン上において等距離にあり、そのいずれか一方のみで登れる場合、両ホールドは同じナンバーが与えられる。

注: 例えば、選手がP.34の説明図のナンバー20のハンドホールドと同高度にある"フットホールド"(事前にはハンドホールドとはされていない)を使用したら、このフットホールドはハンドホールドとなり、ナンバー20が与えられる。

「原則1:」にあるのは、ホールド番号はルートのラインに沿って、低い位置にあるホールドから順番に振っていくということです。ルートのラインに沿ってということですから(トラバースの箇所では例外が出ますが)、見た目が高い位置にあるホールドには、より大きな番号が振られるということです。この時、セッターが設定時に想定したムーブでは、より低い位置にあるホールドを後に使う(よりホールド番号が大きくなる)ということであっても、それは「考慮しない」、としています。

これは、選手が必ずしもセッターの想定したムーブで登るとは限らないからです。セッターの想定した手順で登ろうが、それとは異なる手順で登ろうが、登ったと言う事実には違いはありません。そうである以上、見た目の上でより上に位置するホールドに高い数字を与えた方が、観客や選手にはわかりやすい、ということです。

ただし、それだけではやはり、うまく処理できないケースがでてきます。そのために考えられたのが、次の「原則2:」にある「デュオ・ホールド」という概念です。

原則2: デュオ・ホールド

デュオ・ホールドには3つの場合が存在する:

1. 持ち替え (P.34の説明図の8/9を参照)

このタイプのデュオ・ホールドは、必ず両手で使わなければ登れない、大きめのクライミング・ホールドの場合に指定される。

注: 両手で保持しうる大きめのクライミング・ホールドでも、そうする必要の無いものはデュオ・

ホールドとは見なされない。また両手で保持することが必須であっても、

- 1 保持する部位が明確に区別され、
- 2 その位置関係がルートのラインに沿って異なる高さ／距離にあり、
- 3 高い／遠いホールドを先に保持する可能性がない場合

はデュオ・ホールド指定することではなく、単に保持するそれぞれの部位に異なるホールド番号を振るのみである(例:P.34の説明図のNo.1と2のホールド)。P.34の説明図のNo.8/9のホールドの場合は、左右の手で保持する部位が連続的で区別できないため、デュオ・ホールドとなる。

2. 同高度にある2つのホールド (P.34の説明図の16/17を参照)

このタイプのデュオ・ホールドは、2つの異なるハンドホールドがアクシスに沿って地面から等距離にあり、その両方ともを必ず使用しなければ登れない場合に指定される。

3. 2つのハンドホールド (例:一つは順ホールドで、もうひとつはアンダークリング (P.34) の説明図の11/12を参照)。このタイプのデュオ・ホールドは、以下の二つの条件が重なった場合に指定される:

- a 近接して(隣り合って、または上下に)ハンドホールドが設置され、選手は登るために必ず両方のハンドホールドを使用する必要がある。
- b クライマーの何人かはおそらく(あるいは確実に)、ルートのアクシスに沿った距離に基づくホールドの番号付けとは相容れない手順で登ると思われる時。(例:より高い／遠いハンドホールドを最初に、その後低い／近いハンドホールドを使う)

注:デュオ・ホールドは、ハンドホールドの順序を改変する方策である。本ルールは十分に注意して使用すること。上に挙げた「必ず」とされている基準が満たされていることが肝要である。

デュオ・ホールドは2個の近接したハンドホールド、もしくは2箇所保持できる箇所のあるクライミング・ホールド(2個のハンドホールドを持つ1個のクライミング・ホールド)について、

1:その2個のハンドホールドの両方を保持しなければ、それよりも先に進むことが出来ない

2:それらのホールドを使用する順番が複数存在しうる

場合に適用するものです。

デュオ・ホールドでは、2個のホールドに一括して2つの数字を振ります。その上で、そのどちらかのホールドを保持したら小さい方の数字が成績となり、両方のホールドを同時に両方の手で保持したら大きい方の数字が成績となります。ルート図上では、2つのホールドを○でかこみ、ホールド番号は例えば「11/12」と言う風にスラッシュで区切って記入します(P.34の説明図を参照)。

さてデュオ・ホールドには、3つのパターンがあります。最初の2つ「持ち替え」と「同高度にある2つのホールド」はわかりやすいでしょう。いずれも単純に片方を保持したら、小さい方の数字、両方を両手で保持したら大きい方の数字を成績とします。

ただし、これらは必ず先の2つの条件を満たした場合にのみ適用されるということで、持ち替えの場合は、ただ両手で保持できるだけでは、デュオ・ホールドにはなりませんし、同高度にある2つのホールドの場合も同じです。前者は両手で持たなければ、後者はその両方を保持しなければ先に進めないことが条件になります。両方使った方がムーブ的に容易であると言うだけでは、デュオ・ホールドにはなりません。

注意しなければならないのは最後の3のケースです。この場合も先の1,2と考え方は同じですが、見かけ上は上下に分かれたホールドが対象であるだけに、慣れないと判断にとまどいます。

11と12のホールドがデュオ・ホールドになっているとして、各ケースを説明します。まず、上下に並ん

だ 2 個のホールドの内、どちらかを保持したら、それが上のホールドだろうが下のホールドだろうが小さい方の数字 (11) を成績にします。したがって先に下のホールドを右手で保持すると、11 の保持=11 ノーマルです。

重要なのは、その後で右手を送って、同じ右手で上のホールドを保持しても成績は同じ 11 で変わらないと言うことです。これは、片方の手でしかホールドを保持していないからです。デュオ・ホールドでは、両方のホールドを両手で同時に保持した状態になって初めて、大きい方の数字が与えられるわけですから、先に下のホールドを保持しても上のホールドを保持しても成績は同じです。下のホールドを保持した上で、同じ手を送って上のホールドを保持しても、状態としてはあくまで片手でしか保持していませんから、それは先に上のホールドを保持した場合と同じことにしかならないのです。

デュオ・ホールドが 11/12 で、上のホールドが順ホールド、下のホールドがアンダーリング、その手前の 10 が右手保持という例で、色々なパターンを列举してみましたので、参考にして下さい。

手前の ホールド (10)	下のホールド (アンダーリング)	上のホールド (順ホールド)	成績	
右手	左手タッチ	-----	10+	先に下のホールド を保持 (タ)
	左手保持	-----	11	
	左手保持→	左手保持	11	
	左手保持→	右手タッチ	11+	
	左手保持→	右手保持	12	
	-----	左手タッチ	11-	先に上のホールド を保持 (タ)
	-----	左手保持	11	
	左手保持	←左手保持	11	
	右手タッチ	←左手保持	11+	
	右手保持	←左手保持	12	

原則 3：トポは固定的なものではない

競技中に、(何人かの)クライマーが競技会前に予期されたものとは異なる手順で登ったことが明らかになった場合、ルートのラインと、デュオ・ホールドの適用は見直されねばならない。その結果、ホールドの番号付けも変更が必要になることがある。

例：選手がデュオ・ホールドの 2 つのハンドホールドの一方のみで、あるいは片手のみでそのセクションを通過できることを示した場合は、デュオ・ホールドの適用は見直されねばならない。

原則3は、先にも述べたことですが、競技の進行中に選手の実際の行動に即して、ホールドの番号付けは変動する可能性がありますと言うことです。デュオ・ホールドに指定されたホールドであっても、誰かがそのうちの一方のホールドのみで登ってしまったら、デュオ・ホールドの指定を解除する、となっています。確かにデュオ・ホールドとしての要件が消えたわけですから、仕方ないのかもしれませんが、選手が「火事場の馬鹿力」でやってしまったような場合でもそうなるといのは、引っかけるところです。

さてデュオ・ホールドを解除した場合の扱いですが、原則2の「1 持ち替え」と「2 同高度にある2つのホールド」は原則1の「2個のハンドホールドがルートライン上において等距離にあり、そのいずれか一方のみで登れる場合」に該当することになります。つまり、そのいずれを保持しても、片方だけでも両方でも同じ成績で、デュオ・ホールドとして与えられていた数字の一方は「欠番」になります。ただ、その両方を両手で保持した選手について、+を付ける余地はありうるかもしれませんが、最近のように+ (Used)の基準がシビアになっている現状を考えると微妙です。

また原則2の「3 2つのハンドホールド」のケースでは、ルートラインに沿って下位のホールドに小さい方の番号、上位のホールドに大きい方の番号が固定的に与えられることになるでしょう。

